

# うきは市景観計画



平成 23 年 3 月

うきは市

- 目 次 -

序．計画の基本的事項	1
1．うきは市の概要	3
2．うきは市の景観	5
2 - 1 地形特性	5
(1) 地形にもとづく地区区分	5
(2) 平野部の景観	8
(3) 傾斜地の景観	9
(4) 山間部の景観	9
2 - 2 歴史的特性	10
(1) うきは市の歴史的変遷	11
(2) 用水路の開設と平野部の農村	13
(3) 山間部の農地開発と集落	16
(4) 街道とまちなみ	18
2 - 3 営み・生業空間	21
(1) 棚田	21
(2) 街道	22
(3) 平野部の多角的農業	23
(4) 傾斜地の果樹園	24
(5) 山間部の林業	24
(6) 市街地	25
(7) 温泉街	26
(8) 計画道路と商業集積	26
(9) 祭礼行事	27
2 - 4 景観構成要素	29
3．景観形成の基本方針	31
3 - 1 景観形成基本方針	31
3 - 2 地域別の景観形成方針	33
3 - 3 地域別景観形成基本方針	35
3 - 4 景観形成に関する重要景観要素	38
(1) 棚田	39
(2) 吉井のまちなみ	40
(3) 筑後川と農業水利	41
(4) 果樹畑の広がる傾斜地	42
(5) 平野部の伝統的集落	43
(6) 山間部の伝統的集落	44
(7) 筑後街道	45

3 - 5	景観形成の実現に向けて個々の建築 ・開発行為が配慮すべき事項	47
3 - 6	関連計画等	48
4	景観形成基準	55
4 - 1	届出対象行為	55
4 - 2	景観形成基準	58
5	景観づくりの推進方針	66
5 - 1	景観重要公共施設の指定について	66
5 - 2	景観資源の登録による景観形成	67
5 - 3	景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的な事項	68
5 - 4	景観まちづくりの仕組みの確立	69
	(1) 景観づくりの担い手と役割	69
	(2) 良好な景観づくりへの取組み	70
	資料編	72
	景観計画の策定経緯等	72
	景観計画策定委員会委員名簿	73
	色彩の表し方	74

## 序．計画の基本的事項

うきは市は、福岡県の南東部に位置し、筑後川と耳納連山に挟まれた平野部の穀倉地と山林地域など自然に恵まれた景観を有しています。筑後川流域に広がる筑紫平野の最奥部にあたり、市域の大部分は山林と広々とした農地が広がる美しい景観を呈しています。

また、古墳や多くの遺跡も残っており、歴史的・文化的な景観も存在します。特に吉井町の白壁の町並みは重要伝統的建造物群保存地区に選定され、古くからの街道景観を今に伝える貴重なものとなっています。また、市内の各所には近世に築造された大石堰に代表される灌漑水路やそれらにまつわる祠や農村集落の景観も見ることができます。

反面、国道 210 号など広域幹線道路も市内を東西に走り、国道沿道には各種の店舗をはじめとした都市的な施設も立地しています。更に筑後川流域においては当市の筑後川温泉や吉井温泉、隣接する朝倉市の原鶴温泉など保養と観光を目的とした施設も立地しています。

このような自然、歴史、文化あふれる景観は、本市のこれからのまちづくりにおいて貴重で必要不可欠な資源と考えられます。

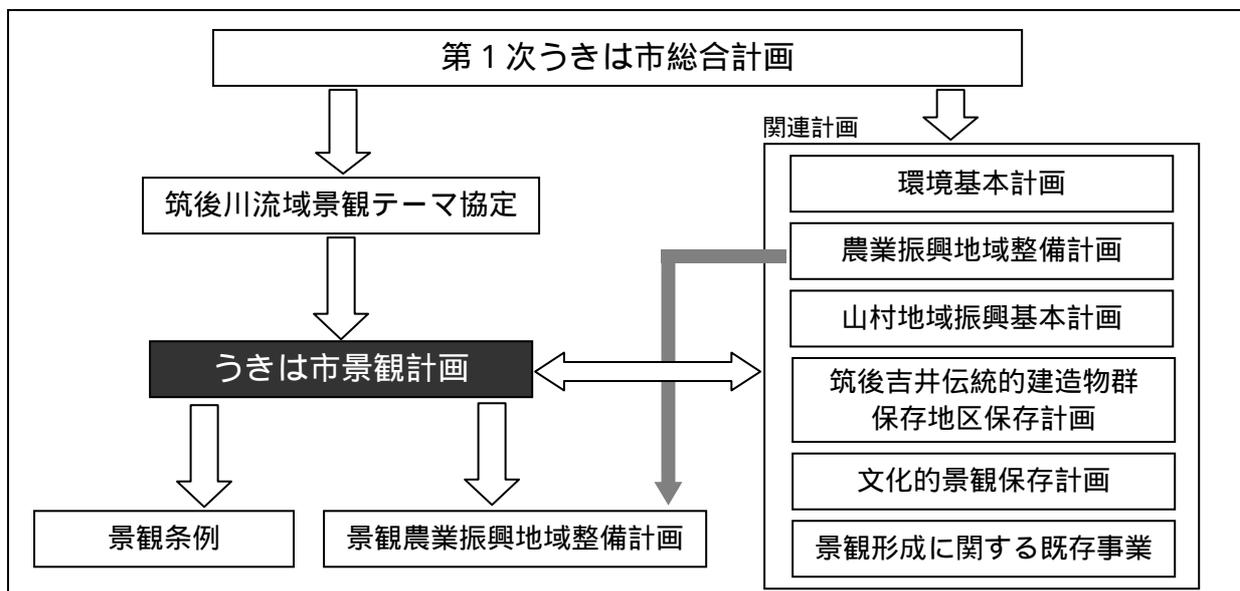
長い年月をかけて形づくられてきた特徴的な自然、歴史、文化などの景観と、今後の発展とともに新たに創造される景観を対象とし、本市の地域特性を活かした景観形成を推進することによって、景観がもたらす潤いと安らぎを与えられるよう、景観計画の策定を行うものです。

### 計画の位置付け

本計画は景観行政団体であるうきは市において、景観法に基づく景観計画を定めるものであり、本市の総合的な景観のマスタープランの役割を有しています。

景観形成は地域と行政との連携によってはじめて推進可能であることから、地域の主体性を尊重し、また地域の意向を景観形成に反映させるものとして進めることが必要となっています。

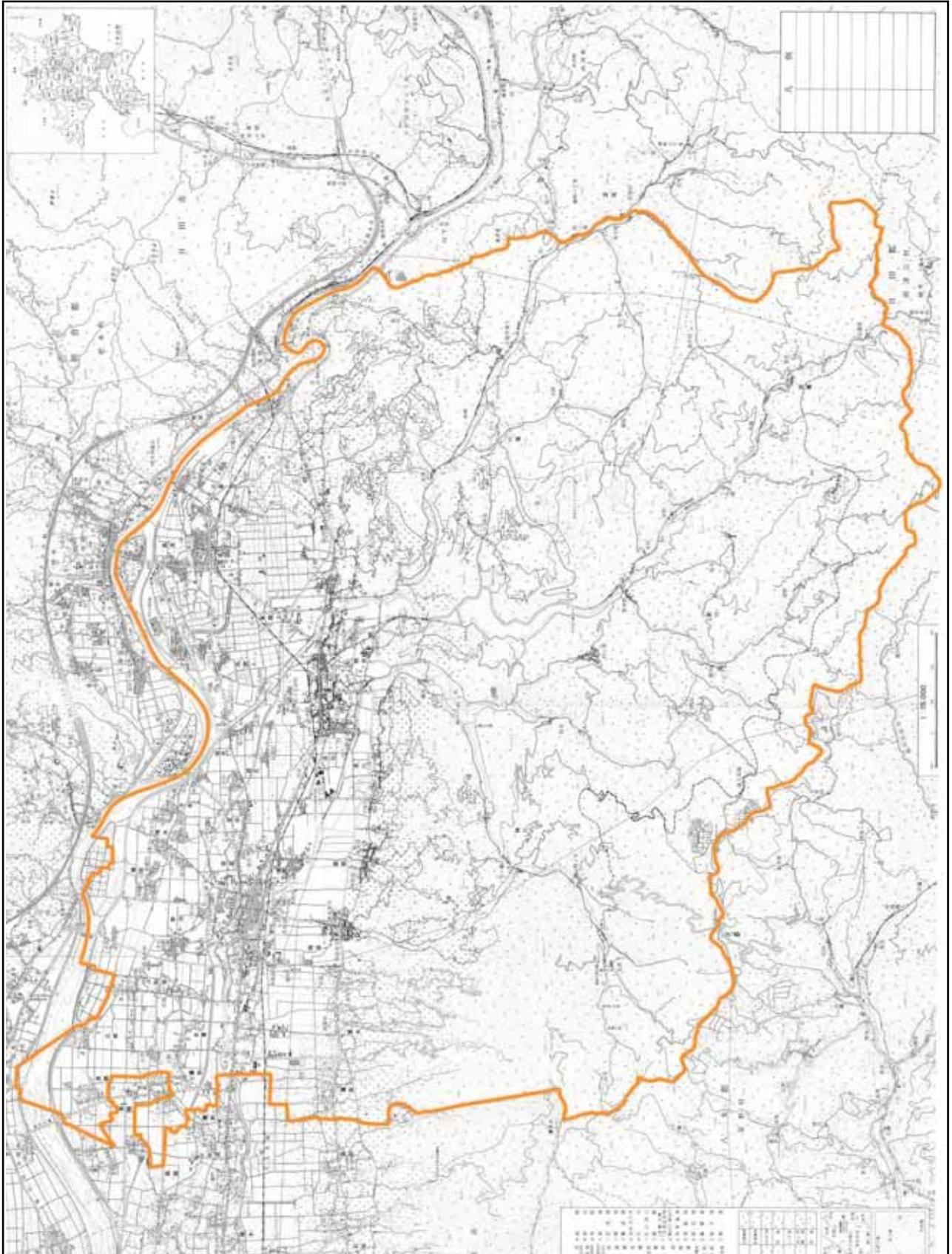
本市では筑後川流域景観テーマ協定を流域の市町をはじめ、関係団体や福岡県、国土交通省と締結しており関係する各団体や市民と共に筑後川流域の景観を協働して守り育てることとしています。



## 計画の対象範囲

景観法に基づく景観計画区域はうきは市全域とします。

## 景観計画区域図



# 1. うきは市の概要

## 1 - 1 人口

平成 22 年（国勢調査速報値）のうきは市の人口は 31,653 人で、世帯数は 10,207 世帯となっています。昭和 60 年からの人口は約 5,000 人の減少となっています。

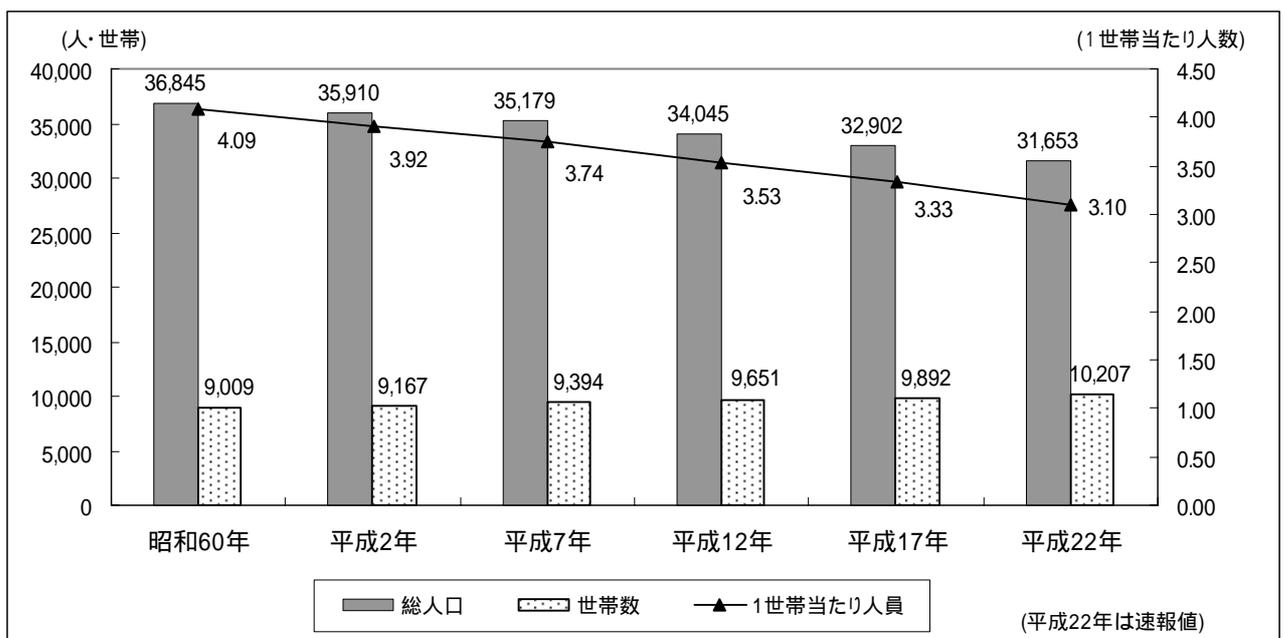
世帯数は 25 年間で約 1,200 世帯の増加であり、人口の減少とともに核家族化が進行しています。

平成 22 年 12 月末の住民基本台帳では総人口が 32,463 人と、平成 18 年 3 月末に比べこの 3 年間で約 1,100 人の減少となっています。平成 22 年 3 月末の 14 歳以下が 13.2%、15～64 歳が 59.7%、65 歳以上が 27.1%と高齢化も進んでいます。

- ・世帯数は平成 22 年（2010）で 10,207 世帯であり、一世帯当たり人員は 3.1 人。
- ・面積は 117.55km<sup>2</sup> なので、人口密度は約 270 人/km<sup>2</sup>。

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	36,845	35,910	35,179	34,045	32,902	31,653
世帯数	9,009	9,167	9,394	9,651	9,892	10,207
1世帯当たり人員	4.09	3.92	3.74	3.53	3.33	3.10

（各年国勢調査・平成 22 年は速報値）



## 1 - 2 産業

平成 17 年（2005）の就業者の割合は、第 1 次産業が 17.6%、第 2 次産業が 28.5%、第 3 次産業が 54.0%となっています。

	就業人口	率	総生産額（百万円）
総 数	16,403	100.0%	79,727
第 1 次産業	2,886	17.6%	3,891
第 2 次産業	4,667	28.5%	23,256
第 3 次産業	8,818	53.8%	54,373
帰属利子			-1,793

就業人口：平成 17 年国勢調査

総生産額：平成 18 年福岡県市町村民経済計算

**農 業**：うきは市は福岡県内でも人口に対する第 1 次産業の割合が高く、そのほとんどは農業です。平坦地では水田・畑作・施設園芸、山麓部では果樹、山間部では棚田を主とした稲作が中心となった農業経営が行われています。特に、いちご、柿、ブドウ、梨、桃など、フルーツの生産が盛んなうきは市は「フルーツの里」として知られています。しかし、農家数、耕地面積は減少傾向にあります。

**林 業**：市の総面積の 5 割を森林が占め、特産品であるスギ、ヒノキを中心とした林業が行われています。平成 18 年度では 4,174ha が保安林に指定されています。

**製造業**：市内の製造業の事業所は 135 件、従業者数は 1,882 人(平成 18 年)。伝統的地場産業としては製材業や製麺、醤油などがあり、「木材・木製品製造業」や「食品製造業者」が他の業種より多く、本市を特徴づける産業となっています。

**商 業**：近年では郊外型の大型スーパー等の立地によって、空き店舗も目立つようになり、既存の中心商店街は厳しい経営状況にあります。

**観 光**：耳納連山や筑後川に代表される豊かな自然、フルーツ狩、温泉、白壁の町並みなどを生かした観光施策を展開しています。

## 1 - 3 土地利用

地目別土地利用の状況は、森林 50.2%、耕地 25.2%、宅地 6.7%となっています。

特に森林においては、南側の耳納山系でスギやヒノキなどの植林による針葉樹林も多く見られます。北側の筑後川から耳納連山の麓までは広大な農地が広がり、平野部に接する耳納連山の傾斜地では果樹園となっています。また、山間部にはつづら棚田に代表される石積みの棚田もあります。

宅地については、吉井町と浮羽町の旧市街地、また、筑後川温泉や吉井温泉周辺にも宅地や特定産業の転入がみられ、農地の中にも集落が点在しています。

## 2 . うきは市の景観

### うきは市の景観特性

本市は筑後川と耳納連山に挟まれ、筑紫平野の最奥部に位置し、広大な農地と傾斜地の果樹園、山間部の森林や棚田、農村集落などがあります。また、国道 210 号や JR 久大線が東西に走り大分県との境のまちとして交通の要衝でもあります。

歴史的にも古く旧石器時代の遺跡をはじめ数々の装飾古墳があり、その他にも重要伝統的建造物群保存地区に選定された吉井の白壁の町並みや、福岡県内で初めて国の重要文化財指定を受けた平川家住宅など様々な文化財も存在する反面、都市化が進んだ市街地には現代的な建物や商業施設が建ちなっています。このように市全域には様々な景観要素が存在しており、各地区の特徴を表しています。

### 2 - 1 地形特性

#### (1) 地形にもとづく地区区分

うきは市は福岡県の南東部に位置し、北は朝倉市、西は久留米市、南は八女市と大分県日田市、東は大分県日田市と接しています。

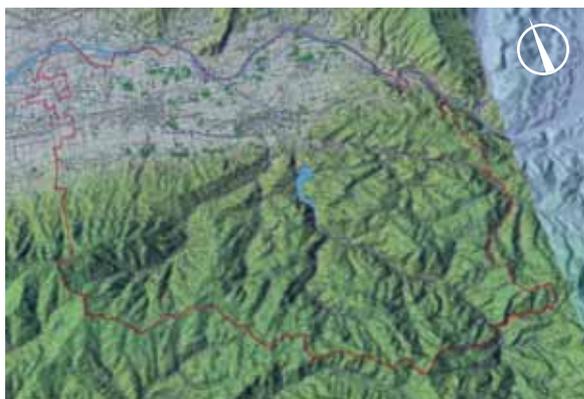
地形的には、南に耳納連山を抱き、北に「筑紫次郎」と称される筑後川が流れている自然に恵まれた地域です。耳納連山を源流とする巨瀬川をはじめ、小塩川、隈上川が市内を流れ、筑後川に注ぎ込んでいます。

市域は、東西 13km、南北 11.8km で面積は 117.55km<sup>2</sup> です。地目別にみると、耕地 29.60km<sup>2</sup>、宅地 7.82km<sup>2</sup>、森林 59.02km<sup>2</sup> となっており、約 75% が、森林・耕地といった自然豊かな地域となっています。

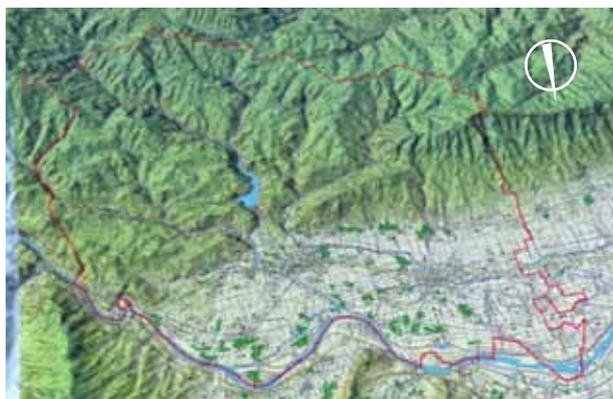
北側の筑後川から南側の耳納連山にかけ標高が高くなり、平野部は沖積平野で市北西部の標高約 25m から変成岩や花崗岩からなる傾動地塊と安山岩類、その他からなる姫治火山岩台地による山麓部を経て南東部の山頂では約 800m と大きな高低差があります。

本市は筑後川の南に広がる筑紫平野の一部である平野部、平野部から眺望できる耳納連山北麓である傾斜地、耳納連山から南側に続き浸食谷などを含む起伏に富んだ山間部に区分されます。

平野部は肥沃な田畑としての農地が広がり、傾斜地には果樹地帯が形成され、山間部は棚田などを含む森林となっています。



うきは市（鳥瞰図：北向き）



うきは市（鳥瞰図：南向き）

自然環境を表す植生を見ると、北側の平野部は水田雑草群落が多くを占め、合間に緑の多い住宅地が連担して存在しています。南側の山間部の多くはスギ・ヒノキ植林となっており、谷間に沿って水田や落葉果樹園が続いています。昭和 50 年代まではアカマツ群落が生息していましたが、マツクイムシ等の被害で現在はほとんど見られなくなっています。平野部と山間部に挟まれた耳納連山の北側にあたる傾斜地や、東部の丘陵地は落葉果樹園となっています。

現存植生図



主な植生の凡例

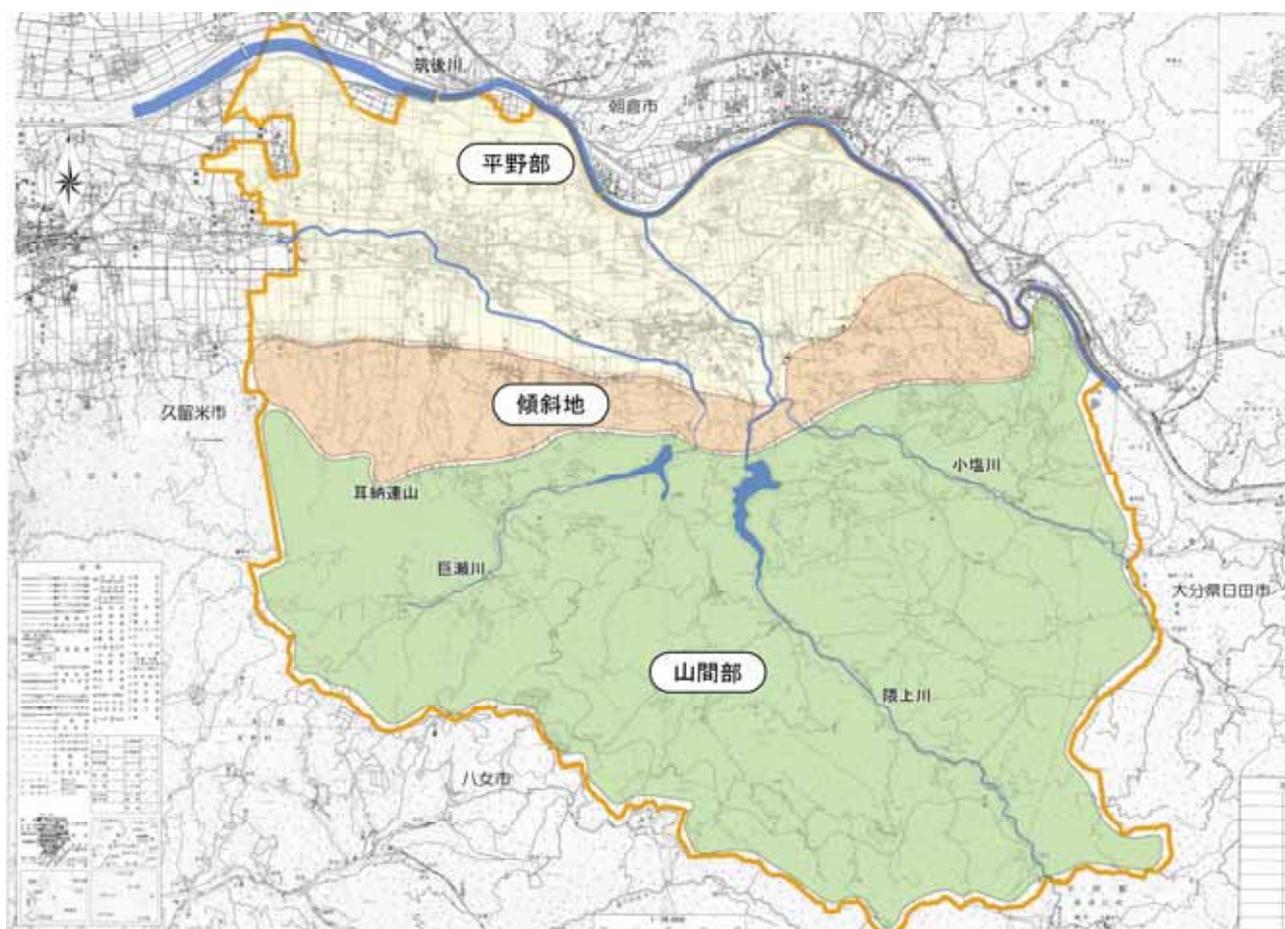
	モミ-シキミ群落		落葉果樹園
	路傍雑草群落		水田雑草群落（休耕田雑草群落含む）
	アカマツ群落・アカマツ-アカガシ群落		緑の多い住宅地
	コバノミツバツツジ-アカマツ群落		造成地・人為裸地・採石場
	スギ・ヒノキ・サウラ植林		

地形上の眺望状況や植生状況などから本市の景観特性として、以下のように大きく3つの地域に分けることができます。

平野部：筑紫平野の一部であり、広大な田園が広がっています。傾斜地などの高台から一望でき、隣接する市などと連続性を持っています。

傾斜地：耳納連山の北麓斜面から東側の丘陵地を含んでいます。耳納連山の中腹までや東側の丘陵地には果樹園が連なり、平野部からは常に眺望される場所です。

山間部：耳納連山や東側の丘陵地から南側一帯は浸食谷や台地など起伏に富んだ山地で、それぞれの谷間には針葉樹林を背景に河川や棚田の景観が見られます。



## ( 2 ) 平野部の景観

市域北側の平野は広大な筑紫平野の一部であり、筑後川に面した肥沃な農地として知られています。平野には田畑が広がり、その合間に古くからの集落や市街地などが点在します。

東側の丘陵地や南側の耳納連山などから平野部を一望でき、特に山北地区にある西見台等からの眺望に優れており、遠く佐賀県の脊振山系まで見通すこともできます。

平野部と耳納連山は相互に眺望の対象となるものであり、平野部や筑後川堤防上からの耳納連山の眺めや、傾斜地や中腹からみる平野の眺めは雄大な自然景観となっています。



西見台からの眺望



広大な田園

本市北端部は筑後川が流れています。この筑後川は熊本県の瀬の本高原から有明海まで約140kmにも及びますが、本市東部の山北地区を境に山間部から平野部に流れ込みます。本市では比較的流れの速い瀬や西部の緩やかな流れの筑後川を見ることが出来ます。

その他にも巨瀬川が平野部の南側を東西に流れ、隈上川が中央部を南北に流れ筑後川に注いでいます。



筑後川



巨瀬川

### ( 3 ) 傾斜地の景観

平野部の南側には耳納連山があります。本市から久留米市にかけて連なる山並みは、麓の集落から鷹取山山頂まで約 750mの標高差があり、平野部や筑後川の堤防上などの建物などが少ない開けた場所から眺望することができます。

この耳納連山の景観は多くの市民も誇りを持っており、本市の景観を代表するものとなっています。

耳納連山の中腹より山頂まではスギやヒノキの植林による山林となっていますが、麓から中腹までは果樹園が連なり、主に柿や梨などが栽培されています。

東側には耳納連山から続く丘陵地であり、同様に果樹園が一面を覆っています。



平野部からの耳納連山



山辺道から見る果樹園

### ( 4 ) 山間部の景観

山間部は本市の南側過半を占めています。山間部には巨瀬川、隈上川、小塩川のような主要な河川があり、それぞれの河川や支流の沢などによって浸食されてできた谷が幾重にも続いています。

それぞれ河川は西から延びる耳納連山と阿蘇山から連なる山塊の境界辺りに集中し、巨瀬川は流川から吉井市街地方向へ、小塩川は朝田と山北の境で隈上川と合流し、長野から筑後川に流れ込んでいます。

山地の大部分はスギやヒノキの植林であり、植林に不向きな崖地などにはアカマツや落葉広葉樹をはじめ、自然林が残っています。広大な筑紫平野と対比して山間部の渓流河川や山林は本市の特徴を表す景観となっています。

特に巨瀬川や隈上川などには、山間部を流れ下る渓谷があり、そこには調音の滝をはじめ、淵や瀬、農業用の堰、藤波ダムや合所ダムなど山間の水の景観もあります。



山間部（新川地区）



調音の滝

## 2 - 2 歴史的特性

本市には文化財をはじめ歴史的・文化的景観が存在します。古くは旧石器時代、縄文時代、弥生時代の遺跡や遺構、装飾古墳も多く存在します。

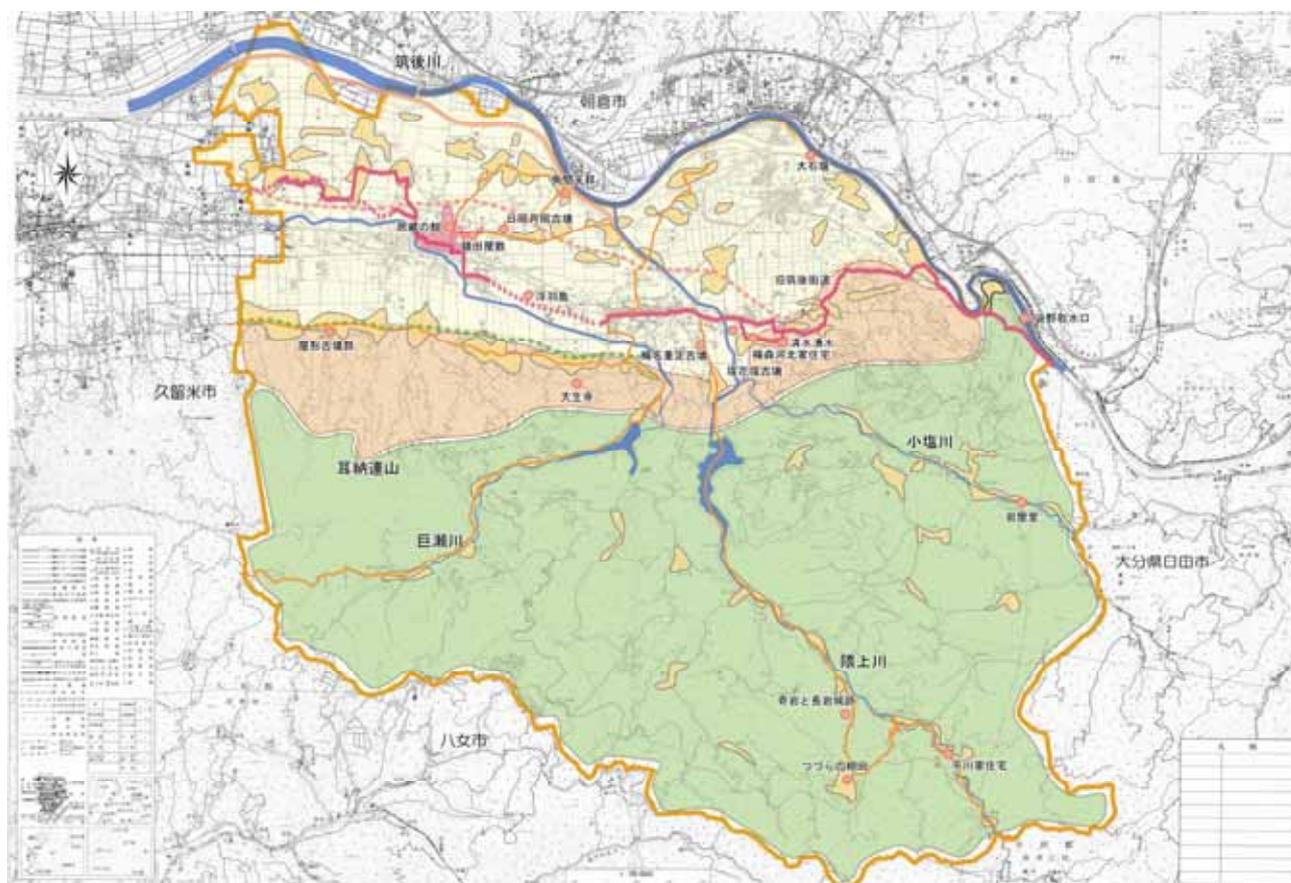
中世の戦国時代には大友氏の支配と共に各地に山城が築かれ、現在でも新川の長岩城跡などは奇岩の山肌と広葉樹林など当時を思い起こせる景観を呈しています。

近世になると久留米藩の藩政下におかれますが、筑後川の流水を利用した、灌漑用水路の築造が行われます。大石堰や袋野用水など現在も用水路は市域を東西に流れ、地域一帯の農地を潤し、集落や市街地を通り筑後川に合流します。

浮羽町については、平野部の農村景観の他、山間部に多くの棚田や草葺民家集落が存在します。田箆の平川家住宅は「くど造り民家」として、独特な形態を持ち、国の重要文化財として県下で初の指定を受けています。

吉井町については、土蔵造りの白壁の町屋が軒を連ね、近世の宿場町としての景観を呈している町並みがあります。重要伝統的建造物群保存地区として建物や町並みが当時の様式を守りながら残されています。また、街なみ環境整備事業の導入など伝建地区にふさわしい街づくりを行っています。

歴史的景観要素図



## (1) うきは市の歴史的変遷

### 〔原始〕

耳納山麓の扇状地法華原一帯は縄文から古墳時代にわたる遺跡の集中地域で、縄文時代のものでは早期に属する曾畑式土器も出土しています。その他、古畑地区も縄文時代の遺跡があります。また平野部の若宮・宮田からも縄文文化の遺物が出土しています。巨瀬川沿いの縄文文化耳納山脈の山麓地帯は原始時代の人々の居住に適していたと見られ、大野原や山北の扇状地および巨瀬川沿いの尼ヶ瀬開拓地などからは、縄文時代の遺物がかなり見つかっています。古墳は山麓の開墾や大石堰構築の際の石採りで破壊されたものが多い状況ですが、法正寺・堤の口・天神山・椿山・屋次郎丸の古墳などはまだ原形、またはその一部を留めています。特に朝田地区にある楠名・重定古墳及び装飾古墳である塚花塚古墳はいずれも古墳時代後期のものです。

弥生時代の遺跡は法華原のほかは平野部に多く、甕棺などが出土しています。古墳は山麓地帯に立地するものと平野部に立地するものがあり、特にうきは市は優れた装飾古墳の所在地で、山麓では屋形古墳群が有名で珍敷塚・原・鳥船塚・古畑の各古墳があり、平野部では若宮八幡宮境内に日岡・月岡の両古墳があります。

### 〔古代〕

律令制下では生葉郡、竹野郡に属していました。生葉郡には「和名抄」では大石・山北・姫沼・物部・椿子・小家・高西の7郷があり、うち大石郷と山北郷は旧大石村・山北村に、小家が旧小江村付近に想定できます。

浮羽の地名起源は、「日本書紀」(景行天皇紀)に遡ります。天皇が熊襲討伐の帰路、当地の的邑に立ち寄った際、膳夫が食前に供する諸盞(うき)を忘れたことから、時の人が浮羽と言ったといい、また、「筑後国風土記」逸文では、天皇がこのとき「惜しきかも朕が酒盃はや」と言ったため宇枳波夜郡となりましたが、後人が誤って生葉郡と称するようになったと述べています。

荘園としては延喜5年(905)の「観世音寺資財帳」に生葉荘とあり、東西に草葺屋各1宇と草葺板倉1宇を付随していたことがわかります。また、小家郷には宇佐八幡宮本御荘18か所の1つ小家荘が成立しました。生葉荘は保安2年(1121)、観世音寺の東大寺末寺化に伴い、東大寺の支配を受けるようになりました。

### 〔中世〕

中世の戦国時代、この一帯は大内氏の南朝方である星野氏と、大友氏の北朝方である問注所氏の2人の豪族による支配が主なものとなっていました。

#### 豪族星野氏

南北朝期には耳納山中に隠然たる勢力を有した星野氏が南朝を奉じて戦っていました。古くから耳納山地の山奥深く、星野川上流の本星野一帯に生活の基盤を置く在地勢力であったと思われる。吉井南東部の耳納山腹にも要害として妙見城がありました。

室町・戦国期の星野氏は、依然耳納山地に独自の勢力圏を有し、生葉東部の問注所氏とともに有力国人の1つに数えられていました。代々延寿寺村福丸城を本城とし、大永～天文年間(1521～55)に中務大輔吉実、常陸介親忠、伯耆守正実らが在城して生葉・竹野東郷に500町余を領したと言われています。天文19年、正実が大友宗麟に敗れ、後に星野氏は没落します。

## 問注所氏

室町・戦国期に勢力をもったのは問注所町野氏です。同氏は耳納山中の星野氏と並ぶ生葉郡の雄族で、三善康信6世の孫三善康行が、文永年間(1264～75)に生葉郡を賜り下向したものとされています。しかし、現存の問注所文書は大永年間(1521～28)以後のもので、古文書からは明確ではありません。旧浮羽町には中世の城跡が11か所ありますが、流川の井上城址と立石城址、新川の長岩城址などが問注所氏関係の城郭でした。

このほか、菅村には菅氏、小河荘に小河氏があり、これらは高一揆と称して大友氏の家臣団に編成されていました。特に小河氏は早くから大友氏の竹野郡代を任じ、分国支配の一翼を担っていました。山北郷には在地領主山北氏があり、南北朝期には南朝に属していました。

## 〔近世〕

天正15年、豊臣秀吉の九州大名配置によって、生葉・竹野両郡は筑前名島城主小早川隆景が、更に慶長6年(1601)からは、関ヶ原の戦いの戦功によって、田中吉政が筑後一国を領するようになりましたが、元和6年(1620)、2代忠政に嗣子がなかったため廃絶となりました。代わって丹波福知山より有馬豊氏が筑後北部に21万1,000石を与えられて久留米藩を創立し、以後、明治維新まで久留米藩有馬氏の支配下となりました。

生葉郡分の村々は田代組と石井組からなり、竹野郡分の村々は亀王組に属していました。なお、田代・石井両氏は吉井町に居宅を構えていたので、この両者は吉井大庄屋とも呼ばれていました。

これまでたびたび戦場となっていたこの地も、平和な江戸時代になり藩政の元に農地の拡大や街道の発展とともに吉井の町並みができるなど、現在のうきは市の景観の原型が形成されたと思われる。特に大石長野水道や袋野用水の完成は地域の発展に大きく貢献しました。

## 〔近代～現在〕

明治になって星野村とともに生葉郡及び竹野郡の一部で構成されていましたが、明治22年の市町村制施行により星野村が分かれ、田主丸町を加えて浮羽郡が成立しました。昭和3年に久大本線が開通したことで、この地域の一体性はさらに強まり、昭和26年には浮羽町が、昭和30年には吉井町が成立しました。平成17年3月20日に浮羽町と吉井町が合併し、新たに「うきは市」として市制が施行されました。福岡県内では26番目に成立した市で、平成の大合併では県内4番目となっています。

## ( 2 ) 用水路の開設と平野部の村落

本市の景観を特徴づけるものとして、平野部の広大な農地を潤す用水路や疏水があります。筑後川から取水する大石堰や袋野取水口をはじめ、大石長野水道、角間天秤等は長野水神社と共に本市の歴史を知る上で重要な景観となります。築造当時から整備も進み、水路の幅も広がり、コンクリートの護岸に変わっていますが、今もなお地域の生活に密着したものです。また、水の流れは人々の心を落ち着けるものであり、水の景観としても貴重なものであるといえます。

筑紫平野は今でこそ穀倉地帯といわれますが、約 340 年前の江戸時代は北に筑後川がありながら水位が低く利用することができず、平野の大部分は藪や林におおわれていました。水田は限られた低湿地だけで、その藪や林の間を開墾したわずかな畑作を主とした農業が営まれているに過ぎませんでした。山間部から流れてくる隈上川や小塩川、巨瀬川に堰を設け、流域は水田として耕作されていましたが、その面積も限られたものでした。

筑後川はうきは市の平野部より低い位置を流れており、直接利用することはできず、2つの大きな工事によって通された灌漑用水によって、現在の見られる様な広大な田畑を形成することになりました。

また、用水路は町の中心部にも流れ、吉井町では南新川と災除川の高低差を利用した水車動力が発達し、麦を主体とした製粉・製麺業が盛んになりました。



大石堰



角間天秤



袋野取水口

平野部には5、6軒から数10軒に及ぶ集落が存在し、その周りに農地が広がっています。その集落の多くは神社や祠などを持ち、屋敷の周りに生垣や笹などで囲み、北西からの季節風を避けるため、スギなどの防風林を持ったものもあります。

古くからある多くの集落内の民家は、寄棟や切妻の瓦屋根や漆喰壁や板壁などの歴史性を感じる和風住宅が多く、草葺民家も数棟ずつ残っています。集落内の道路は自動車が通行できるものの、曲がりくねっており、昔からの趣を残しています。

山北地区にある楠森河北家住宅は国指定登録有形文化財となっています。



旧筑後街道の民家



平野部の農村



楠森河北家住宅

## < 大石長野水道 >

生葉郡に夏梅村庄屋栗林次兵衛、清宗村庄屋本松平右衛門、高田村庄屋山下助左衛門、今竹村庄屋重富平左衛門、菅村庄屋猪山作之丞という5人の庄屋は、長瀬に堰を造り水門を設けて溝を掘り、落差を利用して水を引いてくれば、畑を水田にすることができ久留米有馬藩の収入も増えるだろうと考え、寛文3年(1663)に郡奉行高村権内に計画を説明し、その後計画書を作りあげ、田代大庄屋を通じ願書を出そうとしたことを聞いた近くの金本村、末石村、稲崎村・富光村・安枝村、島村、竹重村の5人の庄屋が我々もぜひこの計画に加えてもらいたいと申し出てきました。五庄屋は死を覚悟しており、他の人まで迷惑をかけられないと断りましたが、これらの村でも水の欲しいため、五庄屋の村だけに水を引くことは勝手が良すぎると、怒りだして藩に願い出ることをとめようとさえしました。そこで田代大庄屋と石井六三郎大庄屋が仲裁に入り、話をまとめました。その時竹野郡(久留米市田主丸町)千代久村の庄屋も加わって13の村11人の庄屋で藩に願い出るようになりました。

寛文3年9月24日、水道工事請願書に名を連ね、高村郡奉行を通じ久留米の有馬藩の役所に頼み出しました。

ところが、大石村から溝を掘って筑後川の水を流したら、ひとたび洪水時には溝の通る村の田畑は大水になって大変な損害を受ける恐れがあるという理由で、他の村の庄屋がそろって反対を言い出したのです。これに対して「設計通り工事を進めれば決して損害を及ぼさないと信ずる。万一損害を与えた際は、必ず我々が責任をとりどんな重い罰でも受けます」と工事を願い出た11人の庄屋が決意を述べ、高村奉行も反対する庄屋を説得し、反対運動も治まりました。

藩は、これまでに経験のない大工事であるため、土木工事にくわしい普請奉行丹波頼母重次が実地調査を行った結果、とても庄屋達だけでは完成できるものではなく、藩の工事にすべきと意見しました。

寛文3年(1663)12月、念願であった水道工事は藩の仕事として許しが出るようになりました。郡奉行は11人の庄屋に設計書どおり水路ができ、万一水が流れてこない場合は庄屋達の責任はまぬがれるものではなく、お上に迷惑をかける罪は軽くない。その場合は張りつけの刑にされるであろうと念をおされ、工事開始時には長野村の入り口に十の字型のはりつけの柱が立てられました。寛文4年1月11日工事が始められ、5人の庄屋の村では老人、女、子供まで出て、自分達でできる仕事を手伝いました。

大石村の長瀬から溝を掘り進み長野まで到達したため、水を流し込んでみたところ、下流の糸丸村の近くまで来た水は再び非常な勢いで逆流し始め、5人の庄屋は色を失いました。更に溝を掘り進んだところ、大きな岩に当たり、隙間からたくさん水を吸い込むなど予期せぬ事態もありました。尽力を主に、わずかに牛や馬の力を借りて運搬し土で固めて土堤を作り、堰や水門を築造し、多くの人々働きによって、工事は予定より早く寛文4年(1664)3月に完成しました。

工事を始めて完成まで60日あまり。人夫はおよそ延4万人、この工事によって生葉群70町歩(約70ha)、竹野郡約5町(約5ha)の田に水が引かれるようになりました。

この工事で筑後川の水を利用できることが証明され、水田の拡張が進みました。寛文5(1665)年には二期工事が始まり、今泉村、千代久村、末次村、坂井村、菅村、下古賀村、上古賀村、小川村、松門寺村にも水路が引かれ、その後も水田の拡張が行われ、この地方の平野部は水に恵まれた豊かな穀倉地帯となりました。

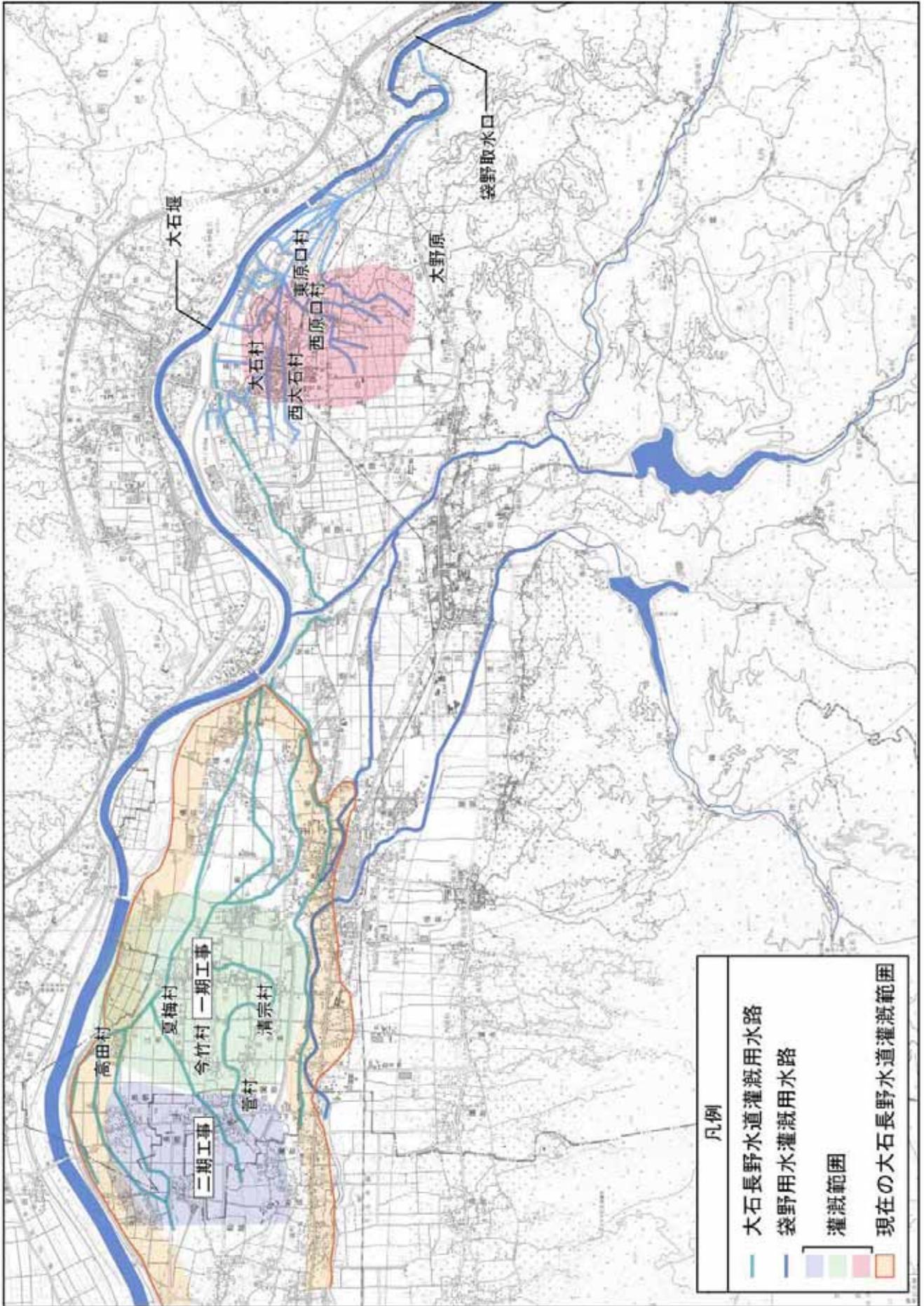
## < 袋野堰渠(袋野用水) >

袋野堰渠は大石長野水道が開設されて8年後の寛文12(1672)年に吉井の大庄屋田代弥三衛門重栄とその子である重仍によって着工され、翌延宝元(1673)年に竣工しています。

大石長野水道より上流にある村々はその恩恵を受けることはできず、大石堰より更に筑後川の上流から取水する以外には方法がありませんでした。袋野からの導水は大石長野水道の開渠を掘り進む様にはいかず、実地調査の結果隧道を掘らなければ通水できないものでした。当時の鉱山開発は進歩していたものの、ツルハシだけが頼りの隧道掘削技術は未熟であり、工事は非常に困難なものでした。ホラ貝に菜種油を入れ、火を灯しその光で工事を進めたと言われていました。

地蔵岩までの隧道が約9ヶ月の工事でようやく完成しましたが、取水口から注水したところ、予定していた水量を入れることはできませんでした。そこで日田郡高野村の了承を得て堰を築造し、十分な水量を得ることができました。

この袋野堰渠のおかげで、大野原村から大石村一帯四村の70町歩を灌漑できるようになりました。



### (3) 山間部の農地開発と集落

山間部の農業は多くの古墳群がみられることから、弥生時代には行われていたと考えられており、中小の河川を堰止め、水稻栽培の灌漑に利用していました。しかし、戦国時代には戦乱の場となったこともあり、現在の様な棚田景観は近世以降になってつくられたものです。

江戸時代になり、政治が安定してくると山間部でも平野部と同様に、農地の拡大が進められました。狭い谷間で比較的水利の良い場所が開墾され、石垣を積み上げて棚田を造り、稲作に必要な水は、河川に設けた堰からイデと呼ばれる水路を通して田に水を引きます。イデの水では足りない田やイデより上部にある棚田には山から流れてくる沢の水を利用しました。現在でも葛籠地区など沢水に頼っている棚田では竹を2つに割って使用する竹樋による灌漑を見ることができます。

また、高原盆地では水系に乏しいため、灌漑用のため池を築造しイデを使って棚田を潤していました。ため池の築造記録が残っており、新川と小塩の境にある一条のため池は寛政11(1799)年に築造を開始したもので、堤高さや幅は当初のまま現在も使用されています。



棚田の石垣



イデと棚田



竹樋による取水

#### 江戸時代の状況

山間部の農業について、変遷を知る上での資料は非常に少なく、小塩村の山崎家文書の記録が参考になります。山間部一帯は生葉群として同様な開発が行われていたと考えられます。

山崎家文書によると山崎家は代々、新川や小塩地区の堤や中小の溪流による水田の造成に携わっており、中には開拓に対して藩から報奨金や帯刀の免許を与えられた例もあります。

また、吉井大庄屋田代又左衛門組の文書に、具体的な記述があり、岩を切り通して水路を築き、田畑を開墾したなどの文章を見ることができます。

山間部でも河川や沢の水が利用できない場所には、ため池を造り田畑を開墾した記述も見られます。石積みの棚田については具体的な記述はないものの、明治初期に作成された葛籠の地籍図にも記載されており、江戸後期には現在のような石垣棚田の景観がつくられていたと考えられます。

開墾が進んだといえども、平野部に比べると農業生産は厳しいものであった様で、炭、椎茸などのきのこ類、山芋、燈松、蕨、青梅など山で採れる産物で人々は生計を立てていました。

山間部の農村集落の多くは、小塩川、隈上川、巨瀬川とそれぞれの支流沿いの谷底に集落が形成されています。

開墾が進んだ江戸時代は茅葺き屋根の民家であり、大正時代には地域の主産業となった林業の影響によりスギの皮が屋根に葺かれるようになりました。現在のように瓦葺となったのは昭和 20 年代から 30 年代にかけてのことです。民家の形態も寄棟の直屋が多くを占めますが、その他には鍵屋や 2 階建てなど様々な形態が見られることも特徴となっています。

特に新川・田籠地区の集落の民家については築 50 年以上を経過したものが約 3/4 を占め、草葺き屋根の民家や伝統的瓦葺民家がそれぞれ約 100 棟程残っており、本市山間部の優れた歴史的景観となっています。田籠地区には国指定重要文化財である平川家住宅があります。



小塩地区の集落



新川地区の集落



妹川地区の集落



平川家住宅

#### (4) 街道とまちなみ

うきは市内の道路網は、いわゆる自然発生的にできたと考えられ、集落と集落、住居と生産の場を結ぶ歩きやすく、便利な方向や地形を考え、必要最小限の道幅でした。戦国時代には既に日田へ通じる大友道といわれる道ができていました。近世江戸時代になり、天領日田へ通じる道は現在の筑後吉井伝統的建造物群保存地区を宿場町として栄え、うきは市内では西から清宗、稲崎、金本を通過して吉井中心部を抜け、清瀬、浮羽島の南を通過して浮羽中心部に入り、吉広、中園、大野原、袋野へと続いていました。

現在の旧道は農地整備や開発によって一部は寸断されています。また、日田へつながる道には、吉井や浮羽から北へ進み、古川村から筑後川を渡し舟で渡るルートもありました。

筑後街道も時代と共にその経路を変えており、大正から昭和初期には久留米市中心部から日田市豆田まで軽便鉄道である筑後軌道が開通し、吉井市街地西部の国道 210 号と浮羽町東隈ノ上から高見、三春を通り、保木、袋野に続く路線を運行していました。その後の久大線の開通により筑後軌道は廃線となり、変わって市の主要道路としての役割を担ってきました。

また、耳納連山の麓を山辺道と呼ばれる古くからの道路があります。道沿いの各集落も古く、旧道は水路と並走する箇所もあり、歴史的な趣があります。

山間部では、浮羽市街地の東にある朝田から新川と田籠を抜け、日田へ続く旧往還があり、各所がかつての面影を見ることができます。

その他にも旧来の自然発生的にできた道路も、時代と共に形態や場所を変え、特に明治期以降では筑後川にも橋が掛かり、新たな道が造られています。

旧街道沿道やその周辺には吉井伝建地区だけではなく、古くからの民家が残り、歴史的な景観を呈しています。



面影が残る旧筑後街道（吉井）



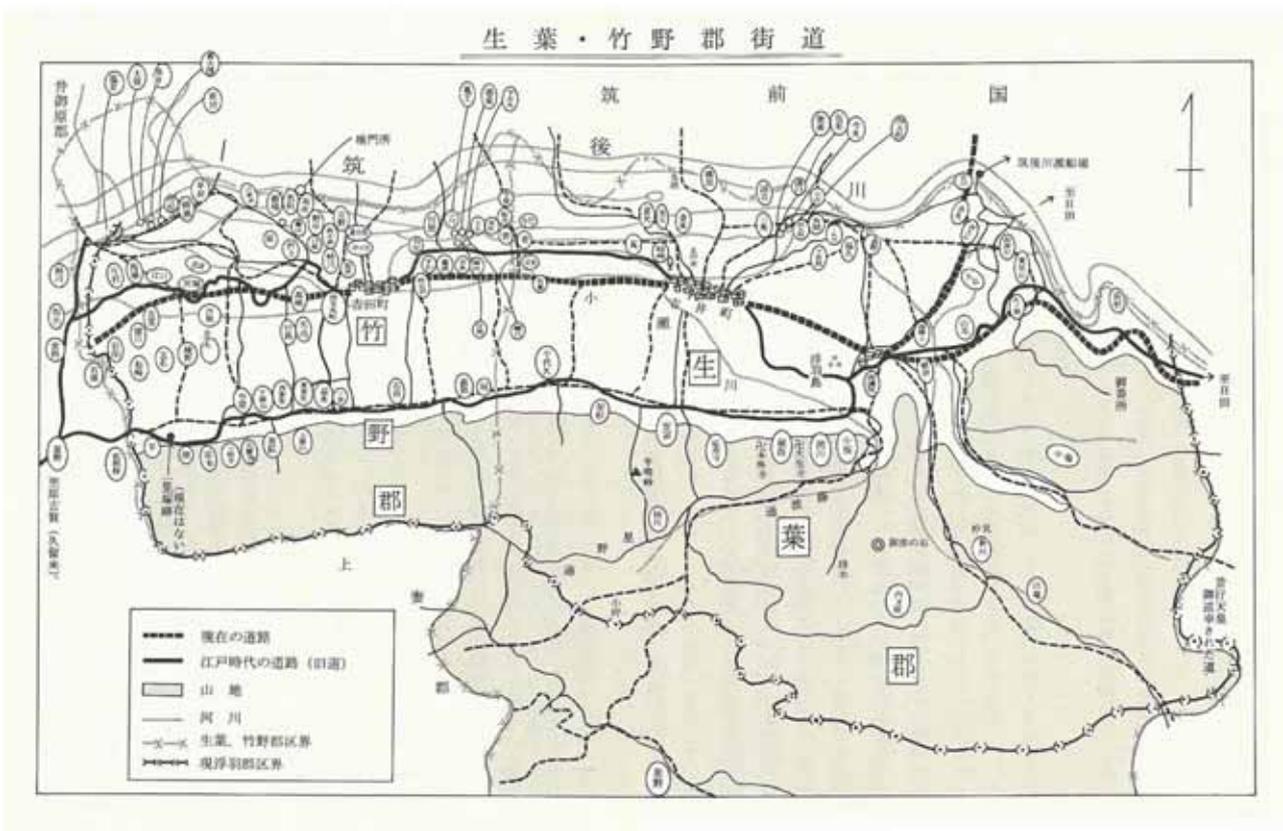
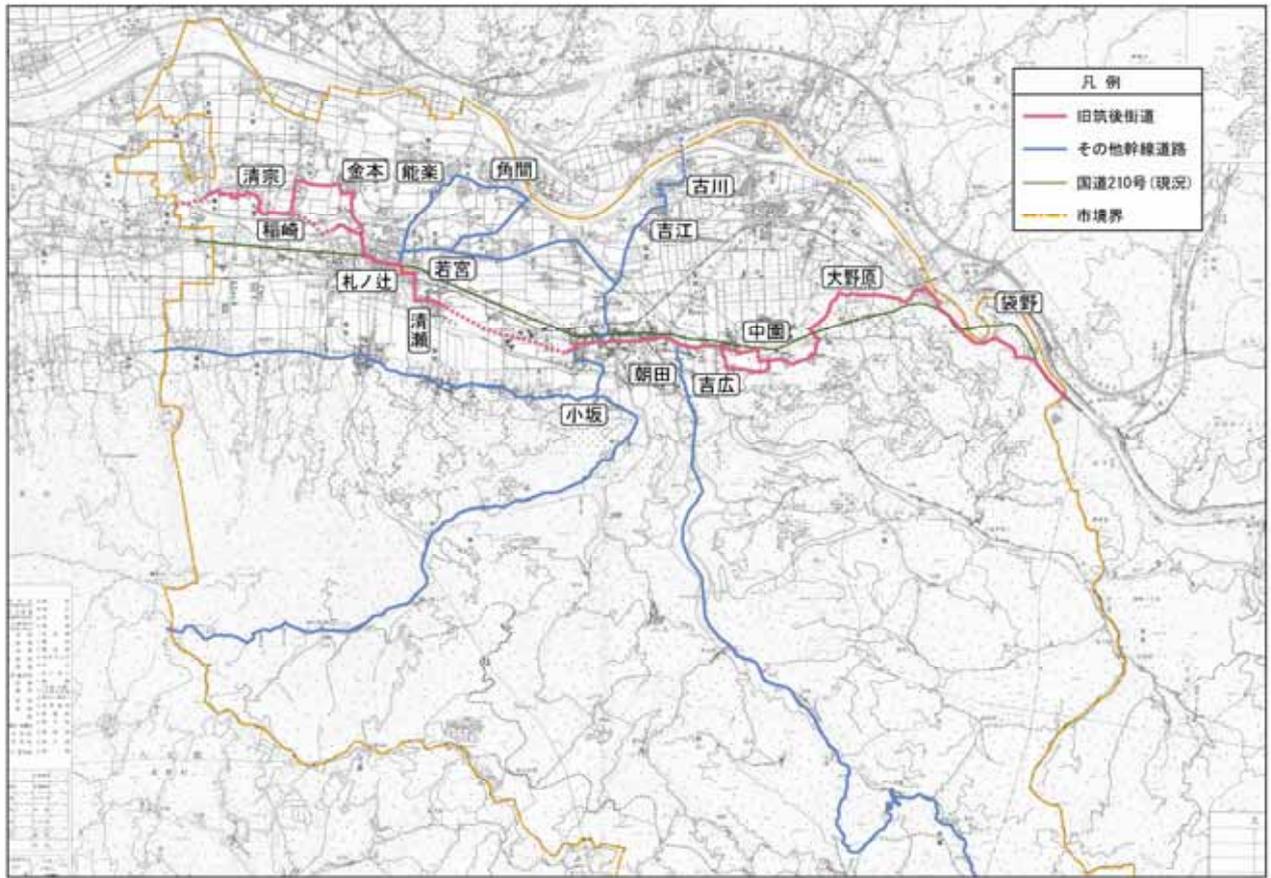
面影が残る旧筑後街道（浮羽）



山辺道の集落（東屋部）



旧往還の民家（新川・分田）



浮羽町史(上巻)より

### 吉井伝建地区の町並み

本市を代表する歴史的景観として「うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区」があります。もとは耳納山麓にあった中世以来の豪族星野氏の城下町が、交通などに便利な平地の小集落だった現在の場所に移り、次第に町の体裁を整えたことによります。江戸時代には有馬藩の城下町久留米と天領日田とを結ぶ筑後街道の宿場町として栄え、独特な金融活動によって商人の町として繁栄を誇りました。しかし、明治初期までに3度の大火に見舞われ、草葺きの家屋から次第に耐火性のある土蔵造りの町並みへと変わり、現在でも地区を東西に流れる疏水である災除川や南新川なども含め、在郷町の景観を残しています。

伝統的建造物である建物等については当時の建物の形態を復元することで、歴史的にも優れた文化財の価値として見ることができます。

また、地区内では新築物件や一般家屋等の改修に際しても伝統様式の町並みにふさわしいデザイン基準を設けており、歴史的な趣のある景観を守っています。

更に「街なみ環境整備事業」を導入し、公共施設や商業施設の看板や設備の修景など歴史的景観に配慮した町並みの整備を行っています。

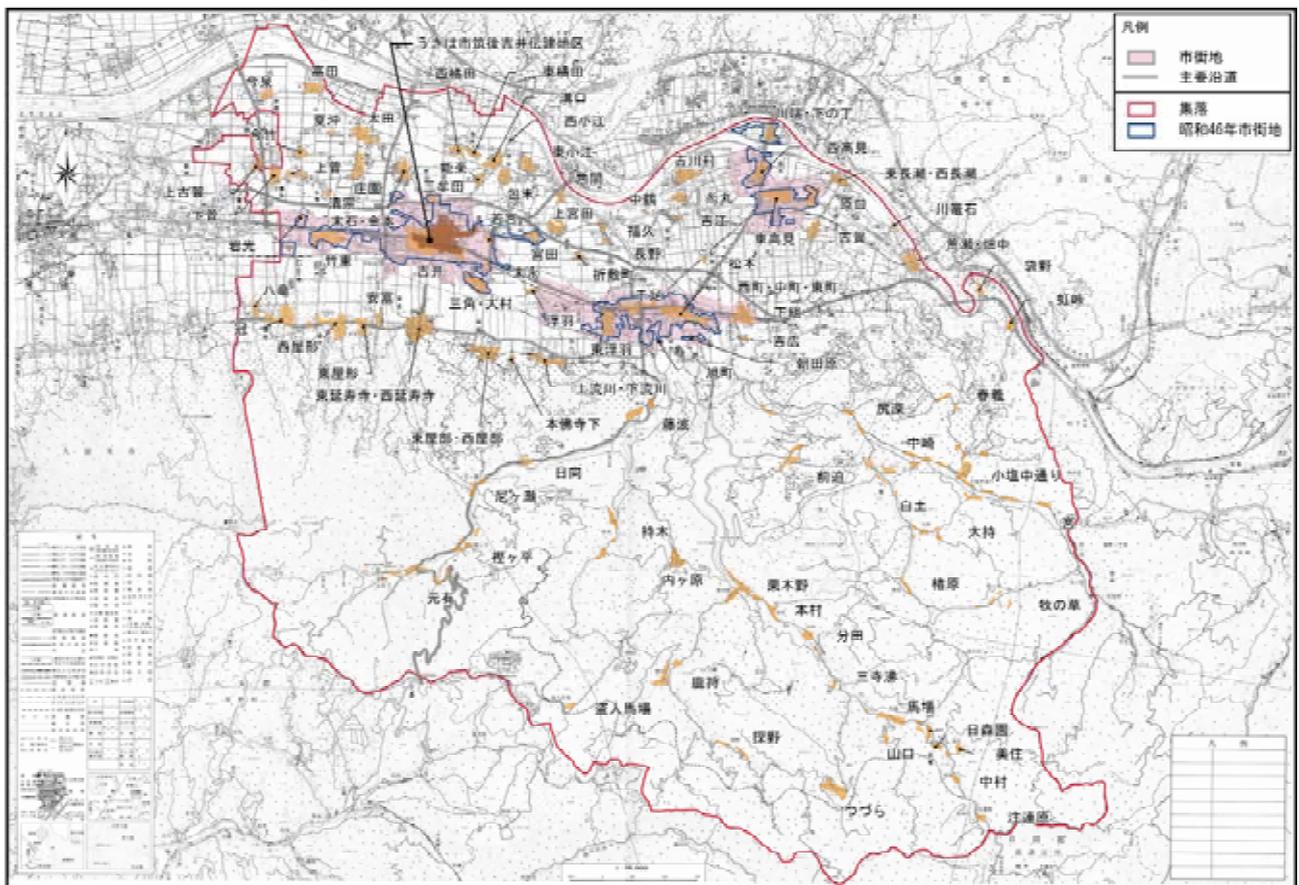


吉井伝建地区の町並み



街なみ環境整備事業による沿道整備

### 旧街道と近世から続く集落分布



## 2 - 3 営み・生業空間

### (1) 棚田

山間部の河川沿いには多くの棚田があります。小塩川流域は比較的谷間も広く、傾斜も緩やかです。本流沿いや一部の集落では幅員も広い農道整備やほ場整備も行われ、まとまった稲作風景を見ることができます。

妹川地区は巨瀬川の浸食による谷を中心に農地があります。傾斜に沿って緩やかな石垣の棚田が形成されていましたが、一部では生産性向上のためほ場整備を導入し、まとまった農地となっています。

隈上川流域の新川と田籠地区は支流を含めて比較的狭い谷が多く、一部は溪谷となっています。この地区は農地整備が行われておらず、江戸時代からの石垣を築いてつくられた棚田は、築造された当時の景観を保ち、日本の原風景と言える景観が特徴となっています。新川地区のつづらの棚田は全国棚田百選に選ばれており、本市を代表する棚田景観です。

しかし、高低差が大きく不整形な農地では機械化の導入にも限度があり、生産性の低さから耕作放棄地も多く見られます。

また、八女市に近い妹川地区や新川地区では、一部の棚田を茶畑として作物の転換が行われており、一面の茶畑は山間部の新たな景観となっています。

稲作を行う棚田の面積は明治期が最も大きかったようですが、林業の発展と共に棚田にも植林が進み、更には高齢化や過疎化の進行など、現在でも稲作を行っている石垣の棚田は貴重なものとなっています。



小塩地区の棚田と茅葺民家



新川地区のつづら棚田



妹川地区の棚田と茶畑

## (2) 街道

現在、筑後街道と呼ばれるものは国道 210 号となっています。国道 210 号は久留米市の中心部から本市を抜け、大分県日田市に入り大分市までをつなぐ九州北部を横断する主要幹線道路で、古くからの街道や軽便鉄道の路線から発展したものです。吉井町と浮羽町の市街地も国道沿いにあり、吉井町は伝建地区を貫いています。平成 22 年度には伝建地区内の国道沿道が無電柱化され、良好な景観づくりが進んでいます。

街道景観としては吉井の伝建地区と浮羽の千足周辺から「道の駅うきは」までの間に歴史的景観が見られるものの、浮羽地区は近年建てられた商業施設も混在しており、一般的な市街地化が進んでいます。

江戸時代に通っていた旧筑後街道は、各所で寸断されていますが、所々で茅葺民家や伝統的なたたずまいの家屋も見られ、昔の面影が残っています。

傾斜地の旧道沿いには古くからの集落が連なっています。山辺道の旧道はかつての大友道と呼ばれるもので、現在も沿道の集落内には茅葺民家や伝統的な木造家屋も見られます。果樹園の合間を抜ける旧道沿いには水路も流れ、傾斜地の集落景観を特徴付けています。

現在は県道 151 号線が通り、平野部よりも高い場所であり、沿道は家屋等の建物が少なく、周囲の景観を見渡せる場所となっています。



無電柱化による景観整備（吉井伝建地区）



国道 210 号（中千足交差点付近）



旧筑後街道（吉井地区）



山辺道（屋部 万願寺）

### (3) 平野部の多角的農業

本市を代表する筑紫平野の肥沃な農地は、稲と麦をはじめ様々な農作物が栽培されています。本市の特徴でもある果樹栽培も行われ、季節ごとの花や作物など変化に富んだ景観を呈しています。

**稲作** 広大な筑紫平野のまとまった農地は主に稲が栽培されています。近年は減反政策により、面積は減っていますが、6月の田植えから11月頃までに行われる稲刈りまで、一望できる農地に植えられた稲はうきは市を象徴する景観となっています。

**麦** 麦の栽培は稲の裏作として、筑後地域から佐賀県の平野まで盛んに行われています。面積は稲作の2/3程度ですが、冬から初夏にかけて栽培される景観は、農地の豊かさを感じさせます。

**果樹** 果樹栽培は、まず、傾斜地から導入されましたが、平野部でも、稲作の減反政策等により柿やブドウ、桃等の栽培が行われるようになりました。

**植木苗木** 隣接する久留米市は耳納連山北麓の恵まれた水と土壌を生かし、江戸時代から苗木の生産が盛んであり、本市も同様に苗木や植木の栽培が盛んに行われています。平野部の田畑の中にある植木も本市の特徴的な景観の一つです。

**施設園芸** 施設園芸では、トマトやイチゴなどの野菜類、カーネーションやユリなどの花きのハウス栽培が行われています。田園の中にあるハウスの一団は、地域で盛んに行われる農業が形成した景観の一つです。



稲穂



春の麦畑



傾斜地から見る果樹や植木



ブドウ畑

#### ( 4 ) 傾斜地の果樹栽培

耳納連山の傾斜地では、昭和 30 年代に農業構造改善事業や耳納山麓地区総合灌漑排水事業で園地整備が始まり、柿をはじめとして梨、ブドウなどの果樹栽培が盛んに行われてきました。傾斜地一帯に広がる果樹園の景観は、春から初夏の果樹の開花期、秋には柿の色づきや紅葉など、今では本市の特徴ある景観となっています。



柿畑



梨の花

#### ( 5 ) 山間部の林業

本市の南部を占める山間部にはスギやヒノキなどの針葉樹の植林が行われています。国内でも有名な用材の産地である日田市にも隣接しており、八女市と並ぶ林業が盛んな地域です。

日田の林業は享保年間（1716～1735）に始まっており、本市の林業もほぼ同じ時期に始められたと考えられます。本格的には明治になってからで、明治 39 年に浮羽郡苗木同業組合が発足しています。この地域の用材は北部九州に集中していた炭鉱の坑木として、その多くが使われていました。昭和 16 年には姫治村森林組合、昭和 26 年に浮羽町森林組合がつくられています。林業の最盛期は戦後以降ですが、昭和 50 年代に外国産の用材に押され、急激に衰退しました。

近年は林業の低迷による手入れ不足や、大型台風による被害で山林が荒れているところも見られますが、地元林業家の努力により、針葉樹に限らず広葉樹を植林するなどして山林の景観が回復し始めているところもあります。



姫治地区の山林



針葉樹林

## ( 6 ) 市街地

### 商業地や工場

本市の商業施設は主に国道 210 号沿道に立地しており、歴史的なもの、都市的なものが混在しているといえます。

吉井地区については、伝建地区内の商店など、歴史的なたたずまいを見せ、景観的にも優れた商業空間を呈していますが、伝建地区周辺の国道沿いには、チェーン店などの画一的な建物や原色を配した派手な看板も多く、本市の持つ歴史性や周囲の自然景観等にそぐわないものもあります。

浮羽地区については千足を中心に古くからの町並みがありますが、現代的な建物や商業施設等がまばらに並び、中心地としての景観は明確ではありません。

また、林業も行われている本市では、市街地の周囲に製材工場が数件立地しており、地域性を表す景観でもありますが、反面雑然としたものも見られます。



商業施設（吉井地区）



商業施設（浮羽地区）

### 住宅地

それぞれの市街地は商業地区を中心として、周囲に住宅地があります。近世から続く集落から発展したもので、古くからの民家も多く、なかには茅葺屋根の家屋や、土蔵造りの民家もあり、一部には歴史的な景観も見られます。また、新しい家も年々建てられており、新旧混在の雑然とした景観もあります。

区画整理や小規模な住宅地の開発なども増えており、現代的に整備された新たな景観も増えてきています。



古くからある住宅地



近年開発された住宅地

## (7) 温泉街

本市には筑後川温泉として筑後川の本流と放水路に挟まれた中島に温泉街があります。昭和30年以降に開かれた温泉街で保養・療養が主目的です。春は、筑後川河川敷に菜の花が咲き、夏は屋形船を浮かべた鵜飼いや花火大会が行われています。

温泉宿泊施設は比較的大きな建物としてホテルや旅館が立ち並んでいますが、いわゆる趣のある温泉街としての景観では無く、閑散としたものとなっています。



筑後川温泉街入口



筑後川温泉

## (8) 計画道路と商業集積

高度経済成長期以降の車社会の発達により、それまでの道路を改良し幅員を広げたり、新たな道路の建設が行われています。近世以降に筑後川に橋が架けられ、上流から昭和橋、原鶴大橋、恵蘇宿橋、朝羽大橋であり、大分自動車道杷木 I.C. からでは昭和橋、朝倉 I.C. では朝羽大橋を渡ることになります。また、原鶴大橋は原鶴温泉、恵蘇宿橋は朝倉三連水車にも近く、観光客等の来訪者が通路として利用しています。

国道210号バイパスは近年農地を貫き、集落を避けて整備され、本市の区間については平成20年度に整備が完了し既に全線供用開始されています。沿道の多くは農地や民家が建ち並んでいます。現在は多くはありませんが飲食店や大型店などの商業施設が建設され、今後も増加することも予想され、景観を損なわないような配慮が望まれます。



国道210号バイパス(隈上川付近)



国道210号バイパス(吉井地区)

## (9) 祭礼行事

市内各地で行われる祭礼や既に地域に根付いたイベント等は四季の移ろいの中で見られる景観です。期間は限られますが、地域の歴史や文化を表す特徴的な景観となります。

### 祭礼行事

#### 田籠諏訪神社「かゆ占い」

毎年3月30日、田籠諏訪神社で「かゆ占い」の神事が行われます。「かゆ占い」は、かゆに生えたカビの色やその生え方で、その年の農作物の出来を占う伝統行事で、1782年(天明2年)から現在まで続いており、記録と御粥箱は、県指定文化財になっています。



かゆ占い

#### うきはおくんち

毎年4月11日、五穀豊穡と無病息災を願う伝統行事「浮羽おくんち」が行われます。

山北地区の賀茂神社本殿で神事と浦安の舞が奉納された後、隈上正八幡宮を往復する行列には、振毛槍や子供衆、稚児などが並び時代絵巻を思わせる華やかなものです。

賀茂神社境内には、露店も並び、学童書道展や剣道大会も奉納されています。



山北おくんち

#### 吉井祇園祭

素盞鳴神社はもとは豪族星野氏の城下町に祀られていた祇園神社でしたが、滅亡とともに交通の便のよい商人の町、吉井へ移り現在の吉井町中心部に遷座しました。この素盞鳴神社の夏祭が、昔のままに祇園祭と呼ばれ、毎年3ヶ所に勇壮華麗な山笠が建ち、多くの人々が祇園囃子の調べに誘われて夏の夜の涼を楽しんでいます。



吉井祇園祭

#### 若宮おくんち

平安王朝の末期、源為朝が源氏の守護神、鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮を勧請して創建した若宮八幡宮の秋祭りです。収穫感謝の神事を行った後、白壁土蔵造りの町並みを露払いの獅子を先頭に、黒紋服の奴姿の毛槍衆が「ヨイヤ・マカセ」の掛け声とともに槍の石突きを回し、穂先を威勢よく突き上げる見事な毛槍さばきを見ることができます。稚児が神輿の引き綱を引く神幸行列が続きます。



若宮おくんち

### イベント

#### 筑後吉井おひなさまめぐり

白壁土蔵の町並みを背景に、うきは市吉井町内の旧家や町在住者が所蔵する、江戸時代から現在までの数多くのおひなさまを、各家々や商店、公共施設に展示しています。白壁土蔵の町並みをゆっくり散策しながらの、おひなさまめぐりが楽しめます。



おひなさまめぐり

### 筑後吉井の小さな美術館めぐり

昔から吉井に集められ、蓄えられてきた貴重なコレクションや先人たちの遺作、市内在住者で創作活動をしている人たちの作品を、市内 30 余ヶ所に展示しています。吉井の歴史と町並みや自然の佇まいとあわせて散策できます。



小さな美術館めぐり

### うきは蕎麦祭り

昭和 38 年に浮羽地方の製麺会社の若手経営者が、今後の麺類振興発展のために結成した「麺研クラブ」が企画した祭りです。自慢の味を広く PR しようと、無料で食べ放題のソーメン流しを行うのが特徴で、二つに割った青竹に流れるソーメンはうきは市の初夏の風物詩となっています。



うきは蕎麦祭り

### 棚田オーナー田植えまつり

日本棚田百選であるつづら棚田で、棚田オーナーの田植え祭りを行っています。オーナー約 100 組が数枚の棚田に分かれて、地元農家の指導を受けながら 1 本 1 本丁寧に植えていきます。田植えの跡は昼食バイキングや特産品の販売も行い、オーナーには「つづら米」の他、山の幸、フルーツなどの「ふるさと宅配便」が届けられます。



棚田オーナー田植えまつり

### 彼岸花めぐり

初秋には、棚田の畔に真っ赤な彼岸花が咲き、黄金色の稲穂とのコントラストが見事です。この美しい日本の原風景を楽しむイベントは、新川・田籠公民館、つづら棚田を守る会などの関係団体で実行委員会を立上げ、地域活性化にむけた取り組みと合わせて進めています。



彼岸花めぐり

### その他の主なイベント

「うきはの蔵開き 酒楽祭」「蔵しっく通り名物お宝の市」「小塩ホテル祭り」「棚田オーナー収穫祭」「吉井しらかべ楽市楽座」「一の瀬焼陶器祭り」など

### 並木・花

桜 【長野水神社、若宮八幡宮、吉井百年公園、合所ダム公園、流川の桜並木 など】

菜の花【筑後川河川敷 など】

紅葉 【延寿寺曾根の櫛並木、屋部地藏公園 など】



流川の桜並木



筑後川の菜の花



延寿寺曾根の櫛並木

## 2 - 4 景観構成要素

うきは市の景観構成要素は、3つの地形の上に、歴史的要素や自然景観要素、農業や商業空間などの様々な営みや生業の景観要素が存在します。

吉井地区と浮羽地区においても地形断面を見ると、その違いがあります。

吉井地区では比較的平野部が広く、広大な田園が続いており、そこには伝統的な町並みや集落、市街地や住宅地が続いています。広い農地には田畑を潤す大石長野水道などの用水路が走っており、国道210号バイパスなど新しい景観も存在しています。

また、耳納連山がそびえたち、麓に果樹園が連なる急勾配の山並みは人々の目を引き付ける特徴的なものです。

浮羽地区は筑紫平野の端部でもあり、吉井地区に比べ狭いものの田園景観が広がり、そこには古からの集落、市街地や住宅地、国道や県道、歴史的な用水路が走っています。

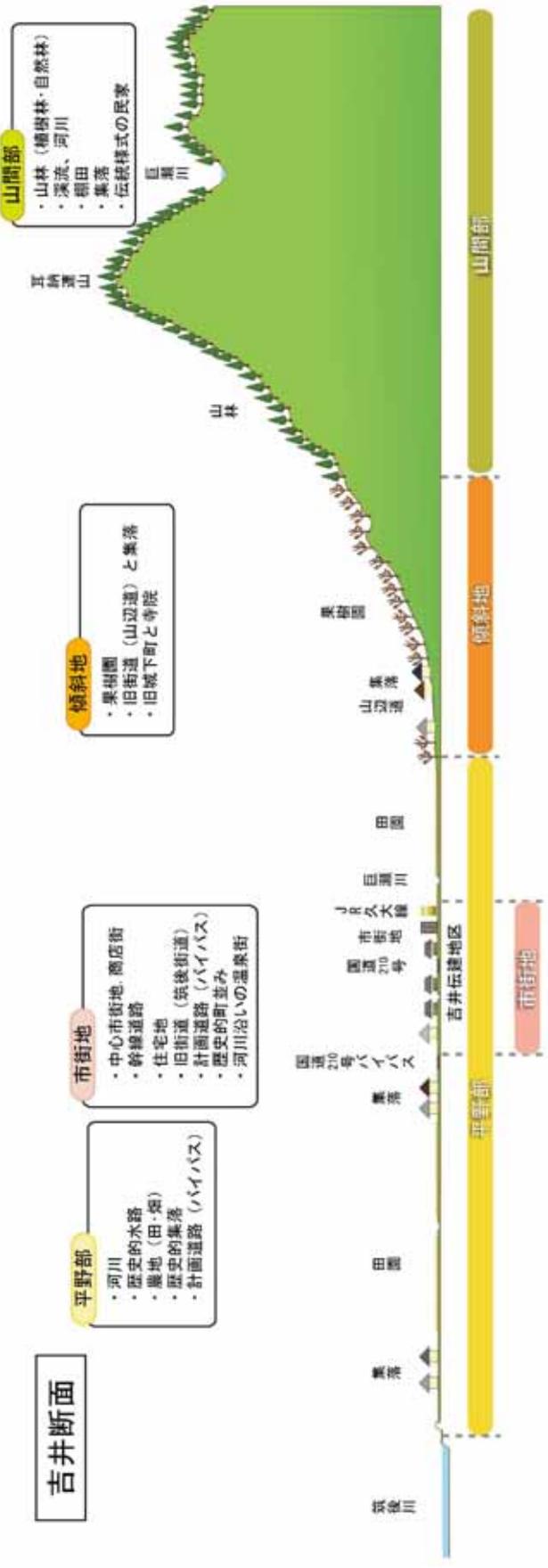
傾斜地は耳納連山に比べ低い丘陵地ですが、果樹園が広がっています。

山間部には幾筋もの谷が流れ山が入り組んでおり、溪流沿いや斜面には石垣を築いた棚田と伝統的な民家が多く残っている集落があります。

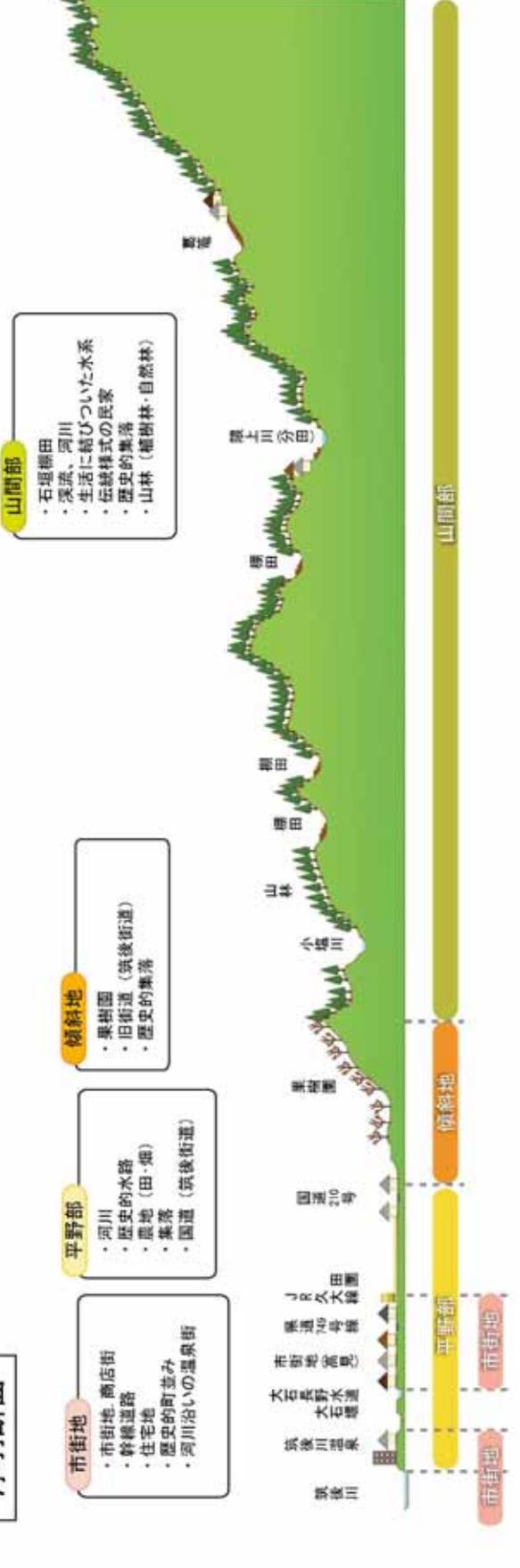
### 特徴的な地区別の景観要素

	市街地	平野部	傾斜地	山間部
吉井地区	市街地 商店街 幹線道路 住宅地 歴史的町並み 水路（大石長野水道等） 計画道路(バイパス) 吉井温泉街	河川 歴史的水路 農地(田・畑・果樹等) 歴史的農村集落 計画道路(バイパス)	果樹園 旧街道（山辺道） 歴史的集落 山腹の寺院 旧城下町 急峻な耳納連山 ため池	山林 溪流・河川 石垣棚田 歴史的集落 伝統様式の民家群 急峻な耳納連山
浮羽地区	市街地 商店街 幹線道路 住宅地 水路（袋野水道等） 計画道路(バイパス) 筑後川温泉街	河川 大石堰 歴史的水路 農地(田・畑・果樹等) 歴史的農村集落	果樹園 旧街道（筑後街道） 幹線道路 歴史的集落	山林 溪流河川 石垣棚田 水路や堰、ため池 歴史的集落 伝統様式の民家群 幾重にも重なる山並み

# 吉井断面



# 浮羽断面



## 3 . 景観形成の基本方針

### 3 - 1 景観形成基本方針

本市は豊かな自然や農地に囲まれたまちであり、その景観は自然と歴史が調和した田園都市を基調とするものです。景観計画では、これまでに培ってきた地域の歴史や文化を守りながら、自然や歴史のバランスが取れた田園都市としての景観形成を目指します。

これまでに本市の主要産業であった農業の維持継続によって豊かな田園景観を守り、それを支えてきた疏水などと共に、歴史的な町並みである筑後吉井伝統的建造物群保存地区などの中心地区の景観や周囲の市街地、平野部、山間部等の集落の生活空間の景観形成を図ります。

そのため、うきは市全体の町づくりに関する展望と、それを推進するための組織体制づくりを以下のように掲げました。

#### 自然と歴史が調和した個性ある田園都市としての景観形成を図る

うきは市は豊かな自然や農地に囲まれたまちであり、そこで培われた地域の歴史や文化を守りながら個性ある田園都市としての景観形成を進めます。

#### 自然・農地景観の保全形成を図る

景観の骨格となる山地・河川などの自然や、市民生活の背景である農地の維持・保全を図るとともに、これらによって形づくられる風景を尊重した自然・農地の景観の保全形成を図ります。

#### 中心市街地と幹線道路をうきは市の顔として景観形成を図る

吉井町の歴史的町並みや旧街道などの景観を保全・形成するとともに、中心市街地や幹線道路沿道などうきは市の第一印象となる場所について、これにふさわしい質の高い景観の形成を図ります。

#### 生活と結びついた景観の保全形成を図る

昔からの生業に結びついた水系や道路等や昔ながらの姿が生き続ける集落の景観を保全するとともに、新たに形成された住宅地や道路等を市民の身近な生活環境として、それぞれの地区の特性を生かした景観形成を図る。また地区住民による自主的な景観づくりの促進を図ります。

#### 景観づくりのための組織体制づくり

景観はそれを構成する様々な要素の相互関係によって形づくられる総合的な評価です。うきは市の景観計画は市民・事業者・行政の協働による総合的なまちづくりとして着実に前進を図ります。

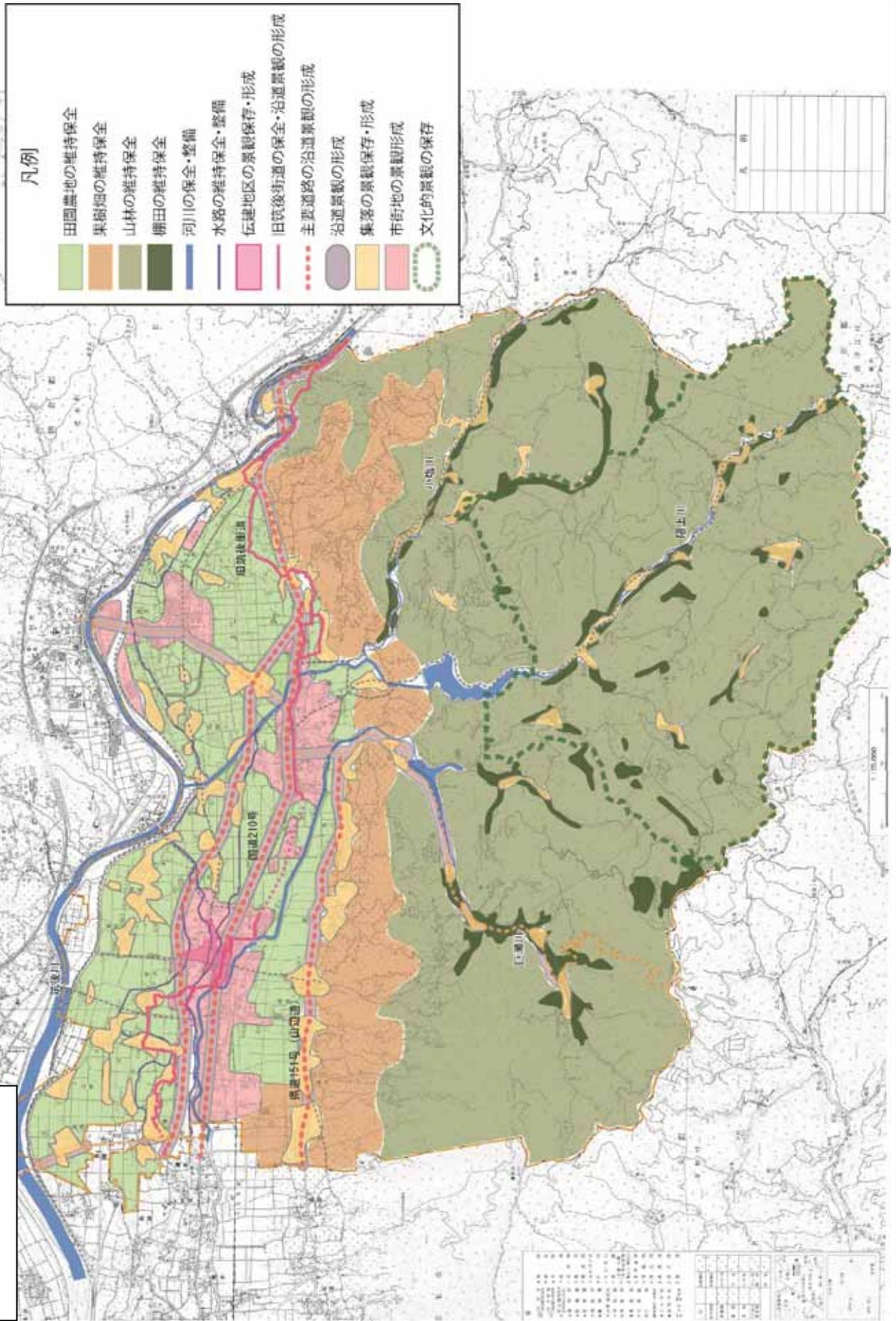
#### 景観づくりに対する市民意識の向上を図る

市民自らが自然や歴史などの保全すべきものと、新たに作っていくものを協議し、個性あるうきは市の景観形成を実現していくための機会・体制づくりを図ります。

#### 総合的まちづくりとしての景観形成

市民・事業者・行政の連携・協働によって、各種公的事業、民間事業を推進できる体制や手法の確立を図ります。

景観形成基本方針図



### 3 - 2 地域別の景観形成方針

本市の地形特性から、北部に広がる平野部と、南部の過半を占める山間部、その中間に位置する耳納連山の傾斜地に分け、それぞれにふさわしい景観の形成を目指します。

#### 平野部 筑後川、農地、集落などの自然と歴史を活かした田園景観の形成を目指す

広大なまとまりのある農地と集落や街並みへの眺望は、本市の景観として特徴あるものです。農地については、ほ場整備が進み、一体的な田や畑が広がる雄大な景観が保たれており、今後まとまった農地を保全します。

市街地のうち吉井伝建地区については、これまでの伝統的な家屋の保存や街なみ環境整備の成果による良好な歴史的景観があり、今後も維持継続し、本市を特徴づける景観の形成を図ります。また、浮羽地区にも歴史的な景観が残っており、旧筑後街道沿道も歴史的景観として保全の推進を図ります。周囲の市街地の商業空間についても国道 210 号沿道については歴史的景観や自然景観を阻害しないように配慮することとします。

農村集落にも伝統的な家屋が多く、集落内の水路や道路形態と併せ、落ち着いた景観を保つことを基本とします。

土地利用の転換などには周辺の景観に配慮が必要であり、農地については農業景観の保全を図ることを目指し、宅地造成については周辺景観に配慮したものとします。また、大規模な建物などは周囲に与える影響も大きく、眺望においても阻害要因となりえることから、形態や色彩には十分注意し、景観への配慮を行います。



吉井地区平野部



浮羽地区平野部

傾斜地 平野部からの眺望景観に配慮し、果樹園や寺院、集落などの調和した景観形成を目指す

耳納連山北麓の果樹園地帯は平野部等から眺望されるものであり、良好な景観を呈しています。柿やブドウ、梨などの果樹園の景観は本市を特徴づけることから保全を図ります。また、山裾に連なる集落にも伝統的家屋や寺社があり、落ち着いた集落景観を保つことを基本とします。

県道 151 号線は山辺道として市民に親しまれ、眺望景観も優れており沿道では景観を阻害しないように配慮します。

常に人々が目にする景観であり、適切に維持・管理し保全することとし、大規模な造成や開発、大規模建築物等の新築は極力避け、築造物の新築や改築を行う際には周囲の景観に配慮するとともに、眺望景観に対しても調和のとれた景観の形成を目指します。



朝田の果樹園



流川の果樹園

山間部 棚田、集落、山林などの自然と歴史が調和した山村の景観形成を目指す

山間部の集落や棚田は、平野部の田園景観と対をなして本市の農業景観を特徴づけるものとなります。

石垣の棚田や草葺き屋根の民家などは、歴史的、文化的にも重要な景観資源となることから、保全を行い、現在の良好な景観を守ります。建物等の新築や改築を行う際には周囲の建物の形態や色彩に配慮したものとし、地域の景観に溶け込むよう調整し、道路や河川整備においても自然や歴史性を壊さないようにします。



新川地区の棚田と集落



小塩地区の棚田と集落

### 3 - 3 地域別景観形成基本方針

本市の地域別景観形成の基本方針及び、それぞれの区域内の景観要素ごとの景観形成の方針について以下の表に示します。

区域	区域ごとの景観形成の方針
平野部	<p>&lt; 田園景観の保全 &gt; うきは市の風景の基盤である田園景観や自然景観を保全していく。</p> <p>&lt; 歴史的景観の保全 &gt; 優れた歴史的な町並みとして知られている筑後吉井伝統的建造物群保存地区はこれまでの保存の取り組みや歴史的な景観形成への取り組みを今後も続け、歴史的な景観の保全を目指す。</p> <p>&lt; 集落や住宅地の調和のとれた景観を保全 &gt; 平野部の集落は田園景観の一部であり、農村景観の保全に努める。また、新たに開発される住宅地などは田園景観や周囲の自然景観に配慮し、田園景観と調和する落ち着きとゆとりのある景観を形成していく。</p> <p>&lt; 中心地区の景観形成 &gt; 吉井や浮羽市街地は古くからの中心地と国道 210 号の沿道に商業空間が集まっており、市民にも馴染み深いものである。眺望する耳納連山や周囲の田園景観などの自然景観などを背景としていることから、賑わいと共にそれら自然景観と調和した景観の形成を目指す。</p> <p>&lt; 良好な水辺景観の形成 &gt; 沿岸の景観を保全し、景観を害する樹木等の伐採や沿岸に立地する温泉街の景観を誘導する。</p>
傾斜地	<p>&lt; 果樹園の保全 &gt; 特産物である柿や梨、ブドウ畑等の果樹園の景観は耳納連山と相まって四季の移ろいを見せる本市の景観の特徴であり、保全していく。</p> <p>&lt; 集落や歴史的な道の景観を保全 &gt; 耳納連山の麓に連なる集落や集落をつなぐ道路は、果樹園と調和のとれたものであり、また歴史的な景観も呈しており、豊かな農村景観として保全を目指す。</p> <p>&lt; 平野部からの眺望景観を保全 &gt; 耳納連山や果樹園は筑後川堤防や平野部から常に眺望されているものであり、現在の豊かな自然景観として保全する。特に巨大な構造物や建築物等については景観を阻害するおそれがあるため、配慮が必要である。</p>
山間部	<p>&lt; 石垣の棚田の保全 &gt; つづらの棚田に代表される石垣の棚田景観は本市の特徴ある景観であり保全を図る。また、棚田だけではなく、棚田で行われる稲作や畔に咲く彼岸花の風景を保全している林家や農家の生業自体も維持していく必要がある。</p> <p>&lt; 集落の保全 &gt; 茅葺・杉皮葺・伝統的瓦葺民家も多く残り、棚田景観と共に本市の特徴ある景観として山村集落景観の保全を図る。落ち着きのある集落景観や山間部においては、大規模な建築物などにより景観が阻害されないよう配慮する。</p> <p>&lt; 水の景観の保全 &gt; 山間部には調音の滝や豊かな生態系が残る河川、昔ながらの農耕を支えてきたイデなどの水系があり、山間部の特徴ある景観として保全を図る。</p> <p>&lt; 文化的景観の保全 &gt; 山間部には江戸時代から続く棚田景観や、多くの茅葺・杉皮葺・伝統的瓦葺民家などが残されており、特に新川・田籠地区については大規模な耕地整理や道路整備も行われず、地域を代表する文化的な景観があり、文化的景観保存計画の策定を行い地域一体の景観を保全する。</p>

地域別要素ごとの景観形成方針

区域	地域内に含まれる要素	景観要素ごとの景観形成方針
平野部	田園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな田園景観を守るためには、農業の維持振興が必要である。</li> <li>・農地の転用については周囲の景観や眺望景観に配慮する。</li> <li>・大規模な建築物や工作物は耳納連山への眺望や周囲に与える影響が大きいため、形態や色彩の配慮に努める。</li> </ul>
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧筑後街道など沿道に歴史的な景観が残る沿道は保存を基本として、歴史的な街道が意識できるように努める。</li> <li>・国道 210 号は筑後街道として市民に馴染みのあるものであり、周囲との調和を乱す過度な看板や装飾を避け、耳納連山などを背景とした調和のとれた景観形成に努める。また、県道 52 号線などの幹線道路も同様に周囲の田園や自然景観との調和に努める。</li> <li>・国道 210 号バイパスは今後も新たな商業施設等の立地がある場合には、田園地帯からの耳納連山への眺望等に配慮した規模やデザイン、色彩に努める。</li> </ul>
	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後川の雄大な景観を保全する。</li> <li>・巨瀬川は市街地と耳納連山の間を流れ、市民にとって身近な河川景観であり、流川の桜並木と併せ市民に親しまれる景観を維持していく。</li> <li>・小塩川と合流する隈上川についても河川環境の整備や管理など良好な景観形成に努める。</li> </ul>
	水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大石長野水道や袋野水道は、本市だけではなく筑後平野の農業を支えてきた歴史ある水路として景観維持に努め、周囲からの眺望にも配慮する。吉井市街地を流れる南新川や災除川は吉井伝建地区の歴史的景観を形成するものとして維持整備に努める。</li> </ul>
	歴史的町並み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉井伝建地区は歴史的景観の保全や街なみ環境整備による景観形成が行われ、本市を代表する歴史的景観の維持形成が行われており、継続して景観形成に努める。</li> </ul>
	市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝建地区の周辺市街地については国道 210 号沿道の商業空間も含め、歴史的景観を阻害しないよう過度な看板や装飾を避ける。</li> <li>・浮羽中心部や高見地区などの市街地内は比較的歴史性を感じさせる町並みもあり、落ち着いた雰囲気を持続するため、周囲の建物等と調和する様な建築物等の誘導を行う。</li> <li>・筑後川温泉の区域については比較的大規模な建物も多く、眺望の妨げや奇抜な形態や意匠、色彩とならないように誘導を行う。</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野部に点在する集落は茅葺民家や歴史を感じさせる家屋、前庭を持った農家など豊かな田園景観に馴染んだものであり、歴史的な家屋の保存を推進するとともに、建築物等の高さや色彩は周囲の田園景観、耳納連山を背景とした自然景観に配慮したものとする。</li> <li>・特に田園景観や歴史的景観が優れた集落については、文化的な評価を行い、保存施策を検討する。</li> </ul>

傾斜地	果樹園	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の特産物でもある柿や梨、ブドウなどの果樹園は傾斜地一帯に広がる特徴ある景観であり保全する。また、耕作放棄などの農地の荒廃を防ぐためにも農業の推進を図る。</li> </ul>
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道 151 号線は現在の山辺道として眺望にすぐれ、また、歴史的雰囲気のある集落をつないでいる。周囲への眺望や耳納連山の自然景観と果樹園の景観を阻害しないよう、沿道では建築物の高さや色彩等に配慮するものとする。</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳納連山の麓に連なる集落には、歴史的な茅葺民家や家屋があり、保全を図る。また中腹や集落内にある寺社なども歴史的な景観を呈するものであり、周囲の建築物等は高さや色彩等に配慮したものとする。</li> </ul>
	背景となる山並み	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳納連山は本市や隣接する久留米市の自然景観を象徴するものであり、良好な山並みの山林景観を保全する。特に中腹より上部は保安林の維持に努め、建築物や工作物等の築造は避ける。</li> </ul>
山間部	農耕景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>石垣の棚田は本市山間部を象徴する景観であり、地域の文化を示す景観として保全を図る。稲作などの農業が営まれることによって維持される景観であり、地域の農業振興を推進する。</li> </ul>
	山林	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの山林はスギやヒノキなどの植林であり、そのほとんどが保安林指定を受けている。山林の荒廃を防止するため林業の推進を図り、適正な森林管理に努める。</li> <li>一部にはマツなどの自然林も残っており、自然景観として保全を図る。</li> </ul>
	河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に巨瀬川、隈上川、小塩川が山間部を流れ、それぞれに調音の滝やホタルの生息など、自然景観を呈しており、特に多様な生態系が残る河川は水質の維持や自然景観に配慮した護岸整備などの河川管理に努め、河川景観としての向上を図る。</li> <li>棚田への灌漑として「イデ」と呼ばれる水路などは地域農業の文化としての景観であり、農業振興を行うと同時に文化的景観としての保存を図る。</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの茅葺・杉皮葺・伝統的瓦葺民家が残っており、歴史的景観資源として保全を図る。</li> <li>棚田や水路などと一体的に文化的景観として捉え、周囲や新たに建てる建築物等は地域の景観を阻害しないよう大きさや形態、色彩に配慮する。</li> </ul>

### 3-4 景観形成に関する重要景観要素

本市の景観を構成する重要景観要素は、自然と歴史を基調とした田園都市としての景観形成を進めるうえで重要となるものです。まず、各重要景観要素への取り組み方針を概説し、後に、それぞれについての説明を加えています。また、重要景観要素は今後も検討し、随時追加や修正を行います。

#### (1) 棚田

- ・つづらの棚田に代表される山間部の棚田は、本市を代表する景観要素であるため、保存や修復を中心とした景観形成に取り組みます。
- ・棚田の維持に欠かせない水路の保存や、山間部の農業振興となる様々な施策の導入を図ります。
- ・特に石垣の棚田が多く残る新川・田籠地区では文化的景観の範囲として捉え、保存計画策定などの取り組みを推進します。

#### (2) 吉井のまちなみ

- ・吉井中心地区については、伝建地区での取り組みを継続しながら、歴史的景観の維持と調和に努めます。また、隣接する周辺地域も含めた商業地区については、中心となる歴史的景観を阻害しないように配慮した建築物の形態や意匠、及び色彩にするなどの誘導を行います。

#### (3) 筑後川と農業水利

- ・筑後川をはじめとする主要な河川は適正な管理を推進し、景観としての親水性を図ります。
- ・平野部の広大な農地を支えてきたものとして、大石長野水道や袋野水道があります。築造当時から改良されコンクリートの水路がほとんどですが、歴史的にも重要な役割を持ち、本市の特徴的な景観であるため、安全性に配慮しながら水と親しみやすい景観形成を推進するものとします。

#### (4) 果樹園の広がる傾斜地

- ・主に平野部からの眺望景観の背景となる耳納連山や傾斜地、及び山間部の山林については自然公園や保安林の制度により維持を図ります。また、果樹園については耕作放棄の解消や防止のために農業振興を図ります。

#### (5) 平野部の伝統的集落

- ・平野部の集落にも茅葺民家等の歴史的な景観を呈するものがあります。特に歴史的価値が認められる集落などは必要に応じて保存施策等を活用します。また、集落内や周辺に新たに建てられる建築物等はその集落や周囲の景観に配慮したものとして誘導を図ります。

#### (6) 山間部の伝統的集落

- ・山間部の集落については茅葺・杉皮葺・伝統的瓦葺民家が多く残されており、それらについては保全を図ります。特に新川・田籠地区については石垣の棚田と共に歴史的な景観であり、また貴重な文化的景観であるため、文化的景観保存計画を策定し、一体的な保存を図ります。また、集落内や周辺に新たに建てられる建築物等は周囲の景観に配慮したものとして誘導を図ります。
- ・山間部を流れる河川についても自然景観としての重要な要素であるため、景観に配慮した護岸整備や河原の管理などを推進します。

#### (7) 筑後街道

- ・現在の筑後街道は国道 210 号として市民に親しまれ、交通量も多く沿道には商業施設などが立地しています。江戸時代には多くの集落を結ぶ形で久留米の城下町から天領日田までつなぐ道路で、現在の吉井伝建地区を中心に宿場町が形成されていました。現在でも旧筑後街道沿いには歴史的趣のある民家も残り、これら歴史的な街なみの雰囲気大切に景観形成を図ります。

## (1) 棚田

うきは市の山間部に見られる棚田は、自然と営農の姿が一体となった象徴的な景観要素です。

近代以前から開拓・灌漑により、山間部の急峻な地形が次第に農地として利用されるようになりました。

棚田は、山間部の地理特性を利用してつくられており、起伏に富んだ地形に合わせ、様々な形の田が幾重にも重なり合う階段状の景観が特徴的です。また、急峻な斜面を耕作地として活用できるように、独自の水利利用の仕組みも構築されています。

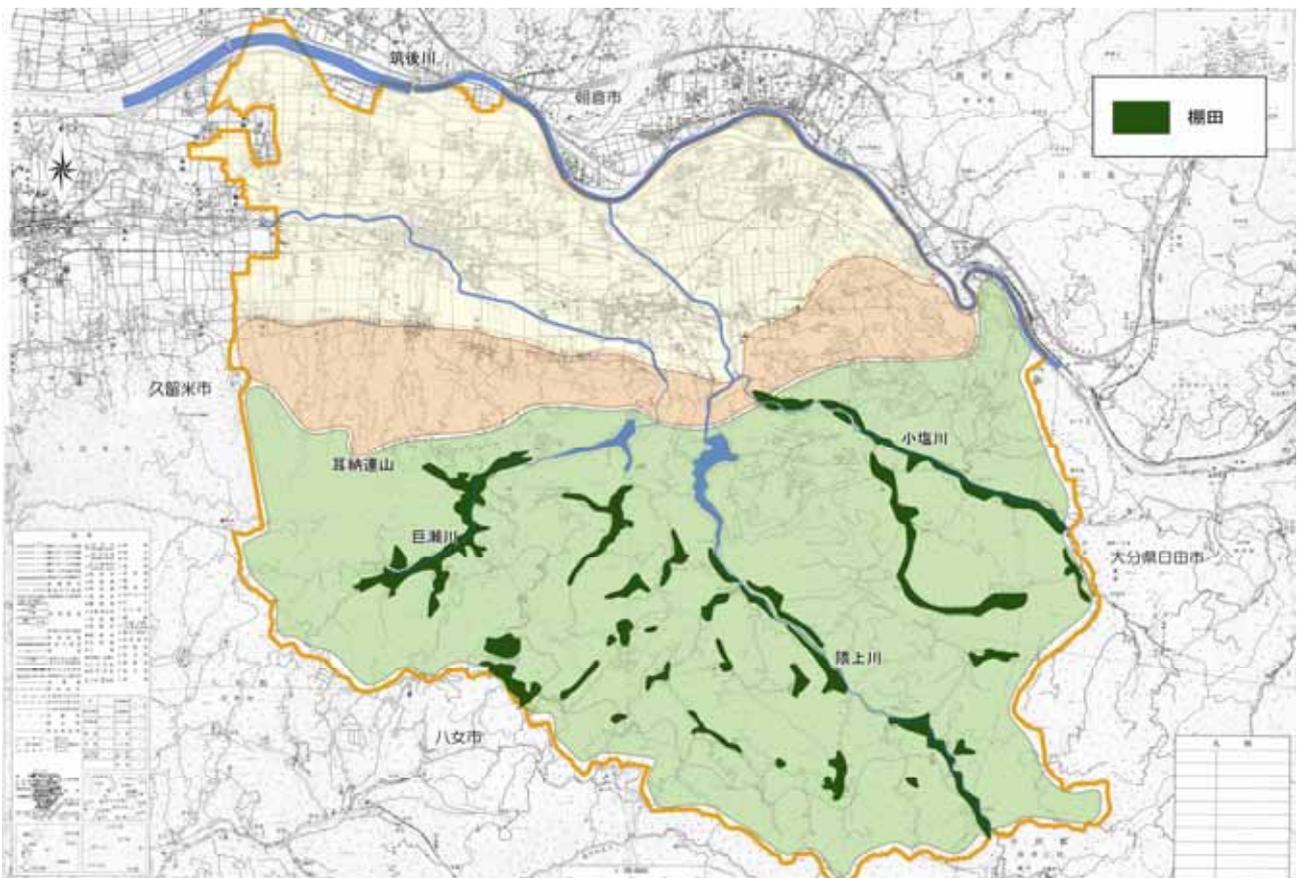
うきは市域の棚田の景観は、人々の手により精巧に積み上げられた石垣により、長い年月をかけてつくられており、農山村の営み・生業を今に伝える貴重な歴史遺産といえます。また、耕作に関わる多くの関係者の努力により、現在まで良好な農地としても維持されています。今後もこうした営み・生業の景観を次世代に継承していくために、市域に残る棚田の保全に努めます。



棚田の彼岸花



新川地区の棚田



## (2) 吉井のまちなみ

吉井地区の中心部には、江戸時代に久留米と日田を結ぶ街道の宿場町として栄えた歴史的景観の街並みが残っています。吉井銀と呼ばれる独特の金融活動によって商人の町として栄えました。明治2年の大火を契機に、草葺き屋根から次第に漆喰海鼠壁の土蔵造りに変わり、大正期までに現在も残る重厚な町並みがほぼ出来上がりました。

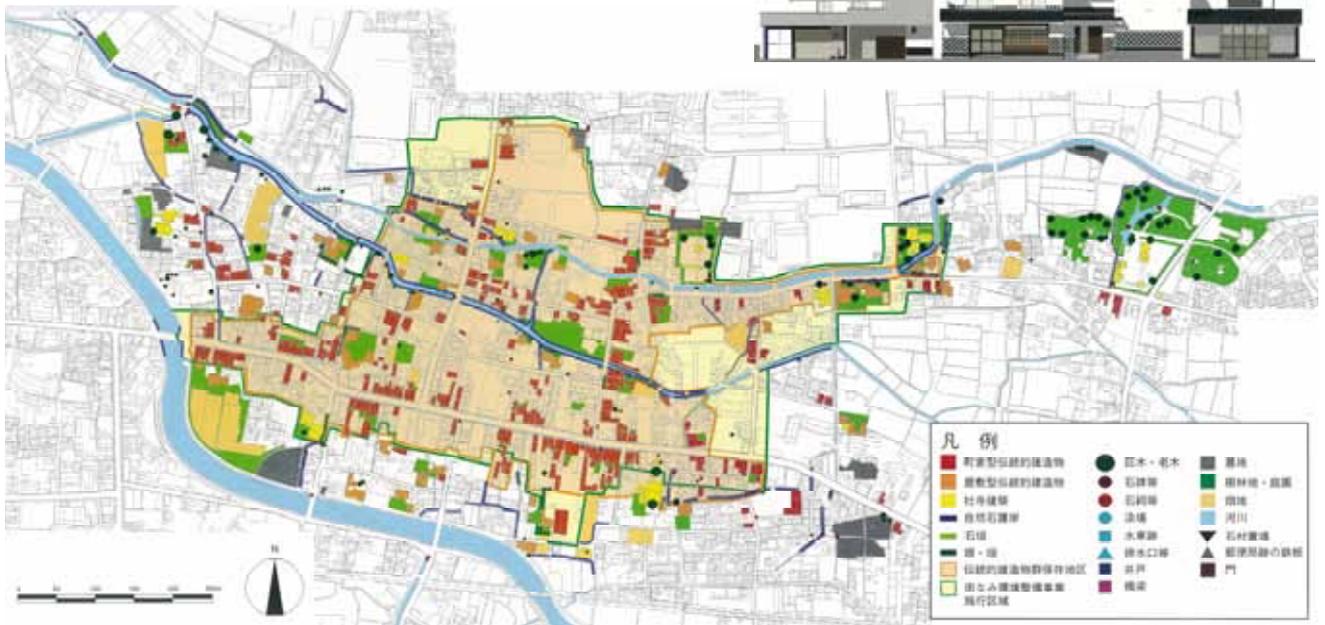
平成8年度に伝統的建造物群保存条例を制定し、文化財保護法に基づく国の「重要伝統的建造物群保存地区」の指定を受け、歴史的なまちなみを保存しています。また、国土交通省の「街なみ環境整備事業」を導入し、街路整備など伝統的建物等の保存だけでなく歴史景観に配慮した一般の店舗や住宅、公共施設の整備を行っています。今後も制度や事業を継続し、うきは市の歴史景観を代表する吉井のまちなみの景観形成を推進します。



無電柱化された国道210号の町並み



白壁の町並みが続く地区内



うきは市筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区 (うきは市教育委員会パンフレットより)

### (3) 筑後川と農業水利

筑後川は本市だけでなく、流域市町にとっても豊かな自然であり、また、肥沃な筑紫平野つくってきた象徴的な景観要素となっています。

現在の豊かな田園は筑後川の水を利用することから始まったと言えます。江戸時代に五人の庄屋をはじめ、村人たちが大規模な灌漑水路の築造工事を行い、大石長野水道や袋野水道などが完成しました。

水路は今も使われ続け、うきは市の田を潤しています。当時の水路からは改良が重ねられ、コンクリート護岸などの堅牢な造りになっていますが、角間天秤や市街地に流れる南新川や災除川など、水利システムを巧みに利用した景観としても重要なものとなっています。

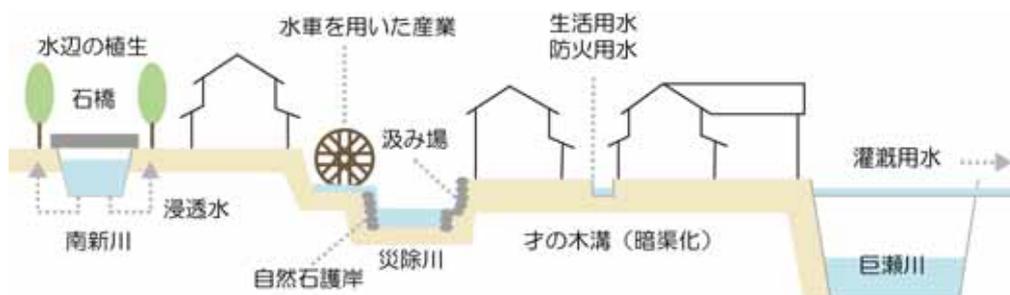
豊かな田園景観を支え、先人の知恵と工夫を伝える景観として維持保存や親水的な工夫を検討した整備を進めることとします。



筑後川と大石堰



老松宮と大石長野水道



吉井中心部の水利システム（うきは市筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区パンフレットより）

#### (4) 果樹園の広がる傾斜地

耳納連山の麓に連なる傾斜地の果樹園は、季節毎に変化する豊かな農業景観の一つであり、多くの市民や来訪者が目にする景観です。

昭和30年代に国営耳納山麓地区総合灌漑排水事業や農業構造改善事業によって園地造成が行われ、耳納山麓一帯が果樹園となった比較的新しい景観と言えます。

うきは市はフルーツのまちとしても有名であり、主要な観光資源でもあります。初夏には梨や桃の花が咲き、秋には斜面一帯に植えられた柿の実が色づき、葉が紅葉し特徴ある景観となります。

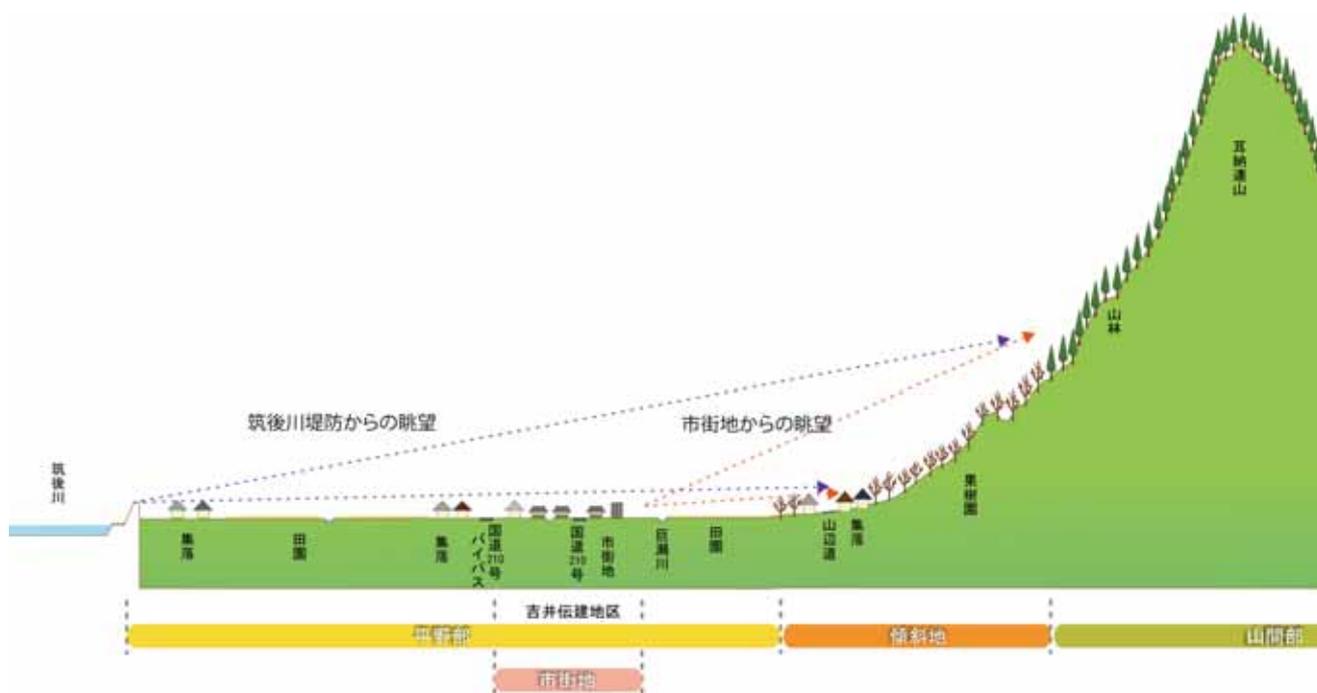
近年は生産者の高齢化などにより、傾斜地にある果樹園の荒廃がみられ、果樹栽培も平野部に下りてきています。やはり豊かな果樹園の景観は手入れされることから始まるものであり、耕作放棄の解消と予防に向けた農業振興策と連携し、豊かな景観を守ります。



秋の果樹園



平野部からの眺望



## (5) 平野部の伝統的集落

うきは市の平野部には古くからの集落が存在しています。建て替えられた民家も多い中で、茅葺や伝統的な瓦屋根の民家が残っている集落では、当時の面影を残した特徴的な景観が形成されています。

特に国指定登録有形文化財である楠森河北家がある山北集落は、周囲の田園も昔のままで、近くに清水寺もあり、歴史的、文化的な景観と言えます。また、千年地区の能楽集落も比較的市街地に近いものの、屋敷林を持った伝統的民家が残り、歴史的な景観を呈しています。

その他にも茅葺民家が残る集落も多く、先にあげた二つの集落のような歴史的価値が認められる集落は必要に応じて文化財としての保存施策等を用い、貴重な景観資源として保存します。



山北集落



能楽集落



山北集落 楠森 河北家住宅 (うきは市教育委員会パンフレットより)

## (6) 山間部の伝統的集落

山間部の集落には多くの茅葺民家や、地域の産業であった杉を使った杉皮葺民家など歴史的な家屋が残り、隣接する石垣の棚田や背後の杉林も併せて日本の原風景と呼べる景観が見られます。また、集落内には旧往還が残るなど、歴史的にも文化的にも貴重なものです。

田箆地区には国の重要文化財である平川家住宅がある日森園集落などは様々な建築様式がみられる貴重な集落です。新川・田箆地区については石垣の棚田も多く残り、集落や棚田、山林などを併せて文化的景観保存地区として保存を図ります。

また、小塩地区や妹川地区についても伝統的な民家や集落も多く、景観資源としての調査を進め、保存対象の拡大を図ります。



新川地区の集落



小塩地区の集落



田箆 日森園集落 (新川・田箆地区伝統的建造物群保存対策調査報告書より)

## (7) 筑後街道

うきは市には久留米藩の城下町から天領日田を結ぶ筑後街道が通っており、約45kmの距離があります。現在は国道210号が筑後街道として市民に親しまれていますが、江戸時代の街道は集落を結びながら通る曲がりくねった街道でした。

現在でも所々で茅葺民家などが軒を連ねるなどかつての面影を残しているものもあります。吉井伝建地区内では古い町並みの保存を行うと同時に歴史的景観に配慮した街なみ環境整備事業を行っており、歴史的な景観を呈していますが、その周辺や旧街道においても現在残る建物や歴史的な雰囲気のある街なみを大切に、連続性を持たせることで、かつての筑後街道の歴史的文化的な景観の形成を図ります。

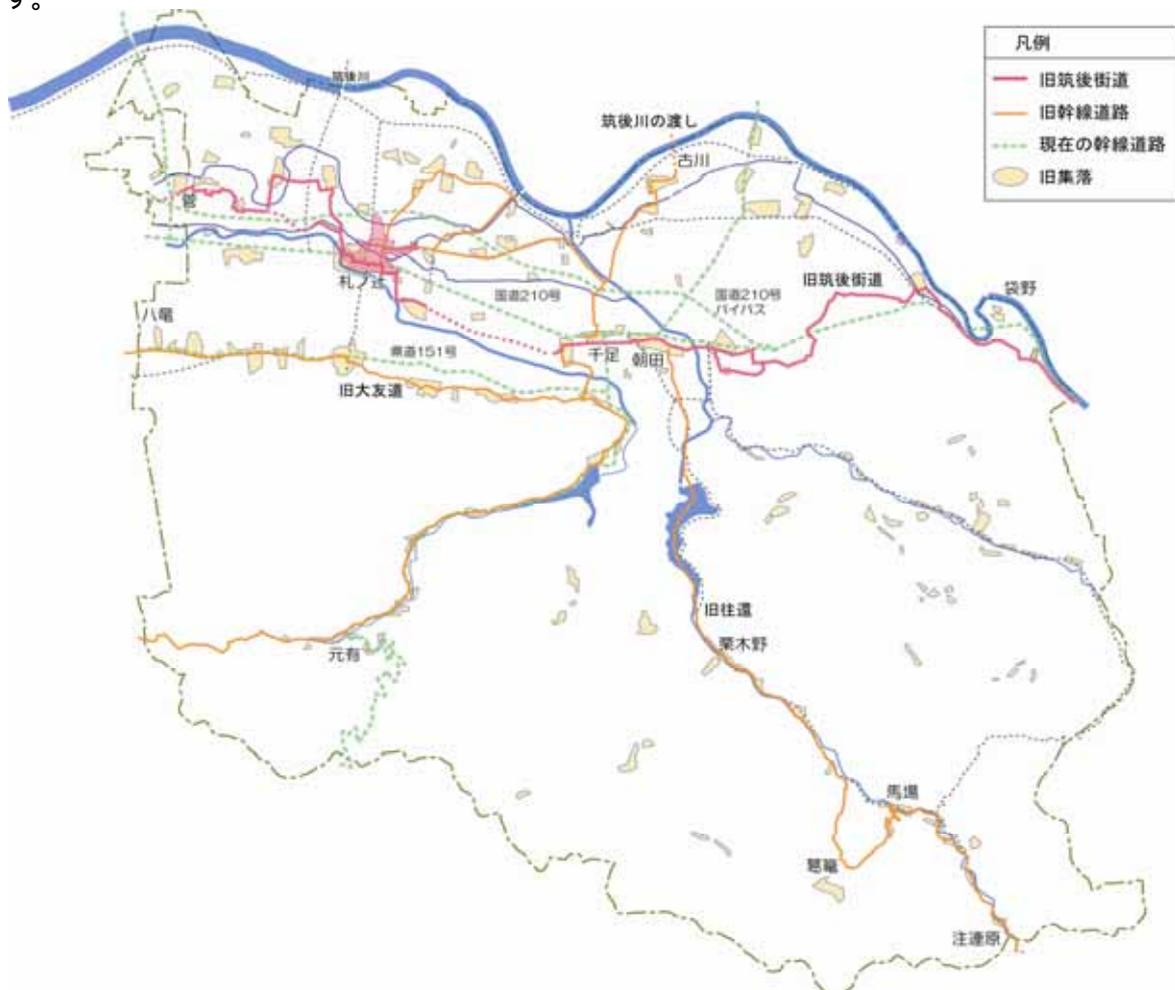
また、旧筑後街道の他に耳納山麓の旧大友道や浮羽町朝田から新川・田籠を抜ける旧往還についても道路の形態や沿道の建物も数棟残っており歴史的な景観として大切にすることが望まれます。



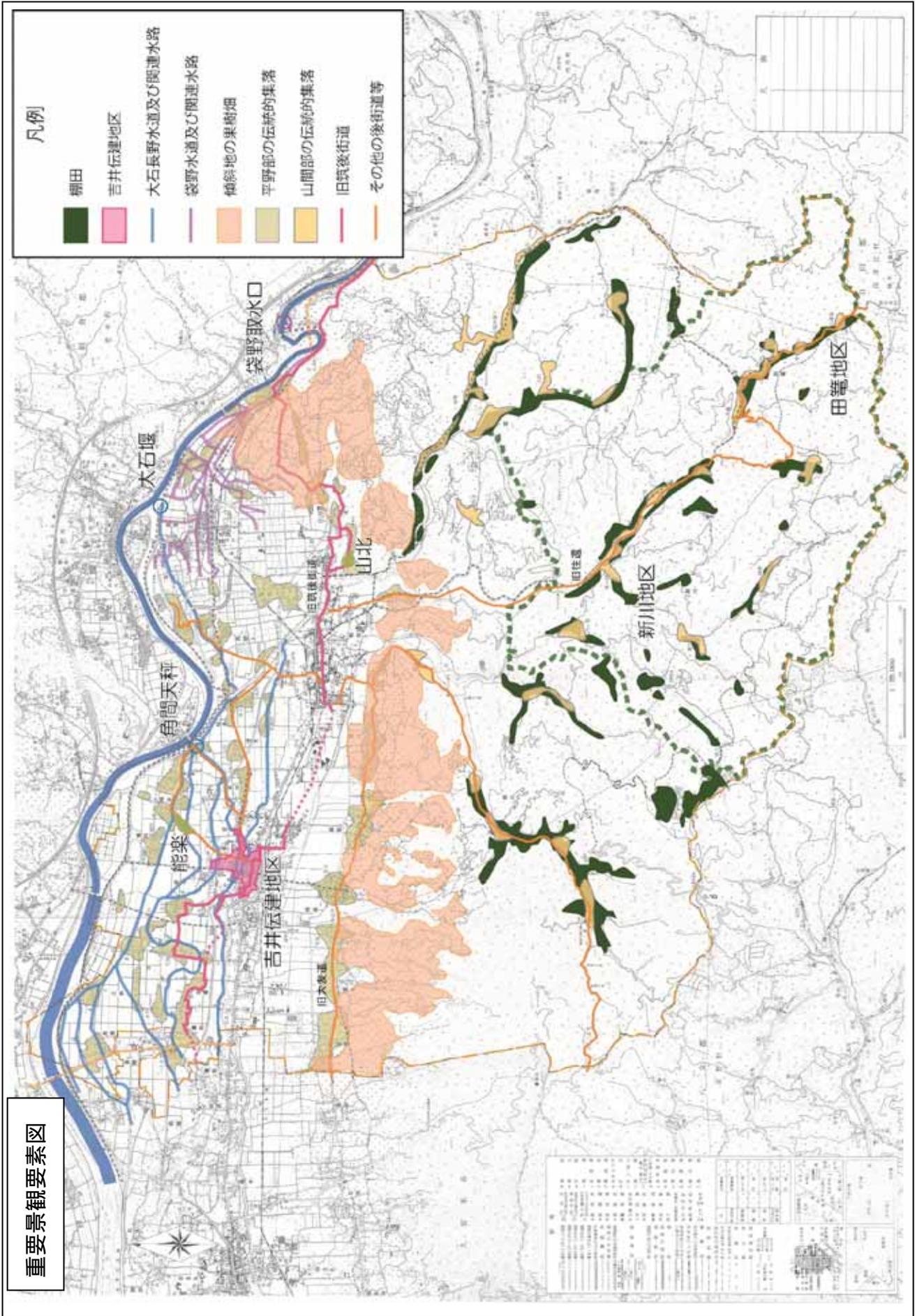
吉井伝建地区内の筑後街道の町並み



正八幡宮前の町並み



重要景観要素図



### 3 - 5 景観形成の実現に向けて個々の建築・開発行為が配慮すべき事項

市内において、個々の建築・開発行為等が景観形成のために配慮すべき具体的な事項は、その行為の内容、また、立地する場所、周囲の景観特性により異なるため、個別に分析し、検討していくことが重要ですが、その検討の際に原則として考慮すべき共通の事項として以下の3つがあります。

個々の建築・開発行為等においては、それぞれの創造力が発揮されることが重要ですが、それぞれの条件下において、以下の3つを満たし、まち全体の景観づくりに参加・寄与していくことが求められます。

#### (1) 色彩、意匠、規模の「不調和を生まない」こと

隣接する地区からの近景や、山並みや田園などの大きな景観(中・遠景)など、周辺に影響を及ぼすような、色彩・意匠・規模等の不調和は、市民の共有財産である景観にとって大きな阻害要因となります。建築物等が大きければ大きいほど、より広範囲の周囲の町並みをはじめ、地域の歴史的、地形的特徴等をふまえた上で、個性のある場所づくりを行うことが求められます。

#### (2) 自然景観、歴史的町並みなど、景観資源への「眺望、背景等を遮蔽しない」こと

市民にとって印象的な眺望・景色等が建築物の高層化等により、失われないよう、低層化や敷地内配置の変更によって景観への影響を低減させることが求められます。

#### (3) 道路、広場など、「公共空間に接する部分」での景観を良質のものにすること

歩行者にとっての景観は私有地の道路側部分、中でも建築物低層部分、塀、柵、建物前面部、駐車場などのデザインに負うところが大きく、敷地所有者はこの部分が持つ半公共的な性格を踏まえ、地区の特性に応じた景観形成を行うことが求められます。

### 3 - 6 関連計画等

#### (1) うきは市総合計画（平成 18 年度～27 年度）

景観計画の上位計画となる「第 1 次うきは市総合計画」に関して以下のような内容となっています。

##### 市の将来像

「郷土の魅力、未来へつなぐ心のふるさと 誇り・交流・夢」

将来像を実現するために以下の 4 つの基本目標を掲げています。

1. 豊かな自然と歴史・文化の融合したまちづくり
2. 農林業や地場産業の活性化を進めるまちづくり
3. 地域の資源を活かした交流・連携のまちづくり
4. 笑顔が美しい、いきいきしたひとを育むまちづくり

##### 基本計画

後期基本計画の中では、「第 3 章 人が過ごしやすい生活基盤の整備」の中に「町並み保存、景観対策」を設定し、基本方針では「美しい景観を後世に伝えていくために、条例の制定を検討するなど、地域住民の協力を得ながら景観対策を進めていきます。」と定めています。

現況と課題において、新川・田籠地区の草葺民家や棚田などの山村景観の保全や景観法を活用した景観保全の取り組み、県や関係市町ですすめる筑後地域の景観づくりの推進について明記しています。

施策の内容      伝統的建造物の保存整備      景観対策の推進

#### (2) 筑後川流域景観テーマ協定

福岡県と筑後地域の 16 市町村で構成する筑後田園都市推進評議会は、平成 15 年に「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を策定し、筑後地域の景観の保全・形成に取り組んできました。筑後地域の中でも、特に、雄大な自然が残る筑後川流域には、筑後川をはじめ、耳納連山、水郷水田、歴史街道など多様な景観を望むことができ、こうした景観は、人々の営み、治水・利水、生態系、歴史、文化、伝統産業など様々な点でつながりを持っており、地域団体・NPO、市町、県、国の関係機関等が協働して取り組む指針として「筑後川流域景観テーマ協定」を締結し、自然や流域の人々と共に育まれてきた共有財産ともいえる景観を保全・形成を図っています。

この「協定」は、「筑後景観憲章」を踏まえた筑後川流域の景観まちづくりを推進する方策を定め、個性豊かで美しい景観に誇りを持って次世代に継承することを目指すものとしています。

対象区域	久留米市、大川市、小都市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町の 7 市町
テーマ	美しい大河に抱かれた実りと彩りをつなぐ景観まちづくり
4 つの目標像	潤いと安らぎを与える「河川景観」      雄大さを感じさせる「山並み景観」 四季の彩りと人々の営みが醸し出す「田園景観」      歴史と文化が織り成す「歴史街道景観」
基本方針	絵になる景観を守り育てる      潤いのある景観を守り育てる 歴史を物語る景観を守り育てる      四季や時間の移ろいによる景観を守り育てる 緑の道でつながる景観を守り育てる
実現に向けた取り組み	ルールづくり、活動の推進、個性的な地区の景観まちづくり、仕組みづくり

### (3) うきは市環境基本計画（平成20年3月）

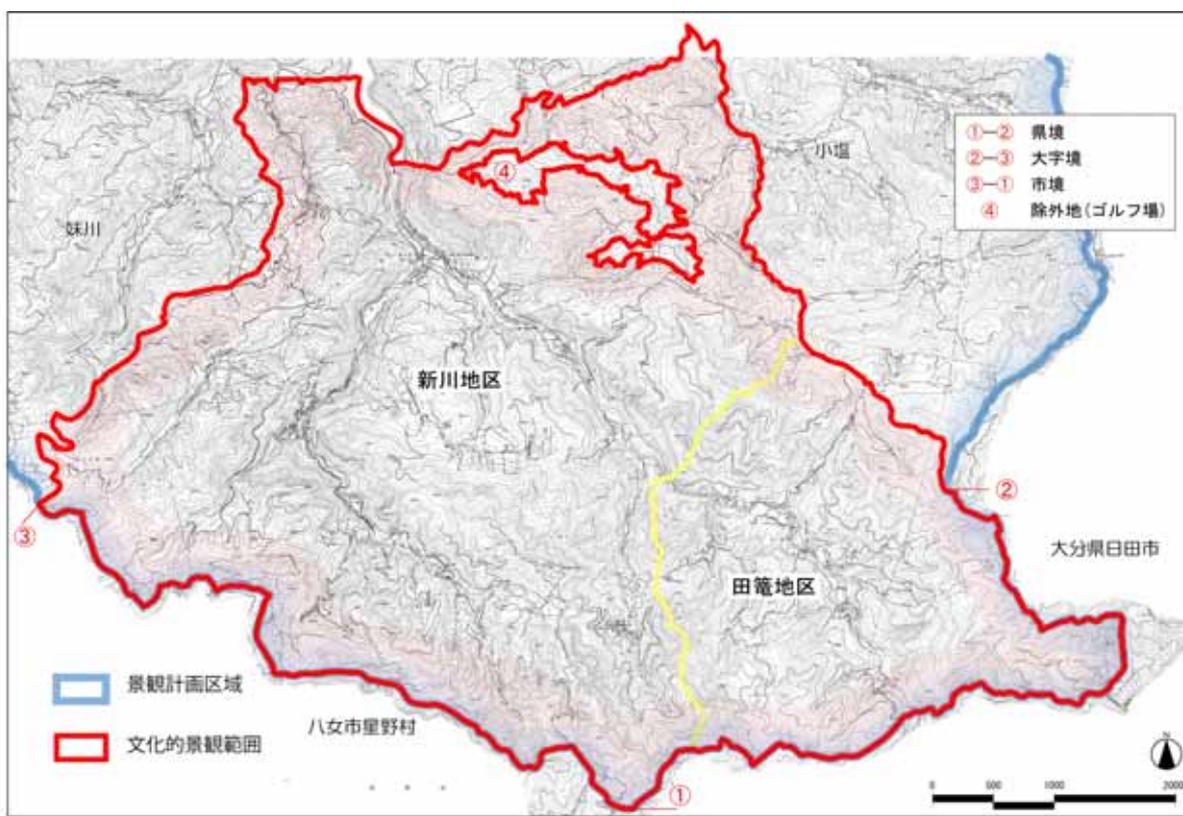
うきは市環境基本計画では「生活環境」「社会・文化環境」「自然環境」「地球環境」を対象としており、「社会・文化環境」の中で個別目標として、「歴史的・文化的遺産の保全」と「美しい景観の保全」を基本方針としています。

吉井地区の「白壁土蔵」の美しい町並みや、日本棚田百選に選定されたつづら棚田に代表される新川・田籠地区の棚田等の山村景観をはじめとした歴史的・文化的景観の保全とこれからの景観形成について推進することを表しています。

### (4) 文化的景観保存計画

文化的景観とは文化財のひとつとして「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」としています。うきは市では地域の生活生業としての歴史的景観の中でも、特に新川・田籠地区を文化的景観として捉え、有形である伝統的な民家や棚田の石垣、農業に欠かせない水利システムや無形である地域に伝わる伝統行事や農事暦などを保護するため、国による「重要文化的景観」の選定を目指し「文化的景観保存計画」を策定しています。重要文化的景観に選定されると保存物件の修理などには支援を行います。

文化的景観について、他の地域や地区でも調査を行ったうえで、文化的景観とするべき範囲については順次追加していくものとします。



## (5) 農業振興地域整備計画

うきは市の農業振興地域は、南部の比較的急な傾斜である山地を除き、市域の約62%が指定されています。農用地については平野部の田畑や傾斜地の果樹園、山間部の棚田など農振地域の約45%が指定されています。

平野部のほ場整備や傾斜地の灌漑排水事業等による優良農地については保全を図り、市街地周辺については優良農地の確保を優先し、将来的には都市的土地利用との調整を図ることとしています。

山間部のほ場整備が行われた農地については機械共同利用などや高収益作物への転換が望まれているが、整備が行えない農地については農道整備等を進め、棚田の景勝地についてはグリーンツーリズムとも絡め保全し、高付加価値を付けた米の販売等を推進するとしています。

### 景観農業振興地域整備計画

新川・田箆地区については耕地整理や大規模な農道整備などは行っておらず、石垣の棚田景観が残っています。しかし、棚田の生産性の低さや過疎化・高齢化が進み後継者不足に悩まされています。棚田の美しい農耕景観を守るためにも景観に配慮した農業施策を推進するため、景観農業振興地域整備計画を策定します。計画の中では周囲の景観に配慮した農業基盤の整備や近代化施設への対応などの方針や方策を検討します。

景観計画区域内の農業振興地域について策定できる計画です。策定に関する基本的な事項は5章の景観づくりの推進方針で示します。

## (6) 都市計画

うきは市には都市計画区域はありませんが、平野部を中心に準都市計画区域として「うきは準都市計画区域」が指定されています。

準都市計画区域については、3,000㎡以上の開発行為については許可を受けなければならない、また、建築基準法により、建築物を建築しようとする場合には建築主事の確認が必要になるとともに、建築基準法の集団規定が適用されます。

ただし、3,000㎡以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫などの建築を目的として行われる開発行為は許可不要とされています。

表 - 準都市計画区域内の形態規制

都市計画区域名	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
うきは準都市計画区域	200%	70%	1.5	2.5

### (7) 伝統的建造物群保存制度

吉井地区の市街地では、現在、官民一体となった伝統的な町並みを活かした町づくりを行っています。平成8年に伝統的建造物群保存条例を制定し、保存地区を指定するとともに、文化財保護法に基づく国の「重要伝統的建造物群保存地区」に福岡県内で初めて選定されました。

伝建地区内では、現状を変更する行為の規制などの措置を定め保護を図っており、「伝統的建造物」として「伝統的建築物」「伝統的工作物」「環境物件」などの指定を行い、文化庁や県教育委員会、市は、管理、修理、修景（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）などに対して補助を行っています。また、併せて「街なみ環境整備事業」の導入も行い、街路整備など周辺の伝統的な町並みとの調和を図っています。



うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区範囲図

### (8) 自然公園

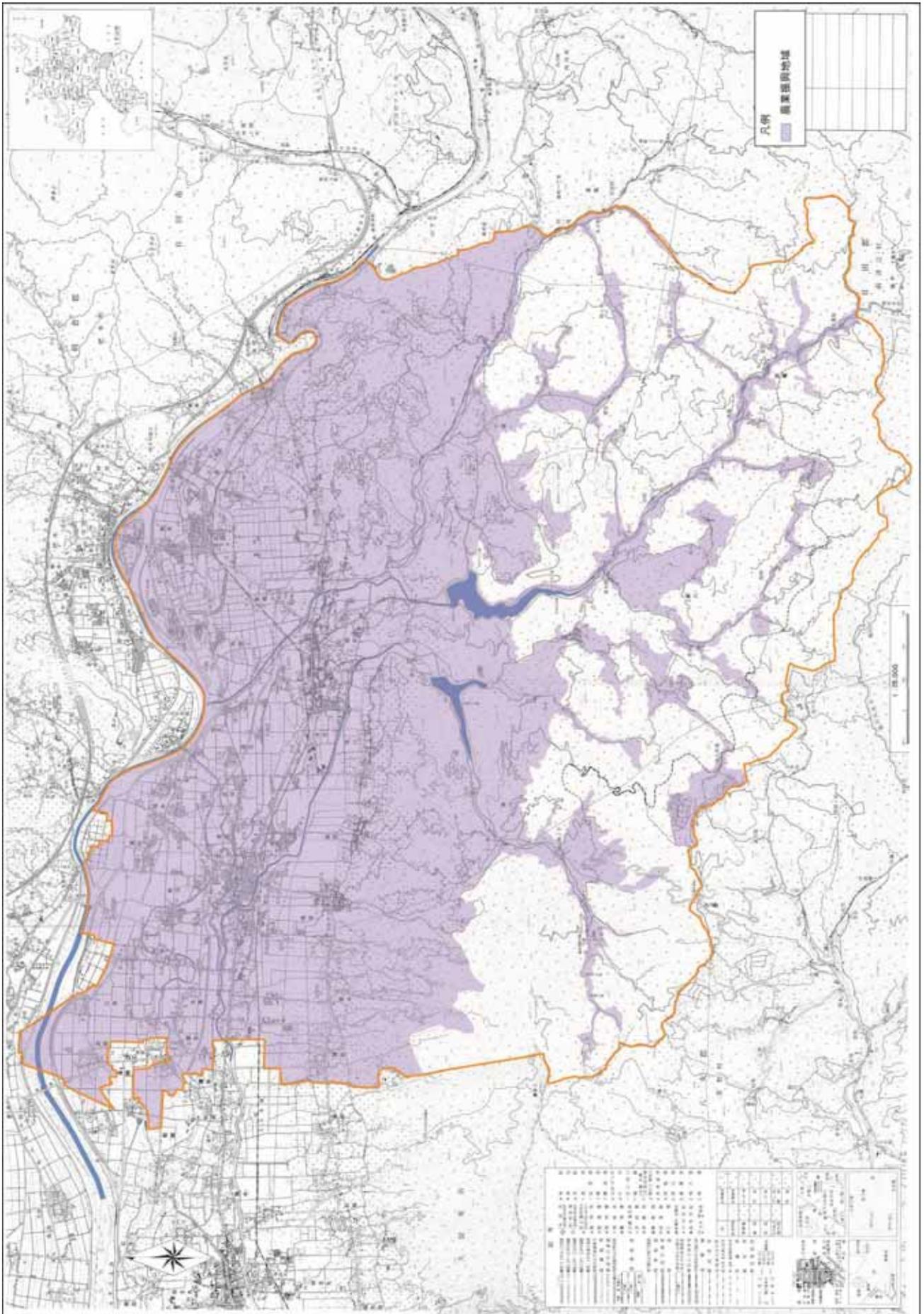
うきは市内の自然公園は筑後川の河川区域と沿岸部の一部、及び耳納連山の一帯に「筑後川県立自然公園」が指定されています。

自然公園内ではそれぞれの指定地域によって、工作物の設置など各種の行為を行う際には許可申請や届出が必要となります。

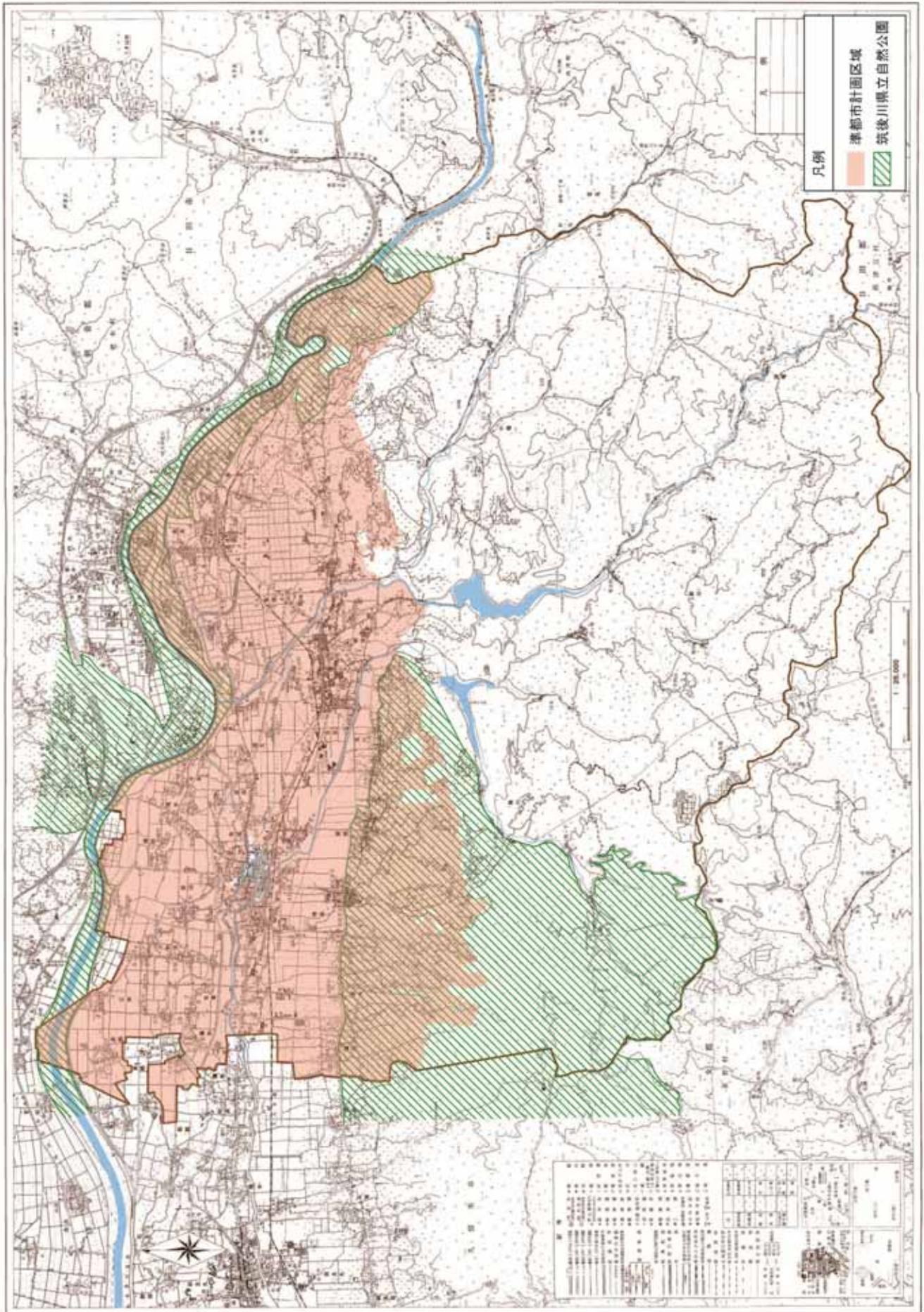
### (9) 保安林

筑後・矢部森林計画により、南部の山間部は水源涵養、土砂流出防備・土砂崩壊防備、保健の保安林が指定されています。

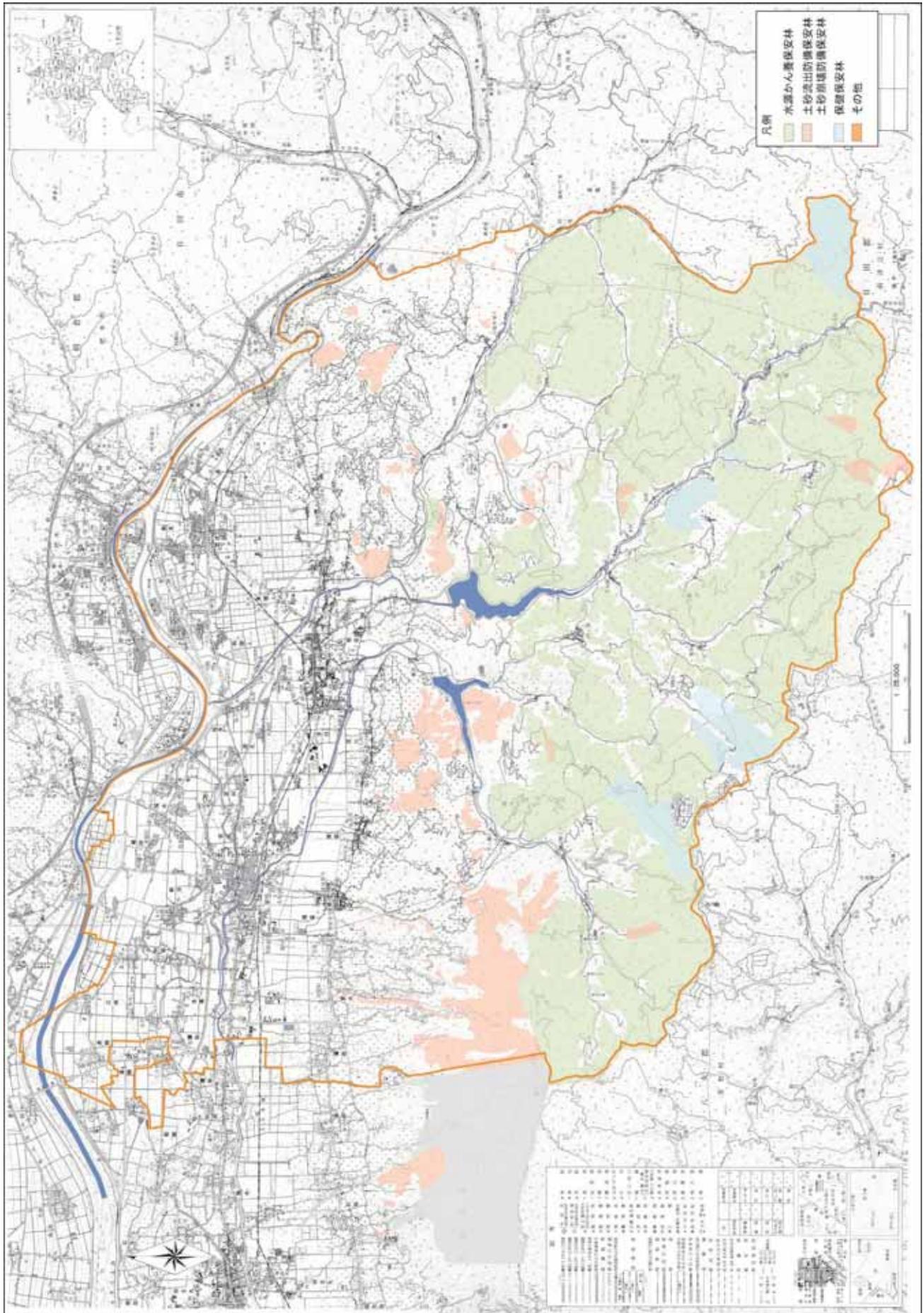
関連規制図（農業振興地域）



関連規制図（準都市計画区域・自然公園）



関連規制図（保安林）



## 4 . 景観形成基準

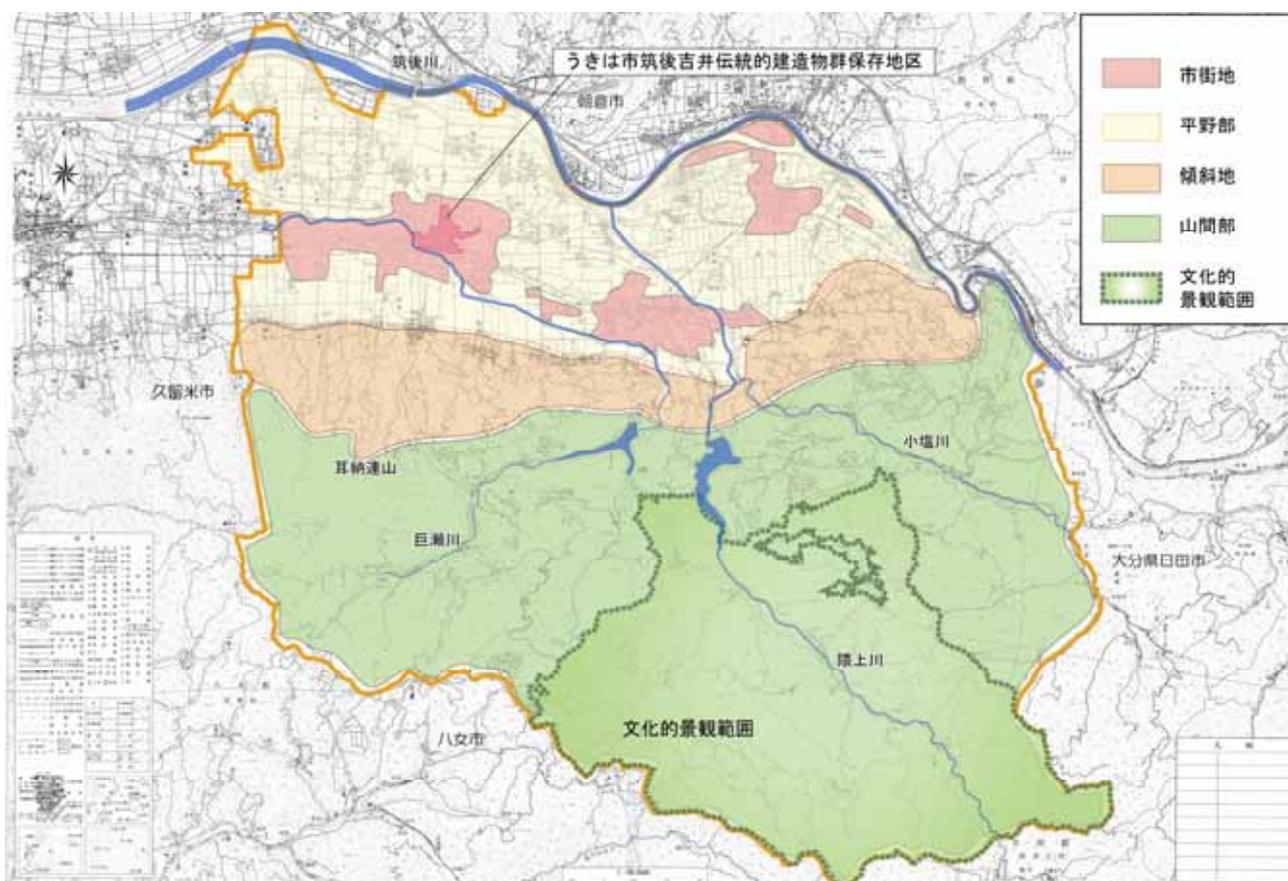
### 4 - 1 届出対象行為

景観計画区域となる本市全域では、建築物や工作物の建設などの行為について、本計画に適合することを目的に、着手前の届出が必要となります。

平野部や傾斜地など眺望できる区域については、特に景観に大きな影響を与えることとなる大規模建築物や工作物を中心に届出対象とし、山間部においては中規模を対象としています。

また、山間部の中でも文化的景観の範囲で行う住宅の建築や工作物の設置等の行為については次ページ下表に示す規模の基準に従って届出を行います。

#### 届出対象の範囲



・以下の行為は届出の適用の除外とします。

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法）に定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 公共施設管理者から許可を受けて行う占用等の行為
- ・ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

国の機関又は地方公共団体が行う行為で上表の基準に該当する行為は、届出ではなく通知を行う

## 届出対象行為

区分	項目	規模等の基準			
		市街地	平野部	傾斜地	山間部 <sup>1</sup>
建築物	新築、移転 増築、改築	延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さ 10mを超えるもの			延床面積 300 m <sup>2</sup> 以上 または高さ 10mを超 えるもの
	外観の変更 (修繕・模様替・色 彩の変更等)	上記の建築物で、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの			
工作物 <sup>2</sup>	新築、移転 増築、改築	高さ 10m を超えるもの			高さ 5m を超える もの
	外観の変更 (修繕・模様替・色 彩の変更等)	上記の工作物で、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの			
土地の区画・形質 ・用途の変更		1,000 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上または 全ての果樹園	300 m <sup>2</sup> 以上または 全ての田及び畑
木竹の伐採		-		300 m <sup>2</sup> 以上かつ林業以外の目的行為	
屋外における土石、廃棄物、再 生資源、その他の物件の堆積 または貯蔵		500 m <sup>2</sup> 以上			
屋外照明		届出対象規模の建築物及び工作物の外観について行う照明			
その他		景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成に支障を及ぼす おそれがあると市長が認める行為			

1 文化的景観範囲については下の届出対象行為が適用となります。

### < 文化的景観範囲 >

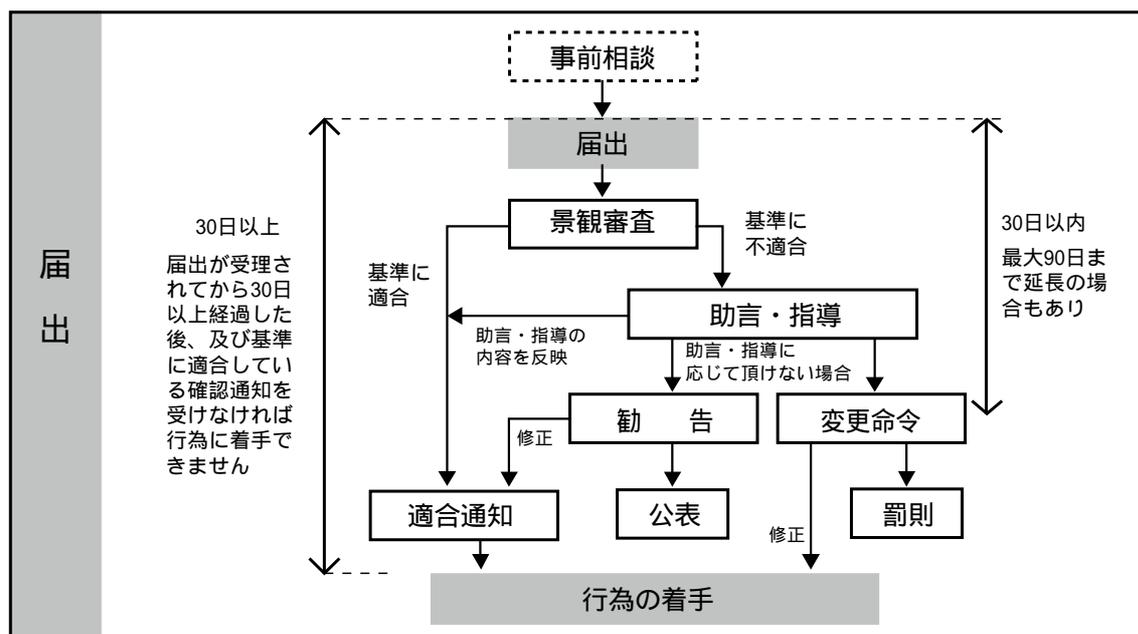
区分	項目	規模等の基準
建築物	新築、移転、増築、改築	延床面積 100 m <sup>2</sup> 以上または高さ 10m を超えるもの
	外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更等)	上記の建築物で、屋根及び外壁の見付面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物 <sup>2</sup>	新築、移転、増築、改築	高さ 5m 又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
	工作物のうち、擁壁、柵、塀等	高さ 1.5m を超えるもの又は見付面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの (一連で造るものも含む)
	外観の修繕、模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、当該行為に係る部分が外観の1/4以上 もしくは見付面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
土地の区画・形質・用途の変更		300 m <sup>2</sup> 以上、又は田畑から果樹等の樹木類への植樹もしく はビニールハウス等の施設園芸への変更、または、農業以 外の用途に変更する場合、及び石垣等の変更
木竹の伐採		100 m <sup>2</sup> 以上かつ林業以外の目的行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積または貯蔵		高さ 1.5m 又は集積・貯蔵面積が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの
屋外照明		届出対象規模の建築物及び工作物の外観について行う照 明
自動販売機		野立自動販売機のうち高さ 1m を超えるもの
その他		景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成に支障を及ぼ すおそれがあると市長が認める行為

2 対象となる「工作物」は次に挙げるものです。

- ・煙突、柱、装飾塔、高架水槽、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等

- ・届出にあたっては、条例に定める図書をうきは市に提出します。
- ・届出を受理した後、うきは市で審査を行いその結果を 30 日以内に通知します。このとき景観形成基準に適合しない行為に対しては設計の変更等の必要な勧告を出すことができます。また、同行為や虚偽の届出等に対しては罰則を適用することができます。
- ・建築等の行為着手は、届出が受理された日から 30 日以後もしくは基準に適合した通知を受けた後に行わなければなりません。
- ・場合により審査が 90 日まで延長されることもあります。

## 届出の手続き



### 事前相談

届出の前に、景観担当部局への事前相談を行うこととします。事前相談では、景観を変更しようとする者に予定している届出行為について説明をもらい、うきは市や必要に応じて専門家等から景観形成基準に基づく助言を行います。

### 景観審査

届出された行為について、うきは市長（景観担当部局）が景観形成基準に基づく審査を行います。また、その際、下図のような体制で行う。



### 助言・指導

基準に適合しないものについては、届出の受理から 30 日以内に助言・指導を行います。これによって設計変更等の適切な措置が期間内になされれば、うきは市による勧告を受けることなく行為の着手へと進むことができます。

## 4 - 2 景観形成基準

各ゾーンにおける建築物等の築造については範囲毎の景観形成基準の内容に沿ったものとし、また、連続する景観として、「主要河川沿い」「主要沿道」を対象に特定基準を付加します。

### 景観形成基準 < 市街地 >

		市街地											
建築物・工作物	配置	地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 歴史性を意識し、周囲との連続性に配慮した配置とする。											
	周辺との調和	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 商業施設等の過度な意匠や看板等は避ける。 吉井伝建地区周辺や歴史性を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 国道 210 号沿道の商業施設は自然景観や歴史的景観に配慮した形態・意匠とする。											
	の圧迫感軽減	大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化や雁行、凹凸を付けるなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。											
	設備類	建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。											
	形態・意匠・色彩	<p>周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 単一な大壁面の場合には目地を入れるなど、視覚的に彩度を下げる。 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。 使用する色彩は以下のマンセル値を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1169 1220 1323"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>-</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>YR、Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>外壁各面の見付面積の 1/5 程度の範囲までは、この限りでない。 周辺との調和に配慮した伝統的工法の素材や着色していない自然素材等の色についてはこの限りでない。 景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。</p>	色相	明度	彩度	R	-	6 以下	YR、Y	-	4 以下	上記以外	-
色相	明度	彩度											
R	-	6 以下											
YR、Y	-	4 以下											
上記以外	-	2 以下											
土地の形質の変更等	外構・緑化等	道路との境界部は可能であれば生け垣や緑化フェンスとする。また、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。(商業施設等の開口部や駐車場は除く)											
	造成等	周囲の景観に配慮した造成に努める。											
	既存樹木・樹林等の保全	既存樹木等は極力維持・保全する。											
屋外照明	照度の抑制	必要以上に明るいものは避ける。											

景観形成基準 < 平野部 >

		平野部								
建築物・工作物	配置	<p>地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。</p> <p>周囲との連続性に配慮した配置とする。</p> <p>眺望景観に配慮したものとする</p>								
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<p>耳納連山や周囲の地形と調和した形態・意匠とする。</p> <p>集落に残る歴史的な民家など周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。</p> <p>筑後川流域及び国道 210 号バイパス沿道では、耳納連山への眺望に配慮した形態意匠とし、別に定める特定基準についても適用する。</p>							
		の圧迫感軽減	<p>大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化や雁行、凹凸を付けるなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。</p>							
		設備類	<p>建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。</p>							
		色彩	<p>周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p> <p>単一な大壁面の場合には目地を入れるなど、視覚的に彩度を下げる。</p> <p>色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</p> <p>使用する色彩は以下のマンセル値を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="437 1021 1220 1140"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>外壁各面の見付面積の 1/5 程度の範囲までは、この限りでない。</p> <p>周辺との調和に配慮した伝統的工法の素材や着色していない自然素材等の色についてはこの限りでない。</p> <p>景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。</p>	色相	明度	彩度	R, YR, Y	-	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度								
R, YR, Y	-	4 以下								
上記以外	-	2 以下								
開発行為・土地の形質・用途の変更等	外構・緑化等	<p>道路との境界部は可能であれば生垣等の植栽を施す。</p>								
	造成等	<p>既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</p> <p>集落内やその周辺では既存の宅地を利用する。</p> <p>面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように配慮する。</p> <p>やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。</p>								
	既存樹木・樹林等の保全	<p>集落周辺の樹木や、社寺、河川水路沿いの樹木等は極力維持・保全する。</p> <p>庭木については適正な剪定等の管理に努める。</p>								
	農地	<p>農地は極力用途変更しない。やむを得ない理由がある場合は周囲の景観に馴染むよう十分に注意する。</p>								
屋外照明	照度の抑制	<p>良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。</p>								
	照明器具	<p>派手な照明器具は設置しない。</p>								

景観形成基準 < 傾斜地 >

		傾斜地								
建築物・工作物	配置	<p>地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。</p> <p>斜面の傾斜を活かし、周囲との連続性に配慮した配置とする。</p>								
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<p>周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。</p> <p>斜面の連続性を意識し、極力傾斜屋根とする。</p> <p>斜面上では建築物等の高さが強調されるため、周囲との調和を乱さない高さとする。</p> <p>県道 151 号線沿道は落ち着いた集落景観や農地の景観が連続しており、連続性を乱さないこととする。</p>							
		の圧迫感の軽減	<p>大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化や雁行、凹凸を付けるなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。</p> <p>特に平野部からの眺望景観に配慮した形態・意匠とする。</p>							
		設備類	<p>建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。</p>							
		色彩	<p>周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p> <p>単一な大壁面の場合には目地を入れるなど、視覚的に彩度を下げる。</p> <p>色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</p> <p>使用する色彩は以下のマンセル値を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="437 1043 1222 1160"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>外壁各面の見付面積の 1/5 程度の範囲までは、この限りでない。</p> <p>周辺との調和に配慮した伝統的工法の素材や着色していない自然素材等の色についてはこの限りでない。</p> <p>景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。</p>	色相	明度	彩度	R, YR, Y	-	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度								
R, YR, Y	-	4 以下								
上記以外	-	2 以下								
開発行為・土地の形質・用途の変更等	外構・緑化等	<p>自然の植生や果樹園等に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。</p>								
	造成等	<p>既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</p> <p>面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように配慮する。</p> <p>やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。</p>								
	既存樹木・樹林等の保全	<p>集落周辺の樹木や、社寺、河川水路沿いの樹木等は極力維持・保全する。</p> <p>庭木については適正な剪定等の管理に努める。</p>								
	農地	<p>周囲の景観を阻害しないもの以外、果樹園などの農地は極力用途変更しない。</p>								
屋外照明	照度の抑制	<p>良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。</p>								
	点滅照明	<p>点滅照明は設置しない。</p>								
	照明器具	<p>派手な照明器具は設置しない。</p>								

景観形成基準 < 山間部 >

		山間部								
建築物・工作物	配置	地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 周囲の歴史的な景観に配慮した配置とする。								
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	山林や棚田など周囲の地形と調和した形態・意匠とする。 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 基本的に傾斜屋根とする。 地区集落の建物等の特性に沿った形態・意匠とする。 斜面上では建築物等の高さが強調されるため、周囲との調和を乱さない高さとする。							
		の 圧迫感 軽減	大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化や雁行、凹凸を付けるなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。							
		設備類	建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。							
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 単一な大壁面の場合には目地を入れるなど、視覚的に彩度を下げる。 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。 使用する色彩は以下のマンセル値を基準とする。 <table border="1" data-bbox="437 1088 1222 1205"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> 外壁各面の見付面積の 1/5 程度の範囲までは、この限りでない。 周辺との調和に配慮した伝統的工法の素材や着色していない自然素材等の色についてはこの限りでない。 景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。	色相	明度	彩度	R, YR, Y	-	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度								
R, YR, Y	-	4 以下								
上記以外	-	2 以下								
開発行為・土地の形質・用途の変更等	外構・緑化等	自然の植生や農地や山林に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。								
	造成等	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように配慮する。 やむを得ず長大となる場合には、石積や緑化等による修景を行う。								
	既存樹木・樹林等の保全	集落周辺の樹木や、社寺、河川水路沿いの樹木等は極力維持・保全する。 庭木については適正な剪定等の管理に努める。								
	農地	周囲の景観を阻害しないもの以外、棚田などの農地は極力用途変更しない。								
屋外照明	照度の抑制	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。								
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。								

景観形成基準 < 文化的景観範囲 > (新川・田籠地区)

建築物	指針	<p>【形態意匠】</p> <p>住宅・店舗・宿泊施設等主たる建物は文化的景観として調和するように努める。</p> <p>勾配屋根を戴いた低層木造建築を基本とする。</p> <p>一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の景観や家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。</p> <p>建物の配置は周囲の景観と調和し、歴史的な景観に配慮する。</p>																				
	基準	<p>【高さ】</p> <p>・最高の高さは周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>【形態意匠 - 基本構造】</p> <p>・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>【形態意匠 - 屋根】</p> <p>・両側の勾配屋根を基本とする。</p> <p>・屋根の色彩(庇等を含む)は、以下の基準とする。</p> <p>ただし、和瓦・草葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。</p> <p>・屋根周辺に用いる部材も派手な色彩は使わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, Y</td> <td>7 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>7 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【形態意匠 - 外壁】</p> <p>・色彩は、以下の基準とする。ただし、木材等の素材を活かしたものは基準の限りではない。</p> <p>また、見付面積の 1/5 未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。</p> <p>・窓のサッシュ、雨樋、付柱等の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>9 未満</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5YR ~ 10Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【形態意匠 - 付属屋】</p> <p>・付属屋は主屋との外観調和に努める。</p> <p>本基準における「付属屋」とは、建築面積 20 m<sup>2</sup>未満かつ軒高 2.3m未満の建築物を指す。</p> <p>【位置】</p> <p>・土地の区画形質の変更は原則行わず、歴史的な位置を尊重する。</p> <p>・接道部分は緑化に努める。</p> <p>【敷地の緑化】</p> <p>・接道部を中心に植栽などの緑化を行う。</p> <p>【形態意匠 - 建築設備等】</p> <p>・建築設備等は、周辺の道路等公共の場所から見えない場所に設置する。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。</p>	色相	明度	彩度	R, Y	7 以下	4 以下	上記以外	7 以下	2 以下	色相	明度	彩度	0.1R ~ 10R	9 未満	3 以下	5YR ~ 10Y	-	4 以下	上記以外	-
色相	明度	彩度																				
R, Y	7 以下	4 以下																				
上記以外	7 以下	2 以下																				
色相	明度	彩度																				
0.1R ~ 10R	9 未満	3 以下																				
5YR ~ 10Y	-	4 以下																				
上記以外	-	2 以下																				

工作物	指針	<p>【形態意匠・高さ】</p> <p>工作物の配置は周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。</p> <p>垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。</p> <p>屋外照明は下方を照らすことを基本とする。</p>										
	基準	<p>最高の高さは周囲の景観と調和したものとする。ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。</p>										
		<p>【位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な地形を尊重する。</li> <li>・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> <li>・隣地相互での空間を確保する。</li> </ul>										
		<p>【形態意匠 - 外観】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の外装に使用する素材は、周囲の景観と調和した質感のものにする。</li> <li>・擁壁は、自然石積又は緑化等により周囲の景観と調和する修景を基本とする。</li> <li>・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はそのように修景する。</li> </ul> <p>【形態意匠 - 屋外照明等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。</li> </ul>										
		<p>【形態意匠 - 色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、以下の基準とする。</li> </ul> <p>ただし、石等の自然素材によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。</p> <p>また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分は以下の基準の限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>9 未満</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>YR、Y</td> <td>-</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R	9 未満	3 以下	YR、Y	-	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度										
R	9 未満	3 以下										
YR、Y	-	4 以下										
上記以外	-	2 以下										
<p>【形態意匠 - 外構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣や木塀または自然石の石垣を基本とする。</li> <li>・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1mを超えないこととする。</li> <li>・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。</li> </ul>												

自動販売機	指針	<p>自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。</p>
	基準	<p>【形態意匠 - 自動販売機】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野立ての自動販売機は覆屋を設け、周囲の景観に馴染むものとする。</li> <li>・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。</li> <li>・過度に明るい内蔵光源を避ける。</li> </ul>

土地の区画・形質・用途の変更(鉱物の掘採又は土石の採取を含む)	指針	不用意に土地の区画・形質・用途の変更又は土石の採取は行わない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田を形成する農地は極力用途変更をしない。</li> <li>・鉱物の掘採又は土石の採取は極力行わない。</li> <li>・現況の地形を生かし、長大な法面及び擁壁が生じないようにする。</li> <li>・隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周辺の景観に調和することを基本とする。</li> </ul>
木竹の伐採	指針	文化的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採は避ける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。</li> <li>・ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。</li> </ul>
物の集積	指針	景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし農業目的のものはその限りではない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等に面する場所では、高さ1.5m、面積50㎡を超える物の集積は行えない。</li> <li>・ただしやむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。</li> </ul>
屋外照明	指針	屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的推進	指針	駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な屋外駐車場(1,000㎡以上)では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。</li> <li>・工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。</li> </ul>

### 色彩について

色彩については上記までに示した景観形成基準を基本的に守ることとしますが、それぞれの地域や周囲の状況など、その場所によって様々な景観があります。場合によっては基準とする色彩以外でも周囲の景観に馴染むものもあるかも知れません。

市民が自発的に良好な景観形成のために選んだ色彩は、届出や相談の際に、色彩シミュレーション等によって検討し、場合によって後に述べる「うきは市景観形成審議会」の判断によって、適合色として認めることとします。

### 文化的景観範囲内の自動販売機例



覆屋の設置



メーカー色からの変更

## 特定基準

本市は福岡県をはじめ関連市町、国土交通省、NPO 団体等の各種団体と「筑後川流域景観テーマ協定」を結んでおり、筑後川周辺の景観や幹線道路等の沿道景観についても連携した景観形成を目指します。

### 筑後川流域（河川景観）

筑後川堤防上（堤防道路端）から 200m の範囲とします。

		景観形成基準	
建築物・工作物	形態・意匠	連続性への配慮	堤防等から俯瞰され、背景に耳納連山が入ることを踏まえ、周辺環境と調和するよう勾配屋根等を用いることとし、連続性を持たせた景観に配慮する。
		設備類	屋上に設置する場合には、目立たないように目隠しを施すなど、周囲の景観に配慮する。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境		十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	土石類の採取		土石類の採取により、堤防上道路等から見て地肌があらわにならないものとする。
	物の集積		道路等に面する場所では、物の集積は行わない。ただしやむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。

### 主要道路沿道

国道 210 号、国道 210 号バイパス及び県道 151 号線の道路端から沿道 30m の範囲とします。

		景観形成基準	
建築物・工作物	形態・意匠	眺望景観への配慮	道路から見える田園景観や自然景観などに配慮した形態・意匠とする。特に国道 210 号及び国道 210 号バイパスについては、耳納連山への眺望に配慮した高さに努めることとする。 県道 151 号線（山辺道）についても傾斜地や平野部を眺望できる場所であるため、眺望景観を阻害しないように配慮する。
		連続性への配慮	建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、周辺の自然景観や歴史的景観に配慮した形態・意匠とする。
		設備類	建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化や目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
開発行為・土地の形質の変更等	緑化		道路等の公共の場から敷地の全容を容易にみることが出来る駐車場や資材置き場では、敷地境界部を緑化するなど潤いのある景観の形成に配慮する。その際に耳納連山等の自然景観が望める箇所については、樹木の高さを抑えるなど眺望への配慮を行う。



## 5 . 景観づくりの推進方針

景観形成上重要な役割を担う道路や河川等の公共施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、それらについて整備に関する事項や占用許可等の基準を検討し、本市の自然景観や歴史的文化的景観と調和する公共施設の整備を目指します。

### 5 - 1 景観重要公共施設の指定について

以下に示す項目に該当する公共施設については、地域の景観形成において先導的な役割を果たすことが望まれるものであり、各管理者等の合意を得たうえで、景観重要公共施設として指定を検討します。

なお、景観重要公共施設は必要に応じて管理者と協議の上、随時追加指定できるものとします。

- ・景観形成上重要な軸となる公共施設
- ・地域の景観形成において重要であり、施設の整備によって良好な景観を形成する先導的な公共施設
- ・整備に関する事項や占用等の許可基準が必要と考えられる公共施設
- ・規模が比較的大きく周囲の景観に影響を与える公共施設(ダム・砂防施設等)

景観重要公共施設の整備においては、次に示す事項に留意することとします。

#### 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設の本来の機能を満たし、安全性を考慮したうえで、本市の自然景観や歴史的文化的景観にふさわしい公共施設を目指し、出来る限り周囲の景観に対する配慮を行う。</li><li>・良好な景観形成に努めた先導的なデザインに努める。</li><li>・景観重要公共施設を整備する主体が複数存在するため、ある程度の全体デザインコントロールを行うための連絡協議体制を検討する。</li><li>・デザイン検討の際には地元住民等との協議を行い、地域の景観にふさわしいデザインに努める。</li></ul>
------------------------	--

## 5 - 2 景観資源の登録による景観形成

市内には良好な景観として保存・活用すべき多様な景観資源があります。景観資源はまちづくりの資産となるもので、その価値を地域の共通認識として育て、資源の周辺も含めた管理を行い、また来訪者へ説明するなどの活用を行なっていきます。

また、景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）・樹木に関しては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行ないます。また、さらに保護が必要なものは文化財等の制度などの活用も検討します。

### 景観資源の登録

良好な景観として保存・活用すべき景観資源を、文化財等のような重要性が認知されているものだけではなく、伝承・伝聞や地域の人々に好まれる景観、地域の記憶が宿る景観、地域の景観形成の規範となる景観などをリストアップしていくことが大切です。また、リストアップした景観資源の中から登録制度により景観資源を選定登録し、登録した景観資源に対する維持管理や保全方策、支援等を定めていくことも検討します。

### 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

景観資源のうち、景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）・樹木に関しては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として以下の方針に沿って指定を行ないます。

景観重要建造物の指定の方針	景観重要樹木の指定の方針
以下に示す項目のいずれかに該当し、地域の良好な景観の形成に重要な役割を持っており、さらに道路等の公共の場所から望見される建造物・樹木をそれぞれ指定する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝承や伝聞の対象となっているなど、町の歴史的、文化的景観にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの</li> <li>・形態意匠が優れており、地域の景観上のシンボルとなっているもの</li> <li>・地域の良好な景観形成の規範となっているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝承や伝聞の対象となっているなど、歴史的、文化的景観にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの</li> <li>・樹形や高さ等が特徴的であって、地域の景観上のシンボルとなっているもの</li> <li>・地域の良好な景観形成を進める上で保全が求められるもの</li> </ul>

### 5 - 3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観計画区域の山間部である新川・田籠地区は、文化的景観として歴史的にも地域の文化的にも農業を中心とした古くからの住民の工夫によって残されてきた景観があり、石垣の棚田に代表される農村景観との調和を図った良好な営農活動を実施していくことが必要不可欠です。本景観計画とともに、今後は、景観との調和のとれた良好な営農条件を確保するためにも「景観農業振興地域整備計画」を策定することとします。

以下に、計画を策定するにあたっての基本的な事項を整理します。

#### 保全・創出すべき地域の景観の特色

- ・計画区域に展開する景観は、谷あいには続く棚田や集落、スギやヒノキ林等の連続した景観であり、これらの景観を構成する要素は互いに関連性を持った一体的な景観である。
- ・また本区域の景観は、古くからの知恵と工夫が積み重ねられてきた技術、自然と呼応して形成されてきた「生業」としての景観である。

#### 保全・創出すべき地域の範囲

- ・新川・田籠地区を流れる隈上川兩岸一帯や支流の河川、葛籠の棚田等は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。
- ・新川・田籠地区に位置するこれらの農業振興地域は、地域の景観の根幹となる石垣の棚田も含み、計画区域の景観を語る上で極めて重要な区域である。
- ・一方、耕作放棄されているところもあり、今後も増加することが予想される。計画区域の景観を良好に保全していくためにも、適切に維持管理すべき区域である。
- ・従って、景観農業振興地域整備計画の「保全・創出すべき地域の範囲」は、新川・田籠地区の農業振興地域を対象とする。

#### 魅力ある景観を保全・創出するための方針

##### < 営農活動の維持・推進を基本とした棚田景観の保全 >

- ・稲作を中心とした営農活動の維持及び農用地の維持確保に努める。
- ・また、今後の営農の状況により、現在、耕作放棄地となっているところについても、営農の再開を推進する。

##### < 昔ながらの構造・素材に配慮した石垣の維持管理 >

- ・棚田の石垣補修にあたっては、昔ながらの構造に十分に配慮する。また使用する素材等についても、景観の維持保全を念頭に十分な配慮を行う。
- ・除草など日常的な維持管理に努める。

##### < 棚田景観との調和に配慮した各種施設の整備・維持 >

- ・地域の特徴となる農小屋など農作業を行う上で利用されてきた各種必要施設についての補修についても、構造や使用素材など景観との調和に十分に配慮する。

##### < 継続的な維持管理のための仕組みや手法の継承 >

- ・伝統的な石積みの手法、竹樋による通水の手法、草刈り等の日常的な維持管理手法、また維持管理を継続的に実施する仕組みを継承する。

##### < 継続できる営農方策の検討 >

- ・過疎化や高齢化が進んでいる当地域では農業の担い手育成をはじめ、農業自体の継続が必要であり、そのための営農組織や各種団体等による営農の継続方策を検討する。

## 5 - 4 景観まちづくりの仕組みの確立

うきは市の景観は、住民と行政が共に造り上げていくものですが、さらに専門家や公益事業を営む事業者との連携が必要となる場面が大いに考えられます。

本計画の目標へ向けた課題解決や合意形成が必要な場合には、これらの関係者が連携して景観まちづくりを推進できるような仕組みを次のように確立します。

### (1) 景観づくりの担い手と役割

#### 1) 市民の役割

##### 景観まちづくりの主体としての認識

景観まちづくりの主体となるのは、そこに暮らし、地域のことを良く知る人々です。普段から景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手であることを認識し、庭木の手入れや清掃活動など、常日頃から良好な景観づくりに努める必要があります。

##### 景観施策への参加、提案

景観づくりの主体である市民の役割として、市の景観施策に対する将来像を理解し、これを実現するために参加し協力する姿勢が求められます。

また、地域のことをよく知る者として、景観協議会などの景観施策に対する参加・意見など提案が求められます。

#### 2) 事業者の役割

##### 景観づくりへの影響の認識

農業をはじめ、建築や土木、観光、商業など様々な職業は、景観と何らかの関わりを持っています。建築・土木・屋外広告物など直接的に景観に係る事業は、構造物が景観に及ぼす影響も大きく、景観形成基準に適合した施設の整備など、景観づくりに努める必要があります。

##### 景観施策の情報提供

住宅など、建て主と設計者などの事業者で協働して進めることとなります。そのため、事業者は、景観形成基準などの制度を理解し、建て主へ情報提供する役割を担います。

#### 3) 行政の役割

##### 景観づくりの方針作成・施策の実施

市民が同じ方向性で、景観形成を進められるよう、景観づくりの方針を示し、それを踏まえた施策を実施していくことが必要です。

##### 景観施策に対する市民意見の反映

時代や社会情勢の変化に伴って、景観施策も変更することが必要となります。その際には、市民の方々の意見を反映した景観施策を進めることが必要です。

##### 市民・事業者への普及啓発

市民・事業者に対し、景観施策への理解を求め協力を得るためには、普段からの普及啓発に努める必要があります。

##### 公共施設などによる先導

市や県・国が整備する公共施設など、建造物をつくる上では、景観づくりの手本としての役割を担います。公共施設の整備においては、先導役としてふさわしい景観づくりを進めます。

#### 4) 専門家の役割

景観について専門的な知識や経験をもっている者は、本計画運用に際して、良好な景観づくりの指導的役割を担う必要があります。

景観の資産価値や本物の美しさについて、市民にわかりやすく伝える役割を担います。

### (2) 良好な景観づくりの取組み

#### 1) 景観づくりへの市民参加を促す取組み

市民主体による景観づくり活動への支援

市は、景観づくりの展開を持続的な取組として市民生活の中に定着させ、実効性を高めるため、市民自ら率先して取り組む景観づくり活動への支援を充実するなど、市民の主体的な景観づくりの取組を醸成していく仕組みを構築していきます。

市民活動や景観づくりにかかわる取組など市民・事業者による積極的な取組に対して、情報提供やPR、専門家の派遣などの協力を行うほか、セミナーの開催、地域のリーダー育成などに対し支援を行います。

- ・ 景観づくりに関する相談窓口の開設
- ・ 景観づくりへの貢献に対する表彰やPRの検討。
- ・ 景観に寄与する市民グループの活動や整備に対する活動の支援。(専門家の派遣など)

市民が景観施策に参加するための体制

景観整備機構

良好な景観の形成を進めるにあたり、地域住民の利害関係の調整や、良好な景観の形成に取り組む市民を支援するために、景観に関する事業の実施を積極的に行う主体がいることが望まれます。そのような役割を担うことができると認められる公益法人ないしNPO法人等を、景観法に基づく景観整備機構として指定していきます。

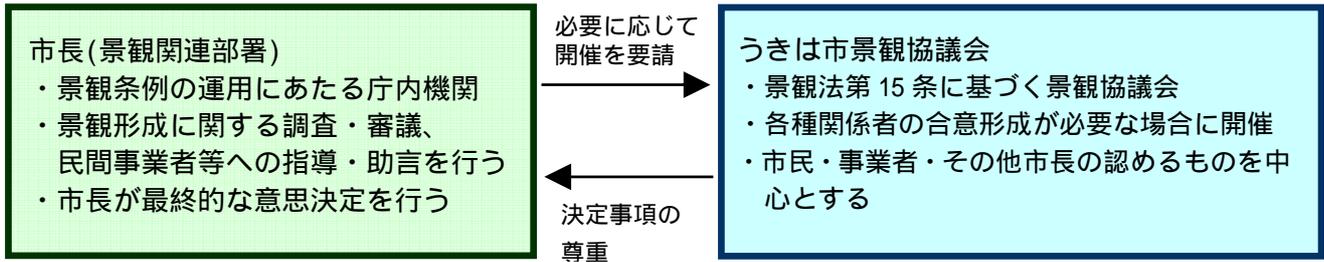
指定を受けた団体は景観形成に係る事業実施の助成等を受けられるものとします。

うきは市景観協議会 (景観法第15条)

うきは市景観協議会は、景観形成の基本方針である「自然と歴史が調和した個性ある田園都市としての景観形成」を進めるうえでの課題解決や合意形成など、必要性に応じて立場の異なる市民・景観整備機構・事業者・行政・専門家等が話し合う場として以下のように設置することとします。

#### 【うきは市景観協議会の設置方針】

目的・位置付け	・ 景観まちづくりについて、市民・事業者・行政・専門家等による総合的な視点からの話し合いを行う場であり、課題解決の方向付けや合意形成を図る機関である。 ・ 景観法第15条に基づく景観協議会として市長により設置される。
構成	・ 市民、学識経験者、その他市長の認めるものを中心とする。 ・ 構成員は、協議会の決定事項を尊重しなければならない。
下部組織	・ 景観まちづくりに関連して、より具体的・各論的な議題が生じた場合などは、必要に応じて下部組織を設置することができる。
開催時期	・ 必要に応じ随時開催する。また市長の要請においても開催することができる。



## 2) 事業者と連携した景観づくりのための取組み

### 事前相談による対応

条例で示す届出や建築確認申請など、各種手続きの前に景観づくりの創意工夫が導き出せる相談窓口を設け、地域の景観特性に合わせた工夫や配慮についての助言や指導を行います。

### 各種業界との連携

建設業界や広告業界などをはじめとする各業界に対しても、景観に配慮した事業展開を図るよう働きかけを行います。

また、市外の業界に対しても、うきは市で取組む景観計画を周知を図ります。

## 3) 景観づくりの施策を円滑に進めるための取組み

### 景観行政団体としての総合的な取組み

本計画に基づく施策の推進に際しては、景観行政団体としての総合的、横断的な連携体制による景観づくりに取組むため、学校教育・生涯学習、自然環境、公共施設整備、農林業や観光など全庁的に関連する施策との総合調整を行います。

### 筑後川流域市町、国、県などとの協力体制の確立

市の景観づくりについては、筑後川流域景観テーマ協定に基づいて行うものであり、関係市町や国、県に対しても理解と協力を求め、連携・調整を図ります。

## 景観計画の策定経緯等

## 平成 21 年度

月 日	策定経過の内容
平成 21 年 8 月 19 日	うきは市景観計画策定委員会設置要綱を告示
平成 21 年 8 月 21 日	景観計画策定委員会の各種団体代表委員の推薦を各団体へ依頼
平成 21 年 9 月 11 日	うきは市が景観行政団体になることの協議書を福岡県へ提出
平成 21 年 9 月 15 日	広報「うきは」にて景観計画策定委員会の公募委員 3 名を募集開始
平成 21 年 10 月 15 日	景観に関する市民アンケートを任意抽出による市民 1,000 人対象に実施
平成 21 年 10 月 22 日	第 8 回福岡県景観審議会にて、うきは市が景観行政団体へ移行協議が審議される
平成 21 年 10 月 27 日	福岡県知事より、うきは市が景観行政団体に移行することの同意書を受領
平成 21 年 11 月 5 日	景観に関する市民アンケートを 657 名分を回収
平成 21 年 11 月 30 日	第 1 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 14 名、欠席 3 名） ・委員長に宮本雅明九州大学名誉教授を、副委員長に九州大学教授菊地成朋を選出する
平成 21 年 12 月 4 日	景観法第 7 条第 1 項ただし書きの規定により 12 月 4 日をもって、うきは市が景観行政団体となることを告示
平成 21 年 12 月 4 日	うきは市が景観行政団体となる
平成 22 年 2 月 15 日	広報「うきは」に景観計画の策定について掲載
平成 22 年 2 月 24 日	第 2 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 16 名、欠席 1 名）

## 平成 22 年度

月 日	策定経過の内容
平成 22 年 6 月 2 日	第 3 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 16 名、欠席 1 名）
平成 22 年 8 月 3 日	第 4 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 13 名、欠席 4 名）
平成 22 年 8 月 15 日	広報「うきは」に景観計画の策定について掲載
平成 22 年 9 月 23 日	宮本雅明委員長が交通事故により他界
平成 23 年 1 月 7 日	第 5 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 13 名、欠席 3 名） ・宮本雅明委員長に代わり、新委員長に九州大学大学院教授の菊地成朋氏を新副委員長に郷土会の河原浩氏を選出する
平成 23 年 2 月 15 日	景観計画のパブリックコメントの実施について広報「うきは」に掲載
平成 23 年 2 月 17 日 ～26 日	市ホームページにて、うきは市景観計画（案）のパブリックコメントを実施
平成 23 年 3 月 1 日	景観計画（案）の概要版を市内全世帯に配布
	景観計画住民説明会の開催について広報「うきは」に掲載
	第 6 回景観計画策定委員会を開催（於うきは市役所 出席委員 15 名、欠席 1 名）
平成 23 年 3 月 10 日	景観計画住民説明会（浮羽会場）をうきは市民センターにて開催（参加者数 17 名）
平成 23 年 3 月 11 日	景観計画住民説明会（吉井会場）を生涯学習センターにて開催（参加者数 19 名）
平成 23 年 3 月 18 日	うきは市長へ景観計画（案）の答申書を提出

景観計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	役職
委員長	菊地 成朋	九州大学大学院人間環境学研究院教授	学識経験者
副委員長	河原 浩	うきは市郷土会会長	各種団体代表
委 員	北川 昇	うきは市区長協議会会長	〃
〃	鎌水 英一	うきは市商工会副会長	〃
〃	川原 文次	にじ農業協同組合代表理事専務	〃
〃	金子 和正	町並み設計士会会長	〃
〃	行徳 寛	町並みをよくする会会長	〃
〃	関 健児	石垣保存実行委員会会員	〃
〃	白石 洋子	かわせみの会会員	〃
〃	藤田 光彦	公募による委員	地域住民
〃	佐藤 キヨカ	公募による委員	〃
〃	杉本 勉	公募による委員	〃
〃	小川 博之	福岡県建築都市部都市計画課長	行政機関
〃	小河 誠嗣	生涯学習課長	〃
〃	黒岩 政秋	住環境建設課公共土木係主事	〃
〃	片山 修	農林・観光課農政係長	〃
前委員長	宮本 雅明	九州大学名誉教授 都市・建築遺産保存支援機構理事長	学識経験者 H22.9.23 他界
事務局	熊谷 幸一	企画商工課長	
	金子 好治	企画商工課企画調整係長	
	加藤 裕介	企画商工課企画調整係主事	

## 色彩の表し方

### (1) マンセル表色系の概要

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法で、「色相」、「明度」、「彩度」の3属性を数値化し、組み合わせによって一つの色を表します。

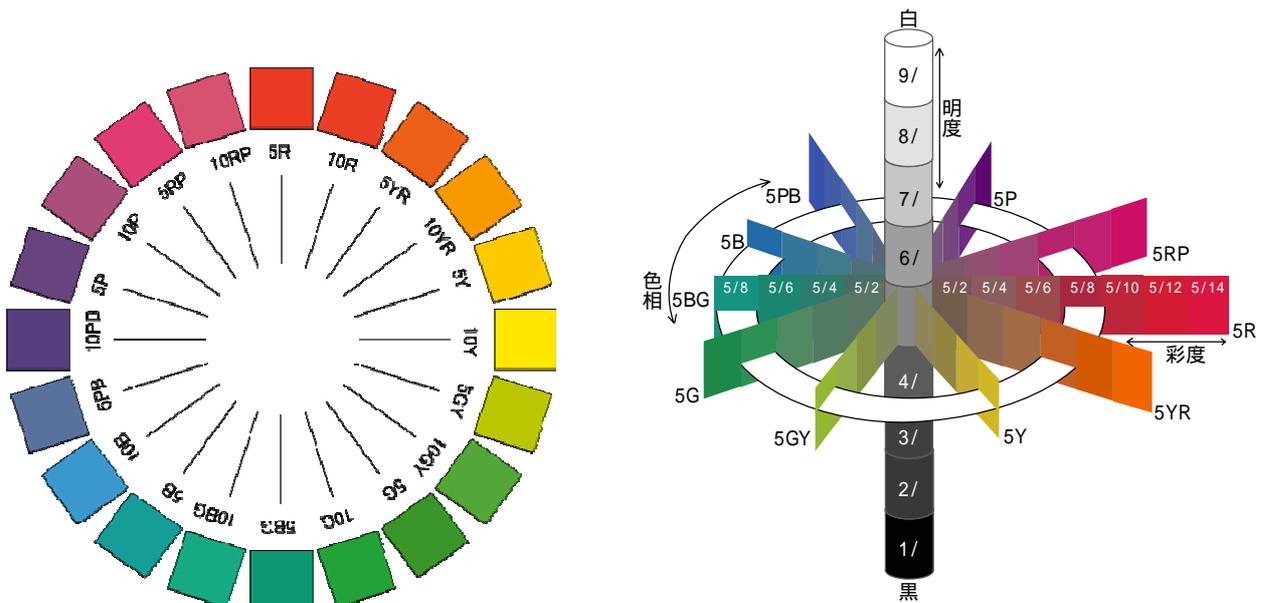
#### 色相 (Hue)

色相は、赤、青、黄などの色合いを示すもので、色名の頭文字をとったアルファベットと数字の組み合わせによって表示します。

赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の五つの基本色相と、その中間の黄赤(YR)、黄緑(YG)、青緑(BG)、青紫(BP)、赤紫(RP)の五つを加えて10色相としています。

さらにそれぞれの色相を10分割し、全体を100色相とします。それぞれに0から10の数字を組み合わせで表し、これを順番に並べたものを「色相環」といいます。

図の色相環で、5R、5YR、5Gなど、5が付けられた色相が上記の10色相となります。また、Rを例にすると、0R~5R~10Rと段階的になっており、0Rは10RPと一致(同色)し、10Rは0YRと一致します。



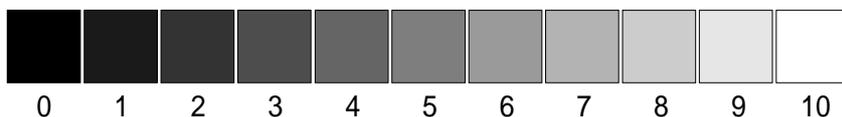
マンセル色相環 (20色)

#### 明度 (Value)

明度は、色の明るさを示すもので、数値で表します。

白や黒など色味を持たない色を「無彩色」といい、明度はこれを基準に決められます。すなわち、無彩色の中で最も明るい白を明度10、最も暗い黒を明度0とし、その中間のグレーの範囲に1~9の数字を割り当てています。

ただし、明度10、明度0は、それぞれ光の全反射、全吸収という理論上の理想的な状態を表すもので、現実には表現できない色であるため、白は9.5、黒は1で表示しています。



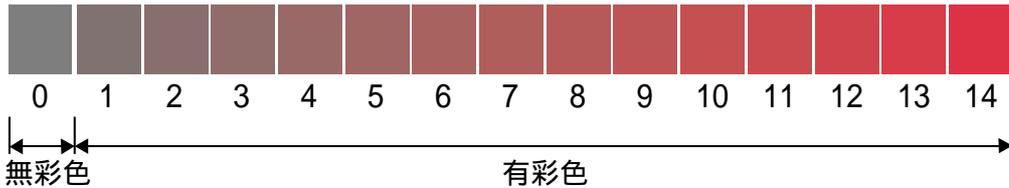
## 彩度 (Chroma)

彩度は、色の鮮やかさを示すもので、数値で表します。

白や黒など色味を持たない「無彩色」を彩度0とし、値が大きくなるほど彩度（鮮やかさ）が高い色となります。なお、彩度が0より大きい色を「有彩色」といいます。

最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JIS標準色票では、赤・黄系で14程度、青系で8～10程度となっています。

5Rの明度5における彩度



5Bの明度6における彩度



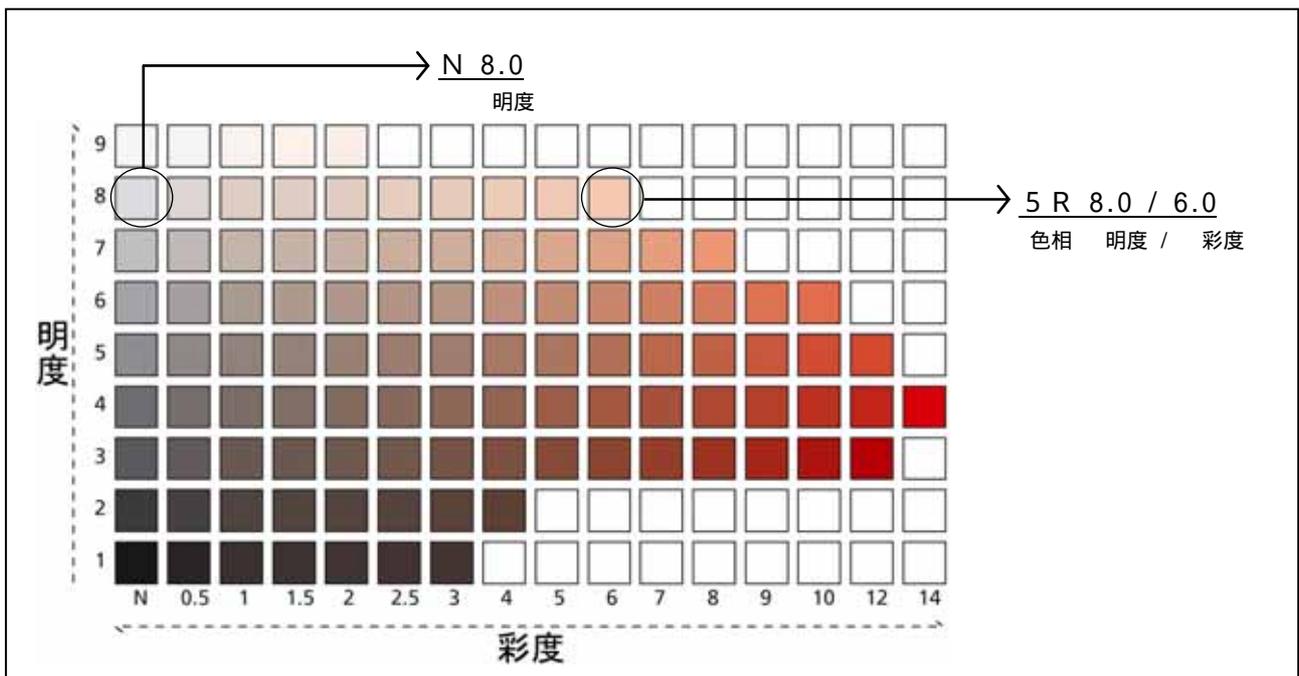
## マンセル記号

マンセル記号は、以上の3つの属性の尺度を順に並べたものです。

有彩色の場合：次頁の例の色彩は、5 Rの色相に属し、明度が8.0、彩度が6.0であることから「5 R 8.0/6.0」と記し、「5アール、8.0の6.0」と読みます。

無彩色の場合：色相の区別が無く、彩度が0と定まっています。ニュートラルの意味を表すNの文字と明度を表す数字で表示します。次頁の例では「N 8.0」と記し、「エヌ8.0」と読みます。

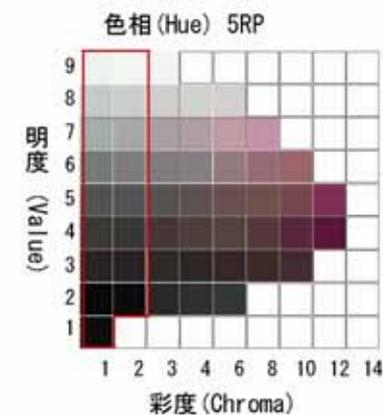
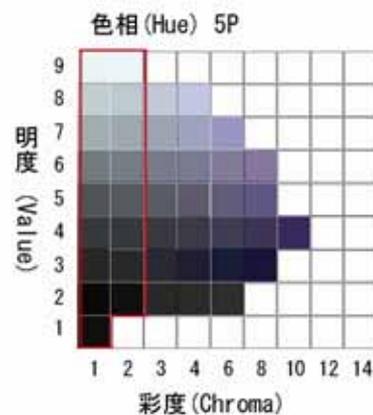
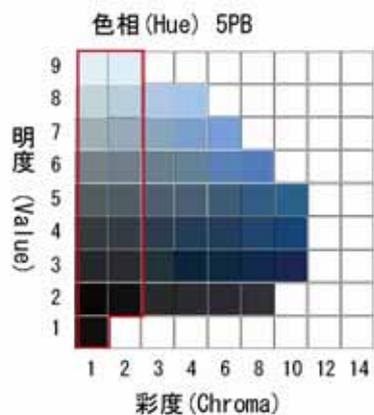
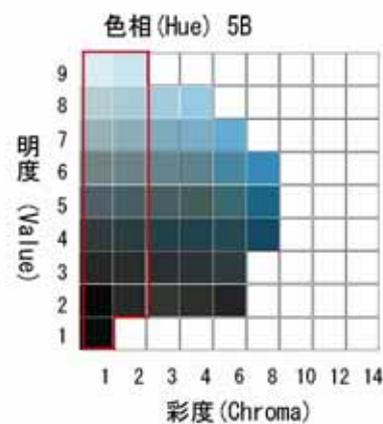
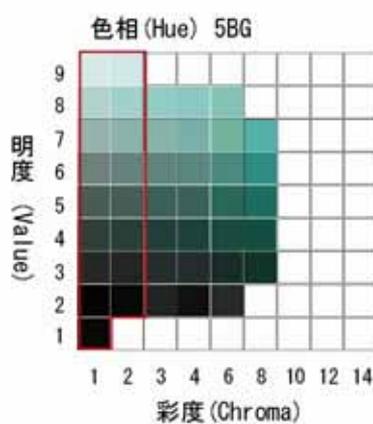
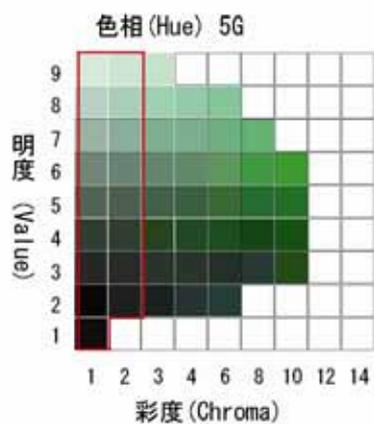
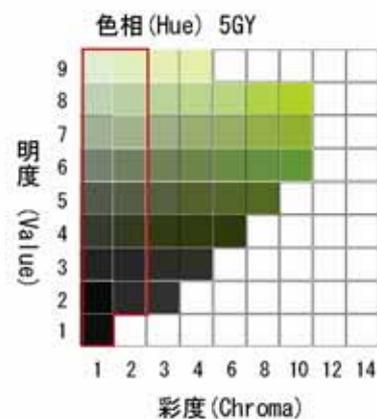
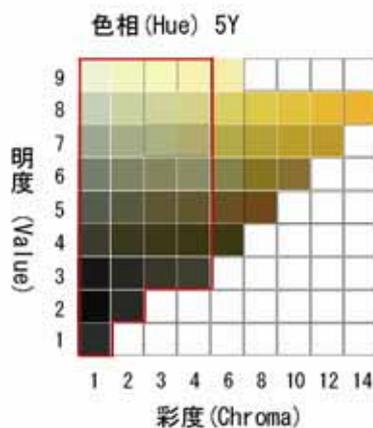
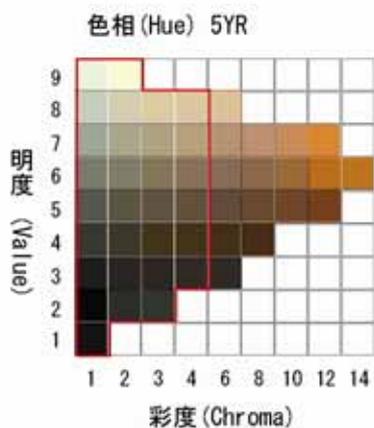
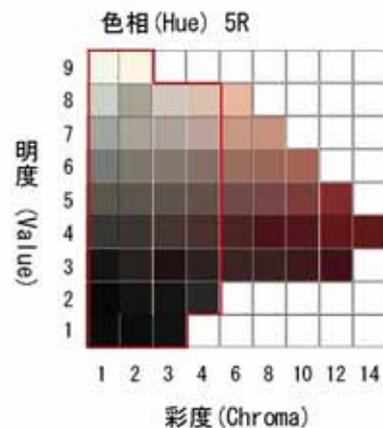
マンセル記号の見方（色相5 Rでの例）



# 使用できる色

一般景観範囲  
(平野部・傾斜地・山間部)

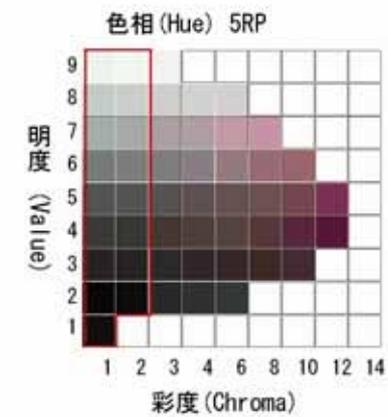
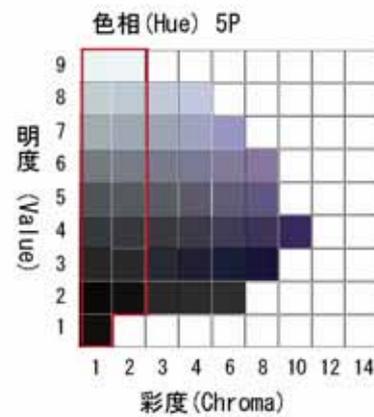
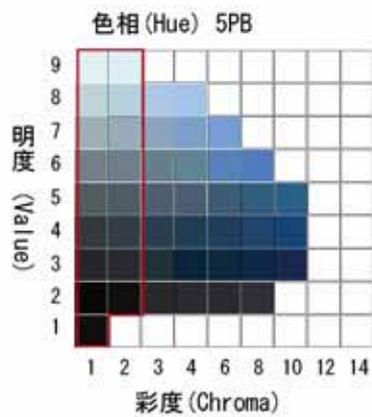
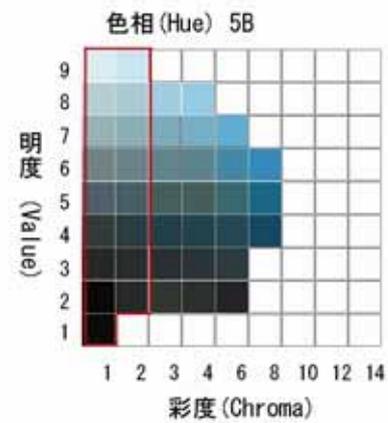
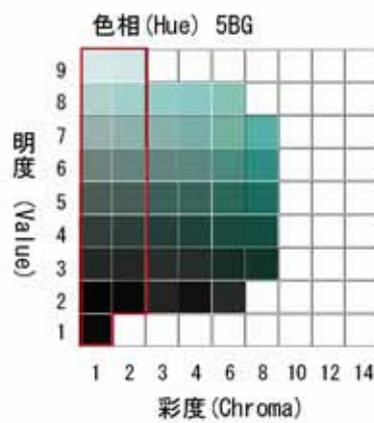
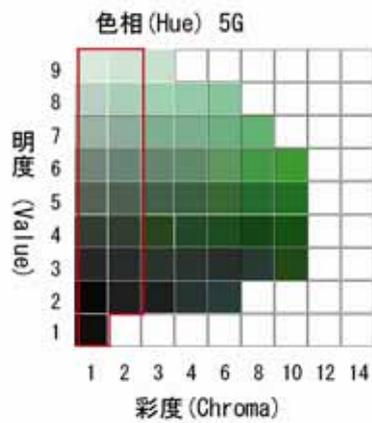
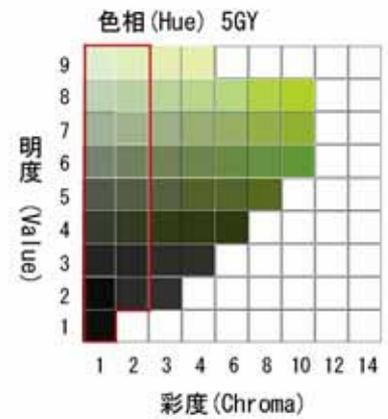
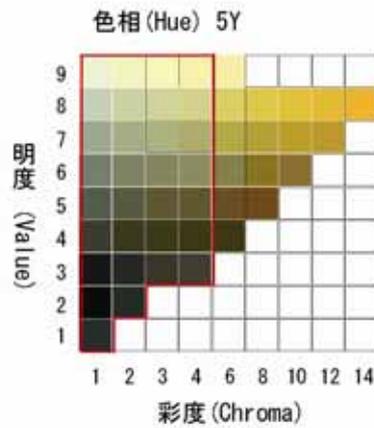
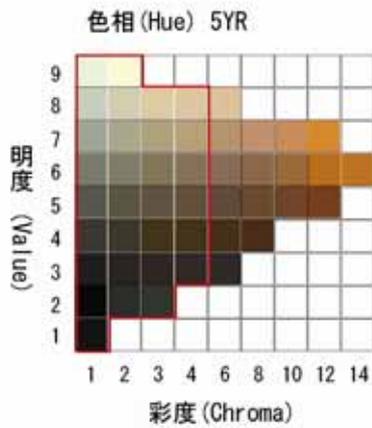
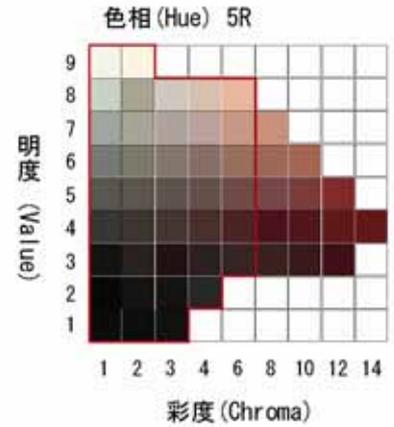
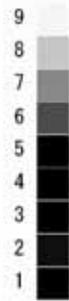
Neutral



# 使用できる色

一般景観範囲  
(市街地)

Neutral



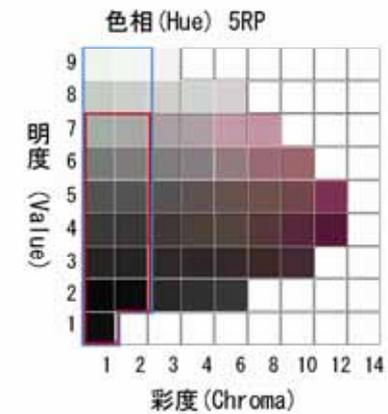
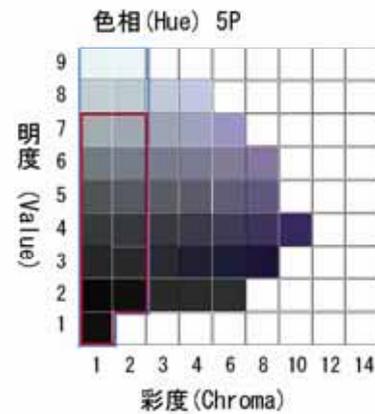
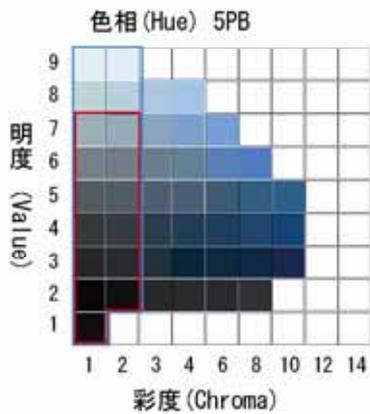
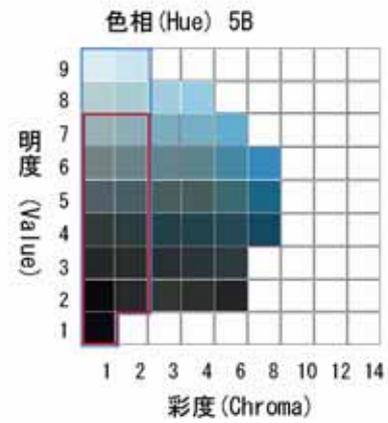
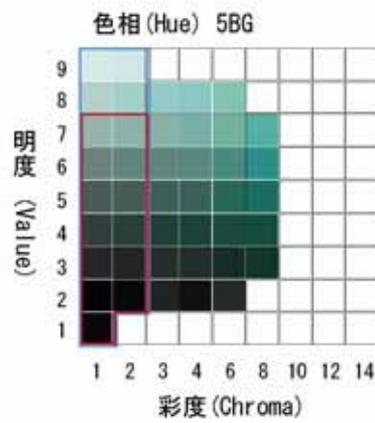
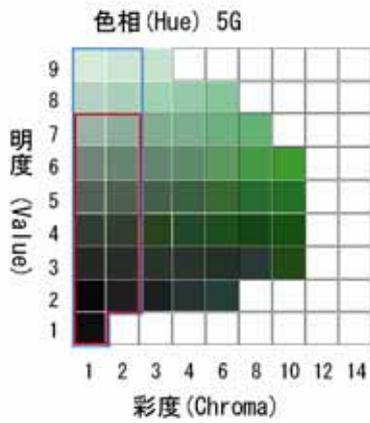
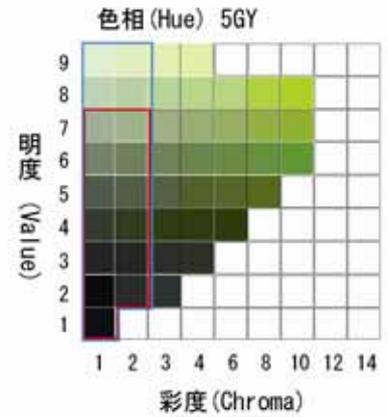
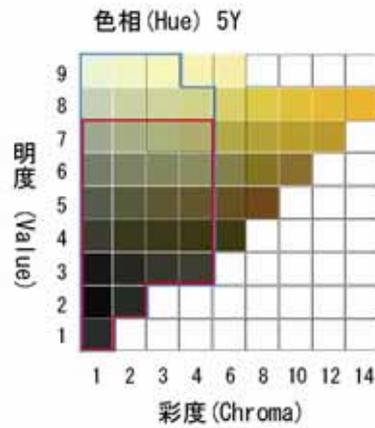
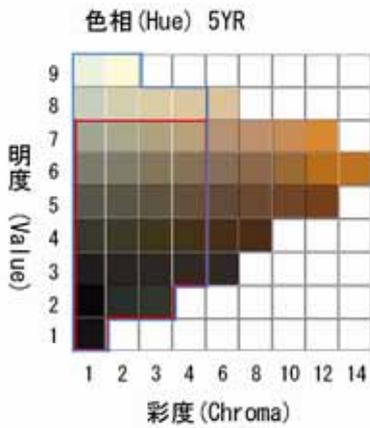
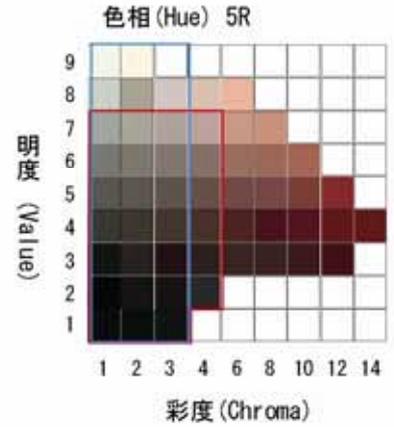
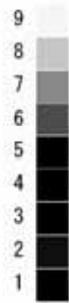
# 使用できる色

## 文化的景観範囲

屋根の色彩 ————

外壁・工作物の色彩 ————

Neutral



# うきは市景観計画

平成 23 年 3 月

---

うきは市企画商工課

〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治 316

TEL 0943-75-3111 (代)